

組織・体制

・組織・体制

- 1 防災関係機関連絡窓口一覧表 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
札幌管区気象台	〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西18丁目 2 番地	011-611-6149
北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所	〒062-8511 札幌市豊平区月寒東 2 条 8 丁目 3 番 1 号	011-854-6111
北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	〒073-0033 滝川市新町 2 丁目 1 番31号	0125-22-4147
北海道開発局札幌開発建設部 札幌河川事務所	〒005-0032 札幌市南区南32条西 8 丁目 2 番 1 号	011-581-3235
北海道開発局小樽開発建設部	〒047-8555 小樽市潮見台 1 丁目15番 5 号	0134-23-5119
北海道森林管理局 (石狩森林管理署)	〒064-8537 札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目70番 (北海道森林管理局庁舎 1 階)	011-622-5111 050-3160-5710
第一管区海上保安本部 小樽海上保安部	〒047-0007 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎 4 階	0134-27-6168
北海道農政事務所	〒064-8518 札幌市中央区南22条西 6 丁目 2 番22 エムズ 南22条ビル	011-330-8801
北海道経済産業局	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-709-1773
北海道運輸局	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第 2 合同庁舎	011-290-2711
東京航空局丘珠空港事務所	〒007-0880 札幌市東区丘珠町	011-781-4161
北海道総合通信局	〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-747-6451
札幌中央労働基準監督署	〒060-8587 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-737-1190

自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第11旅団 第10即応機動連隊	〒073-8510 滝川市泉町236番地	0125-22-2141

北海道

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道石狩振興局 地域創生部危機対策室	〒060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	011-231-4111 (内34-303)
北海道石狩振興局保健環境部 保健行政室(江別保健所)	〒069-0811 江別市錦町 4 番地の 1	011-383-2111
北海道石狩振興局産業振興部 石狩農業改良普及センター 石狩北部支所	〒061-0204 石狩郡当別町若葉17番地	0133-23-2146
北海道石狩振興局産業振興部 石狩地区水産技術普及指導所	〒061-3601 石狩市厚田区厚田 7 番地60	0133-78-2818

北海道空知総合振興局 札幌建設管理部当別出張所	〒061-0216 石狩郡当別町栄町192番地 7	0133-23-2220
----------------------------	------------------------------	--------------

北海道警察

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道札幌方面北警察署	〒001-0024 札幌市北区北24条西 8 丁目 2 番20号	011-727-0110

指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
国立研究開発法人 防災科学技術研究所	〒305-0006 茨城県つくば市天王台 3 - 1	029-851-1611
日本赤十字社 (石狩市地区)	〒061-3216 石狩市花川北 6 条 1 丁目41番地 1 石狩市総合保健福祉センターりんくる内	0133-72-8181
日本放送協会札幌放送局	〒060-8703 札幌市中央区大通西 1 丁目 1 番 1 号	011-232-4001
日本郵便株式会社 (北海道支社石狩郵便局)	〒061-3299 石狩市花川北 3 条 2 丁目200番地	0133-74-1992
北海道電力ネットワーク株式会 社札幌北ネットワークセンター	〒002-8022 札幌市北区篠路 2 条 2 丁目 8 番18号	0120-06-0328
日本通運株式会社 (小樽支店)	〒061-3241 石狩市新港西 2 丁目744番地 3	0133-74-8844
福山通運株式会社 (石狩営業所)	〒061-3241 石狩市新港西 3 丁目768番地 9	0133-76-2921
佐川急便株式会社 (小樽営業所)	〒047-0261 小樽市銭函 3 丁目263番地15	0134-62-7788
ヤマト運輸株式会社 (花川センター)	〒061-3261 石狩市花川東 1 条 3 丁目 4 番地 1	0570-200-000
西濃運輸株式会社 (西濃北海道 エクスプレス株式会社)	〒061-3241 石狩市新港西 1 丁目703番地 6	0133-72-8888
東日本電信電話株式会社 (北海道事業部)	〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2 - 4 NTT大通 4 丁目ビル6F	011-212-4466
KDDI株式会社 (北海道総支社)	〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 4 丁目 1 番 1 号 日本生命札幌ビル5F	011-223-2826
株式会社NTTドコモ (北海道支社)	〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西14丁目 6 番地	011-242-6830
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ株式会社 (北海道支店)	〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 パシフィックマークス札幌北 1 条ビル	0120-866047
ソフトバンク株式会社	〒060-0042 札幌市中央区大通西 4 丁目 6 - 1 札幌大通西 4 ビル	011-272-2388
楽天モバイル株式会社	〒158-0094 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天区リ ムゾンハウス	050-5434-4653
イオン株式会社 (イオン北海道株式会社)	〒003-8630 札幌白石区本通21丁目南 1 番10号	011-865-4120
株式会社セブン・イレブン ・ジャパン(北海道ゾーン)	〒060-0042 札幌市中央区大通西 7 丁目 1 - 1 井門パークフロントビル11階	011-231-0027

株式会社ローソン (道央北支店・道央南支店)	〒001-0010 札幌市中央区北10条西4丁目1-6	0120-013-963
株式会社ファミリーマート (北海道ディストリクト)	〒060-0001 札幌市中央区北1条西13丁目4 タケダ札幌ビル5階	0120-017-735

指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道放送株式会社 (HBC)	〒060-8501 札幌市中央区北1条西5丁目2番地	011-232-5872 (報道部直通)
札幌テレビ放送株式会社 (STV)	〒060-8705 札幌市中央区北1条西8丁目1番1号	011-272-8296
北海道テレビ放送株式会社 (HTB)	〒060-8406 札幌市中央区北1条西1丁目6番地	011-233-6600
北海道文化放送株式会社 (UHB)	〒060-8527 札幌市中央区北1条西14丁目1番5号	011-214-5200
株式会社テレビ北海道 (TVH)	〒060-8517 札幌市中央区大通東6丁目12番地4	011-232-7160
株式会社エフエム北海道	〒060-8532 札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル14階	011-241-0804 232-8438(土日)
株式会社 エフエム・ノースウェーブ	〒060-8557 札幌市北区北7条西4丁目3番1号 新北海道ビル8階	011-707-6505
北海道ガス株式会社 (保安推進部)	〒060-8530 札幌市東区北7条東2丁目1番1号	011-792-8320
一般社団法人石狩医師会	〒061-3282 石狩市花畔2条1丁目9番地1 北ガスプラザ石狩2階	0133-77-5588
札幌歯科医師会	〒064-0807 札幌市中央区南7条西10丁目	011-511-1543
一般社団法人 札幌薬剤師会	〒062-8631 札幌市豊平区平岸1条8丁目5番12号 北海道薬事会館	011-814-5556
公益社団法人北海道 獣医師会(石狩支部)	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条5丁目9番3号	011-642-4483
石狩土地改良区	〒061-3361 石狩市八幡2丁目332番地11	0133-66-3126
石狩花畔土地改良区	〒061-3281 石狩市花畔1条1丁目2番地1	0133-64-2031
一般社団法人 北海道バス協会	〒060-0001 札幌市中央区北1条西19丁目2番地	011-621-4161
一般社団法人 札幌地区トラック協会	〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目	011-751-4231
一般社団法人 北海道警備業協会	〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目8 晴ばれビル7階	011-242-8800
公益社団法人 北海道看護協会	〒003-0027 札幌市白石区本通17丁目北3番24号	011-863-6731
一般社団法人 北海道LPガス協会	〒003-0013 札幌市白石区中央3条3丁目1番40号	011-812-6411
一般社団法人 北海道建設業協会	〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館7階	011-261-6184

社会福祉法人 石狩市社会福祉協議会	〒061-3216 石狩市花川北 6 条 1 丁目41番地 1 石狩市総合保健福祉センターりんくる内	0133-72-8181
----------------------	--	--------------

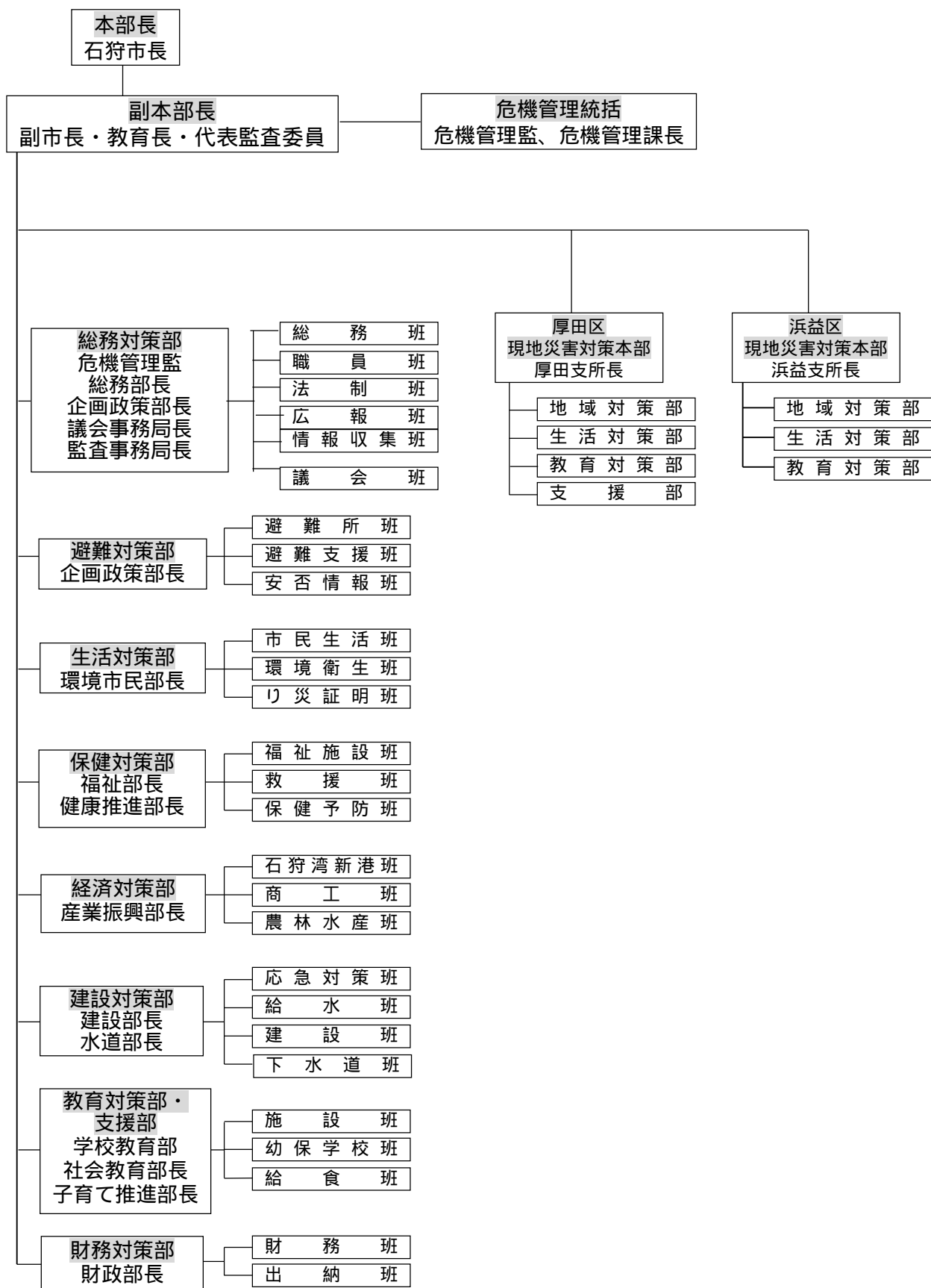
石狩北部地区消防事務組合石狩消防署・石狩消防団

機 関 名	所 在 地	電話番号
石狩北部地区消防事務組合 石狩消防署	〒061-3211 石狩市花川北 1 条 1 丁目 2 番地 3	0133-74-7111
石狩北部地区消防事務組合 石狩消防署石狩湾新港支署	〒061-3220 石狩市志美65番地 2	0133-62-3127
石狩北部地区消防事務組合 石狩消防署厚田支署	〒061-3601 石狩市厚田区厚田106番地	0133-78-2131
石狩北部地区消防事務組合 石狩消防署浜益支署	〒061-3101 石狩市浜益区浜益 2 番地 3	0133-79-3080
石狩北部地区消防事務組合 石狩消防団	〒061-3211 石狩市花川北 1 条 1 丁目 2 番地 3	0133-74-7111

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
石狩湾新港管理組合	〒061-3244 石狩市新港南 2 丁目725番地 1	0133-64-6661
石狩市農業協同組合	〒061-3361 石狩市八幡 2 丁目332番地11	0133-66-3321
北石狩農業協同組合	〒061-0295 石狩郡当別町錦町53番地57	0133-23-2530
石狩湾漁業協同組合	〒061-3243 石狩市新港東 4 丁目800番地2先	0133-62-3331
石狩商工会議所	〒061-3216 石狩市花川北 6 条 1 丁目 5 番地	0133-72-2111
石狩北商工会	〒061-3601 厚田区厚田47番地 4	0133-78-2513
北海道中央バス株式会社 石狩営業所	〒061-3248 石狩市花川東 2 条 1 丁目16番地	0133-74-2325
日本水難救済会石狩救難所	〒061-3243 石狩市新港東 4 丁目800番地 2	0133-62-3331
日本水難救済会厚田救難所	〒061-3601 石狩市厚田区厚田 7 番地 4	0133-78-2006
日本水難救済会浜益救難所	〒061-3101 石狩市浜益区浜益 2 番地	0133-79-3225
石狩市森林組合	〒061-3601 石狩市厚田区厚田18番地 1	0133-78-2545
当別町森林組合	〒061-0215 石狩郡当別町対雁421番地	0133-23-2610
北海道ガス株式会社 生産技術部 生産計画グループ	〒061-3242 石狩市新港中央4丁目3743	0133-64-8500
一般社団法人 石狩市防災まちづくり協会	〒061-3217 石狩市花川北 6 条 1 丁目30番地 2 石狩市役所内	0133-77-6217

- 2 石狩市災害対策本部組織図



- 3 石狩市災害対策本部編成及び事務分掌

災害対策本部

総務対策部

（対策部長：危機管理監、対策副部長：総務部長、企画政策部長、議会事務局長、監査事務局長）

指揮系統図（対策部長が不在の場合は、番号順に指揮系統が移っていく）



・ 3 時間以内に着手すべき業務（S）

班	担当部署	業務内容
総務班	危機管理課	発生した災害情報の収集に関する事
		災対本部及び現地对策本部の設置（廃止）に関する事
		避難勧告等の発令に関する事
		住民への避難情報・災害情報伝達に関する事
		災対本部の運営に関する事
		通信連絡機能の確保に関する事
		消防との連携に関する事
		指定行政機関等への協力要請、自衛隊の派遣要請に関する事（石狩振興局へ要請）
		各対策部の統括に関する事
	総務課	庁舎及び電力、暖房、通信連絡機能の確保に関する事
		消防との連携に関する事
		職員の非常招集に関する事（勤務時間外のみ）
職員班	職員課	防災関係機関との情報共有に関する事
		災害救助法の適用申請に関する事
		指定行政機関等への協力要請、自衛隊の派遣要請に関する事（石狩振興局へ要請）
		各対策部の統括に関する事
		職員の参集状況の把握と動員に関する事
情報収集班	DX推進課	情報の収集及び伝達に関する事
		ICTの被害状況の把握及び報告に関する事
広報班	秘書広報課、政策担当	職員間の情報共有に関する事
		住民に対する被災の広報に関する事
		報道機関への対応に関する事
		被災に関する刊行物の製作及び発行に関する事

・ 1 日以内に着手すべき業務（ A ）

班	担当部署	業務内容
総務班	総務課	車両の確保に関する事
	総務課、契約課	輸送車両等の確保及び運行に関する事
		災害時応援協定締結先への応援要請に関する事
		燃料等の確保に関する事
職員班	職員課	支援物資の受入れに関する事
		応急対応等の従事者に対する災害用備蓄品等の貸与並びに給食及び寝具の調達供給に関する事
広報班	秘書広報課、政策担当	報道機関に対する定例会見の実施に関する事
議会班	議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局	議会への連絡に関する事

・ 3 日以内に着手すべき業務（ B ）

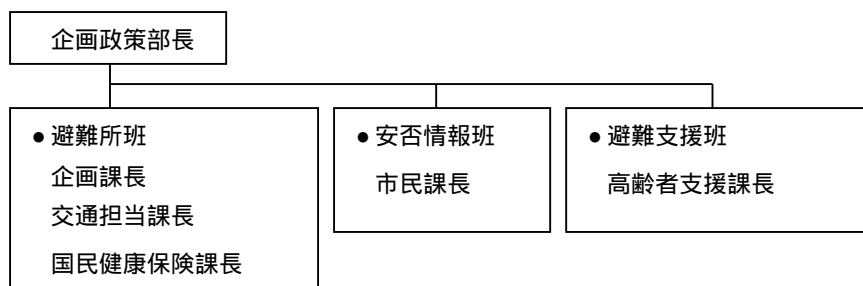
班	担当部署	業務内容
総務班	総務課、契約課	代替指定避難所の緊急使用に関する事
職員班	職員課	人材の確保に関する事
広報班	秘書広報課、政策担当	復旧情報等の広報に関する事
議会班	議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局	関係機関の視察対応に関する事

・ 2 週間以内に着手すべき業務（ C ）

班	担当部署	業務内容
総務班	総務課、契約課	指定避難所の統廃合に関する事
		各対策部における業務の契約に関する事
法制班	法制担当	必要な条例改正及び制定等に関する事
職員班	職員課	職員のメンタルヘルスケアに関する事
情報収集班	DX推進課	被災記録及び災害記録に関する事
		被災状況調査の取りまとめ及び知事への報告に関する事
議会班	議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局	緊急会議（本会議、委員会）の開催に関する事

避難対策部（対策部長：企画政策部長）

指揮系統図（対策部長が不在の場合は、番号順に指揮系統が移っていく）



・ 3 時間以内に着手すべき業務（ S ）

班	担当部署	業務内容
避難所班	企画課、 国民健康保険課	指定避難所及び市有財産の被害状況の把握に関すること
		避難所の開設及び運営の支援に関すること
避難支援班	高齢者支援課	避難支援に関すること（自力避難が困難な状況など）
		要配慮者の包括的な支援に関すること
安否情報班	市民課	安否情報の収集・取りまとめ及び問合せ対応に関すること
		行方不明者の搜索及び報告に関すること

・ 1 日以内に着手すべき業務（ A ）

班	担当部署	業務内容
避難所班	企画課、 国民健康保険課	避難所への情報提供に関すること
		避難所等への救援物資の供給調整及び運搬に関すること

・ 3 日以内に着手すべき業務（ B ）

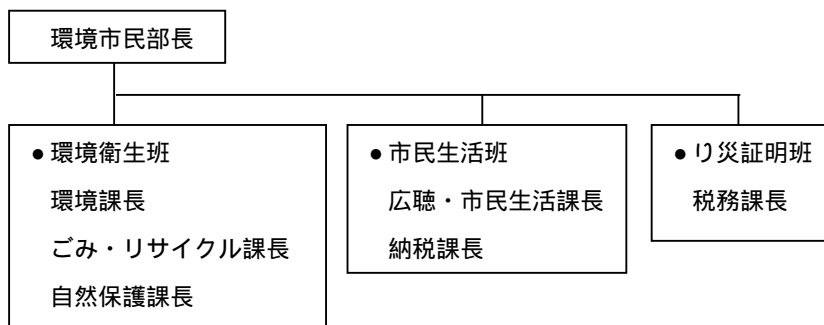
班	担当部署	業務内容
避難所班	企画課、 国民健康保険課	女性や乳幼児、障がい者等の多様な視点への対応に関するこ と

・ 2 週間以内に着手すべき業務（ C ）

班	担当部署	業務内容
避難所班	企画課、 国民健康保険課	指定避難所との連絡調整に関すること
		避難者の指定避難所間移送に関すること

生活対策部（対策部長：環境市民部長）

指揮系統図（対策部長が不在の場合は、番号順に指揮系統が移っていく）



・ 3 時間以内に着手すべき業務（ S ）

班	担当部署	業務内容
市民生活班	広聴・市民生活課、 納税課	避難誘導における警察との連携に関すること
環境衛生班	環境課、ごみ・リサイ クル課、自然保護課	遺体の処理及び埋葬に関すること

・ 1 日以内に着手すべき業務（ A ）

班	担当部署	業務内容
市民生活班	広聴・市民生活課、 納税課	住民組織等（町内会及び自治会、自主防災組織等）との情報共有に関すること
		被災に係る相談・陳情等に関すること
環境衛生班	環境課、ごみ・リサイ クル課、自然保護課	指定避難所等における仮設トイレの設置に関すること
		汚物処理に関すること

・ 3 日以内に着手すべき業務（ B ）

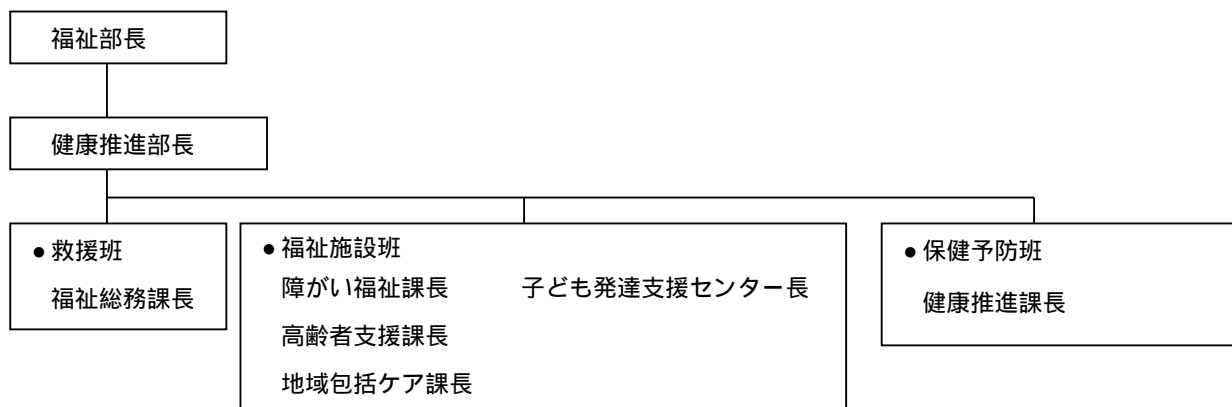
班	担当部署	業務内容
市民生活班	広聴・市民生活課、 納税課	防犯に関すること
環境衛生班	環境課、ごみ・リサイ クル課、自然保護課	廃棄物処理に関すること
		環境保全及び公害対策に関すること
り災証明班	税務課	り災家屋等の被害実態調査に関すること
		り災証明の発行に関すること

・ 3 日以内に着手すべき業務（ C ）

班	担当部署	業務内容
市民生活班	広聴・市民生活課、 納税課	生活相談に関すること
環境衛生班	環境課、ごみ・リサイ クル課、自然保護課	北石狩衛生センター等との連絡調整に関すること
り災証明班	税務課	被災に係る相談・陳情等に関すること

保健対策部（対策部長：福祉部長、対策副部長：健康推進部長）

指揮系統図（対策部長が不在の場合は、番号順に指揮系統が移っていく）



・ 3 時間以内に着手すべき業務（ S ）

班	担当部署	業務内容
福祉施設班	高齢者支援課、地域包括ケア課、障がい福祉課、子ども発達支援センター	社会福祉施設の被害状況の把握及び報告に関すること＝
保健予防班	健康推進課	江別保健所との情報共有に関すること
		石狩医師会及び札幌歯科医師会への支援要請に関すること
		病院施設の被害状況の把握及び報告に関すること
		救急医療及び助産に関すること
		救護所の開設及び管理に関すること
		医療機関受診者等の負傷者の把握に関すること

・ 1 日以内に着手すべき業務（ A ）

班	担当部署	業務内容
福祉施設班	高齢者支援課、地域包括ケア課、障がい福祉課、子ども発達支援センター	福祉避難所の開設及び受入れに関すること
救援班	福祉総務課	社会福祉協議会との情報共有に関すること
		ボランティアの受け入れ及び調整に関すること
		日本赤十字社への支援要請に関すること

・ 3 日以内に着手すべき業務（ B ）

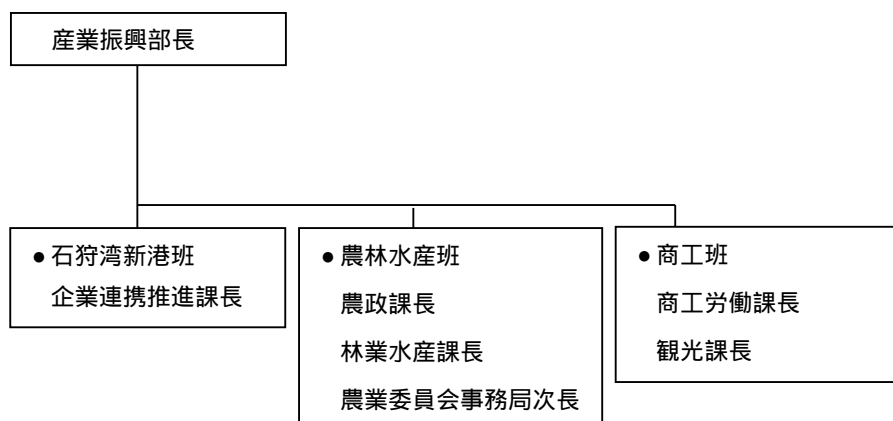
班	担当部署	業務内容
福祉施設班	高齢者支援課、地域包括ケア課、障がい福祉課、子ども発達支援センター	福祉避難者に対する福祉施設等の入所先の確保・調整及び移送に関すること
保健予防班	健康推進課、高齢者支援課	保健指導及び栄養指導に関すること
		感染症の予防に関すること
		防疫に関すること
		医薬品及び医療機器の確保に関すること

・ 2 週間以内に着手すべき業務（ C ）

班	担当部署	業務内容
保健予防班	健康推進課、高齢者支援課	石狩医師会及び札幌医師会への連絡調整に関すること
救援班	福祉総務課	社会福祉協議会との連絡調整に関すること
		被災者の生活保護に関すること

経済対策部（対策部長：産業振興担当部長）

指揮系統図（対策部長が不在の場合は、番号順に指揮系統が移っていく）



・ 1 日以内に着手すべき業務（ A ）

班	担当部署	業務内容
石狩湾新港班	企業連携推進課	石狩湾新港管理組合との情報共有に関する事
		新港企業の被害状況の把握及び報告に関する事
		新港企業への支援要請に関する事
商工班	商工労働課、 観光課	商工業者等との情報共有に関する事
		商工業者等への支援要請に関する事
		帰宅困難者に関する避難施設等の情報提供に関する事
農林水産班	農政課、林業水産課、 農業委員会	農林水産関係機関への支援要請に関する事
		農林水産関係の被害調査及び報告に関する事

・ 3 日以内に着手すべき業務（ B ）

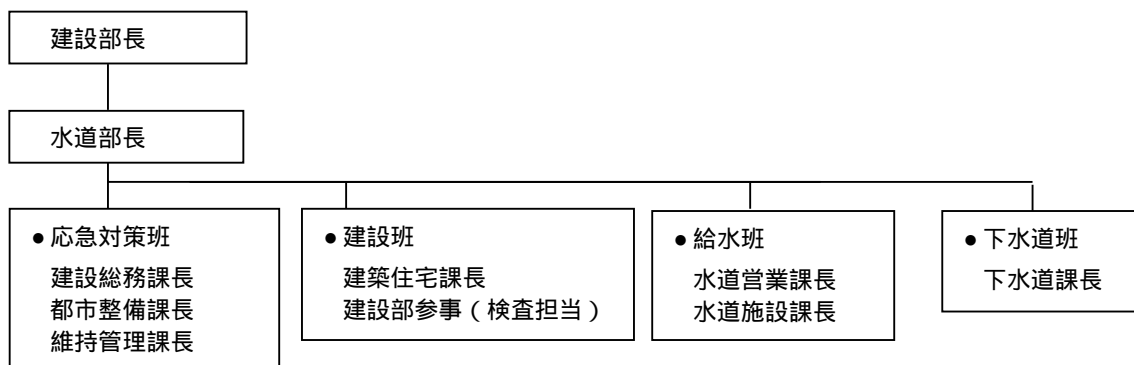
班	担当部署	業務内容
商工班	商工労働課、 観光課	商工業者の被害調査及び報告に関する事
農林水産班	農政課、林業水産課、 農業委員会	農林水産関係機関との情報共有に関する事
		林野火災に関する事
		農林水産関係機関との連絡調整に関する事
		農林水産業被害に関する応急の対策及び復旧に関する事
		農林水産業等の災害補償及び関係資金の融資に関する事

・ 2 週間以内に着手すべき業務（ C ）

班	担当部署	業務内容
石狩湾新港班	企業連携推進課	新港企業の金融相談及び応急の対策に関する事
商工班	商工労働課、 観光課	商工業者の金融相談及び応急の対策に関する事
		消費物資の確保及び物価の安定に関する事
農林水産班	農政課、林業水産課、 農業委員会	家畜の防疫及び飼料の確保に関する事
		死亡獣畜の処理に関する事

建設対策部（対策部長：建設部長、対策副部長：水道部長）

指揮系統図（対策部長が不在の場合は、番号順に指揮系統が移っていく）



・ 3 時間以内に着手すべき業務（ S ）

班	担当部署	業務内容
応急対策班	建設総務課、都市整備課 維持管理課	北海道開発局及び札幌建設管理部等との情報共有に関する事
		道路、橋梁、河川、公園等の被害状況の把握及び報告に関する事
		道路、橋梁、河川、公園等の保護及び応急の対策に関する事
		障害物の除去・除雪に関する事
給水班	水道営業課、 水道施設課	飲料水等の供給に関する事
		上水道施設の被害状況の把握及び応急の対策に関する事
		水源地の確保、管理及び水質保全に関する事
下水道班	下水道課	下水道施設の被害状況の把握及び応急の対策に関する事
建設班	建築住宅課 建設部参事（検査担当）	り災家屋等の危険度判定に関する事
		市営住宅の被害調査及び応急の対策等に関する事
		建築関係工事現場の監督に関する事

・ 1 日以内に着手すべき業務（ A ）

班	担当部署	業務内容
応急対策班	建設総務課、都市整備課 維持管理課	道路の通行禁止及び制限の措置に関する事
		緊急輸送道路に関する事
給水班	水道営業課、 水道施設課	日本水道協会北海道支部等との連絡調整に関する事

・ 3 日以内に着手すべき業務（ B ）

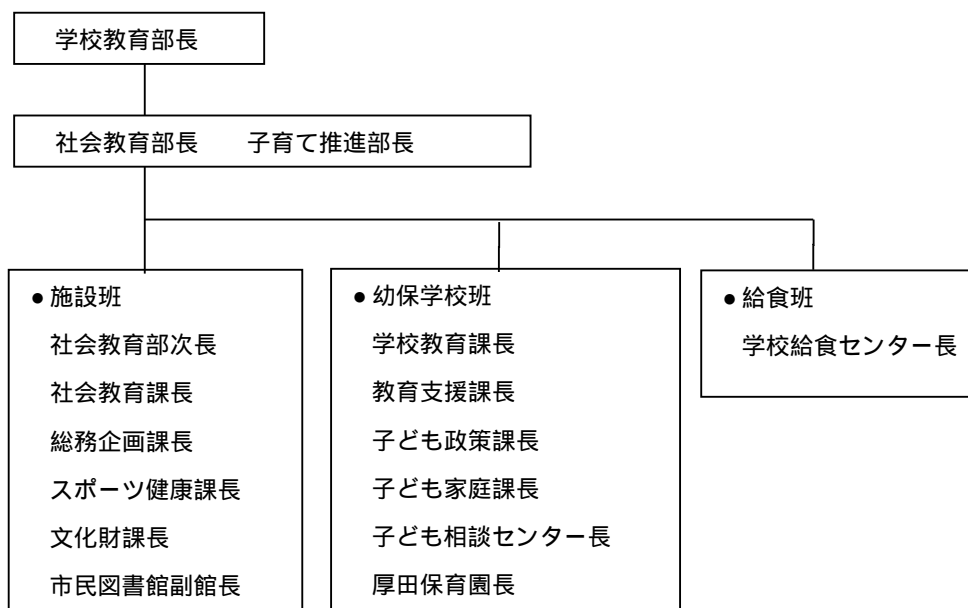
班	担当部署	業務内容
応急対策班	建設総務課、都市整備課 維持管理課	応急作業用車両及び応急資機材等の確保・調達に関する事
給水班	水道営業課、 水道施設課	日本水道協会北海道支部等との連絡調整に関する事

・ 2 週間以内に着手すべき業務（ C ）

班	担当部署	業務内容
建設班	建築住宅課 建設部参事（検査担当）	応急仮設住宅等の建設に関する事
		住宅の応急修理に関する事
		被災時の建築、土木建設用資材等の輸送計画の策定及び実施に関する事

教育対策部・支援部（対策部長：学校教育部長、対策副部長：社会教育部長、子育て推進部長）

指揮系統図（対策部長が不在の場合は、番号順に指揮系統が移っていく）



・ 3 時間以内に着手すべき業務（ S ）

班	担当部署	業務内容
施設班	総務企画課、保育園、社会教育課、文化財課、市民図書館、公民館、スポーツ健康課	体育施設の被害調査及び（応急）復旧に関すること
幼保学校班	学校教育課、子ども家庭課、子ども相談センター、教育支援課厚田保育園長	幼稚園・保育園及び小中学校との情報共有に関すること
		園児・児童・生徒の安全確保、応急の救護に関すること

・ 1 日以内に着手すべき業務（ A ）

班	担当部署	業務内容
施設班	総務企画課、保育園、社会教育課、文化財課、市民図書館、公民館、スポーツ健康課	北海道教育庁石狩教育局等との情報共有に関すること
		教職員等の動員に関すること
		幼稚園・保育園施設及び学校教育施設の被害状況の把握及び報告に関すること
		幼稚園・保育園施設及び学校教育施設の被害調査及び（応急）復旧に関すること
		教育施設の被害調査及び（応急）復旧に関すること
		文化財の保護及び（応急）復旧に関すること
幼保学校班	学校教育課、子ども政策課、子ども家庭課、子ども相談センター、教育支援課厚田保育園長	保護者への園児・児童・生徒の引き渡しに関すること
給食班	学校給食センター、厚田学校給食センター	給食センターを利用した炊き出しに関すること

・ 3 日以内に着手すべき業務（ B ）

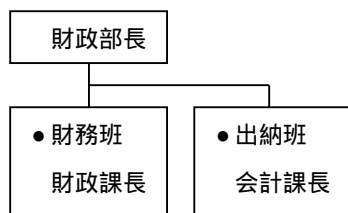
班	担当部署	業務内容
幼保学校班	学校教育課、子ども政策課、子ども家庭課、子ども相談センター、教育支援課	園児・児童・生徒の保育及び授業に関すること

・ 2 週間以内に着手すべき業務（ C ）

班	担当部署	業務内容
施設班	総務企画課、保育園、社会教育課、文化財課、市民図書館、公民館、スポーツ健康課	北海道教育庁石狩教育局等との連絡調整に関すること
		教職員等の確保に関すること
		学用品等の配給に関すること
幼保学校班	学校教育課、子ども政策課、子ども家庭課、子ども相談センター、教育支援課	園児・児童・生徒の保護者との連絡調整に関すること
		園児・児童・生徒のり災状況の調査に関すること
		園児・児童・生徒へのカウンセリングに関すること

財務対策部（対策部長：財政部長）

指揮系統図（対策部長が不在の場合は、番号順に指揮系統が移っていく）



・ 3 日以内に着手すべき業務（ B ）

班	担当部署	業務内容
財務班	財政課	予算措置及び経理に関すること
		災害弔慰金、見舞金等に関すること
出納班	会計課	義援金等の収納・保管に関すること
		出納事務に関すること
		災害弔慰金、見舞金等に関すること

・ 2 週間以内に着手すべき業務（ C ）

班	担当部署	業務内容
財務班	財政課	財源調達に関すること
		義援金等の配分に関すること
出納班	会計課	現金の保管・出納に関すること

現地災害対策本部（現地対策本部長：各支所長）

指揮系統図（対策部長が不在の場合は、番号順に指揮系統が移っていく） **は浜益支所のみ**



地域対策部

・ 3 時間以内に着手すべき業務（ S ）

支所担当部署	業務内容	災害対策本部 担当班(参考)
地域振興課	発生した災害情報の収集に関する事	総務対策部 総務班
	管轄区域内の住民への避難情報・災害情報伝達に関する事	
	消防支署との連携に関する事	
	現地災対本部の運営に関する事	
	支所庁舎の電力及び通信連絡機能の確保に関する事	
	支所職員の非常招集に関する事（勤務時間外のみ）	
	現地災対本部内の各課の統括に関する事	
	支所職員の参集状況の把握と動員に関する事	総務対策部 職員班
	管轄区域内の情報の収集及び伝達に関する事	総務対策部 情報収集班
	支所職員間の情報共有に関する事	総務対策部 広報班
地域振興課	管轄区域内の住民に対する被災の広報に関する事	建設対策部 応急対策班
	管轄区域内での道路、橋梁、河川、公園等の被害状況の把握及び報告に関する事	建設対策部 応急対策班
	管轄区域内での道路、橋梁、河川、公園等の保護及び応急の対策に関する事	建設対策部 応急対策班
	管轄区域内での飲料水等の供給に関する事	建設対策部 給水班

・ 1 日以内に着手すべき業務（ A ）

支所担当部署	業務内容	災害対策本部 担当班(参考)
地域振興課	車両の確保に関する事	総務対策部 総務班
	管轄区域内での燃料等の確保に関する事	
	管轄区域内での輸送車両等の確保及び運行に関する事	
	管轄区域内での支援物資の受入れに関する事	総務対策部 職員班
	管轄区域内での応急対応等の従事者に対する災害用備蓄品等の貸与並びに給食及び寝具の調達供給に関する事	
	管轄区域内のり災家屋等の危険度判定に関する事	建設対策部 建設班
	管轄区域内の水源地の確保、管理及び水質保全に関する事	建設対策部 給水班

・ 3 日以内に着手すべき業務（ B ）

支所担当部署	業務内容	災害対策本部 担当班(参考)
地域振興課	管轄区域内での代替指定避難所の緊急使用に関する事	総務対策部 総務班
	管轄区域内の復旧情報等の広報に関する事	総務対策部 広報班
	管轄区域内での林野火災に関する事	経済対策部 農林水産班
	管轄区域内での障害物の除去に関する事	建設対策部 応急対策班

生活対策部

・ 3 時間以内に着手すべき業務（ S ）

支所担当部署	業務内容	災害対策本部 担当班(参考)
市民福祉課	管轄区域内の指定避難所及び市有財産の被害状況の把握に関する事	避難対策部 避難所班
	管轄区域内での行方不明者の捜索及び報告に関する事	避難対策部 安否情報班
	管轄区域内での要配慮者の包括的な支援に関する事	避難対策部 避難支援班
	管轄区域内での避難支援に関する事（自力避難が困難な状況など）	
	管轄区域内での救急医療及び助産に関する事	保健対策部 保健予防班
	管轄区域内での救護所の開設及び管理に関する事	
	管轄区域内の医療機関受診者等の負傷者の把握に関する事	
浜益国民健康保険 診療所	浜益国民健康保険診療所運営事業に関する事	保健対策部 福祉施設班

・ 1 日以内に着手すべき業務（ A ）

支所担当部署	業務内容	災害対策本部 担当班(参考)
市民福祉課	管轄区域内の避難所の開設及び運営の支援に関する事	避難対策部 避難所班
	管轄区域内の避難所への情報提供に関する事	
	管轄区域内の避難所等への救援物資の供給調整及び運搬に関する事	
	管轄区域内の住民組織等（町内会及び自治会、自主防災組織等）との情報共有に関する事	生活対策部 市民生活班
	管轄区域内の住民組織等（町内会及び自治会、自主防災組織等）との連絡調整に関する事	
	管轄区域内での被災に係る相談・陳情等に関する事	
	管轄区域内の安否情報の収集及び災対本部への報告に関する事	避難対策部 安否情報班
	管轄区域内の社会福祉施設の被害状況の把握及び報告に関する事	保健対策部 福祉施設班
	管轄区域内の福祉避難所の開設及び受入れに関する事	
	管轄区域内の病院施設の被害状況の把握及び報告に関する事	保健対策部 保健予防班

・ 3 日以内に着手すべき業務（ B ）

支所担当部署	業務内容	災害対策本部 担当班(参考)
市民福祉課	管轄区域内の防犯に関すること	生活対策部 市民生活班
	管轄区域内での保健指導及び栄養指導に関すること	保健対策部 保健予防班
	管轄区域内での感染症の予防に関すること	
	管轄区域内での防疫に関すること	

・ 2 週間以内に着手すべき業務（ C ）

支所担当部署	業務内容	災害対策本部 担当班(参考)
市民福祉課	管轄区域内の指定避難所との連絡調整に関すること	避難対策部 避難所班
	管轄区域内の女性や乳幼児、障がい者等の多様な視点への対応に関すること	
	管轄区域内での生活相談に関すること	生活対策部 市民生活班
	被災者の生活保護に関すること	保健対策部 救援班

教育対策部

・ 3 時間以内に着手すべき業務（ S ）

支所担当部署	業務内容	災害対策本部 担当班(参考)
厚田生涯学習課、浜益生涯学習課、保育園	管轄区域内の園児・児童・生徒の安全確保、応急の救護に関すること	教育対策部 幼保学校班

・ 1 日以内に着手すべき業務（ A ）

支所担当部署	業務内容	災害対策本部 担当班(参考)
厚田生涯学習課、浜益生涯学習課、保育園	管轄区域内の保育園・幼稚園施設及び学校教育施設の被害状況の把握及び報告に関すること	教育対策部 施設班
厚田生涯学習課、浜益生涯学習課、保育園	管轄区域内での保護者への園児・児童・生徒の引き渡しに関すること	教育対策部 幼保学校班

・ 2 週間以内に着手すべき業務（ C ）

支所担当部署	業務内容	災害対策本部 担当班(参考)
厚田生涯学習課、浜益生涯学習課、保育園	管轄区域内での園児・児童・生徒の保護者との連絡調整に関すること	教育対策部 幼保班
厚田生涯学習課、浜益生涯学習課、保育園	管轄区域内での園児・児童・生徒のり災状況の調査に関すること	

各対策部共通

・ 3 時間以内に着手すべき業務（ S ）

支所担当部署	業務内容	災害対策本部 担当班(参考)
共 通	来庁者（市施設利用者）の避難誘導及び安全確保に関するこ と	共 通
	来庁者（市施設利用者）の安否情報の収集及び報告に関する こと	
	災害発生時の安全確保と家族の安否確認に関すること。 （各課）の職員参集状況の確認と本部への報告に関すること	
	各課が使用するデータベースの保護、復旧措置に関すること	
	部内及び他部との連携調整、情報収集班への情報の伝達に関 すること	

【平常時】

Pre Stage Awareness & Preparation Stage

災害時の初動対応の迅速化や復旧復興の円滑化が図られるよう、平常時から災害に備えるための業務を遂行するとともに、通常業務においても、防災の視点に立った業務の改善及び新たな取り組みを行うStage。

関係対策部 平時から行うべき業務	総務 対策部	避難 対策部	生活 対策部	保健 対策部	経済 対策部	建設 対策部	教育 対策部	財務 対策部	支 援 部
被災地等での実態・経験を基とした情報収集を行い、業務継続計画（BCP）を策定する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
市民及び職員並びに指定避難所の施設管理者等による避難所運営をはじめとする総合的な訓練を実施する。	●	●	●	●	●	●	●		●
市の刊行物等に防災情報を掲載し、市民の防災意識の高揚を図るとともに、観光客等への防災対策として、観光パンフレット等に津波避難等の情報の掲載を推進する。	●	●	●	●	●	●	●		
外部からの支援や協力を得られるよう、様々な企業・団体との災害時応援協定の締結等を進める。	●	●		●	●	●			
指定避難所における福祉避難スペース確保の啓発を図る。	●	●		●					
避難時又は指定避難所開設後における施設管理者との協力体制の整備及びルール化を図る。	●	●					●		
避難所運営の円滑化を図るため、地域で行われる防災訓練等に職員が参画し、平常時からの地域住民との関係構築を推進する。	●	●							
指定避難所の備蓄品の確認や資機材の使用方法等の訓練を行うことにより、職員等の資質の向上を図る。	●	●							
生活物資や資機材等の不足を解消するために、様々な企業・団体との災害時応援協定の締結等を進める。	●				●				
過去の被災地での前例を事前に収集し、条例改正及び制定等の即時化を図ることにより、早急な災害対応が行えるよう整備を図る。	●								
市民及び職員に対する防災意識の高揚を図る。	●								
災害対応にあたる人員を確保するため、市職員退職者の「（仮）退職者バンク」を整備するとともに、定期的な情報の更新に務める。	●								
指定避難所以外で避難所として使用可能な代替公共施設等の選定を行う。	●								
指定避難所への備蓄の整備及び市民の家庭内備蓄の啓発を図る。	●								
災害対策連絡系統図を整備・更新する。	●								
給食センターによる炊き出しや保健師による保健指導等、専門的な技術や資格を必要とする業務を遂行するために、各種業務に関する人材バンクの整備を図る。		●	●	●		●	●		●
町内会・自治会と連携し、避難行動要支援者名簿の配布と個別避難計画作成の推進を図る。		●	●	●					
災害時において、市内で早急に調達可能な農水産物の調査を行い、その食材を使用する栄養を考慮した「炊き出し用のレシピ」を作成し、指定避難所に配置する。				●	●				
社会福祉施設や医療機関との避難時又は福祉避難所開設時における要配慮者の受入れ等の協力体制を構築するとともに、ルール化を図る。				●					
新港地域における災害時緊急連絡網の整備を推奨する。					●				

関係対策部 平時から行うべき業務	総務 対策部	避難 対策部	生活 対策部	保健 対策部	経済 対策部	建設 対策部	教育 対策部	財務 対策部	支 援 部
り災家屋所有者の混乱を回避するため「危険度判定」と「り災証明書」の違いを明確化するとともに、即時対応が図られるよう事前に作成・保管するよう努める。						●			
公共施設等の応急復旧の迅速化を図るため、電源喪失時などに備え、関係図面を紙媒体で保管・更新するとともに、一元管理を徹底する。						●			
防災教育を推進する。							●		
学校や幼稚園・保育園等と保護者の連絡体制等のマニュアル化を推奨する。							●		

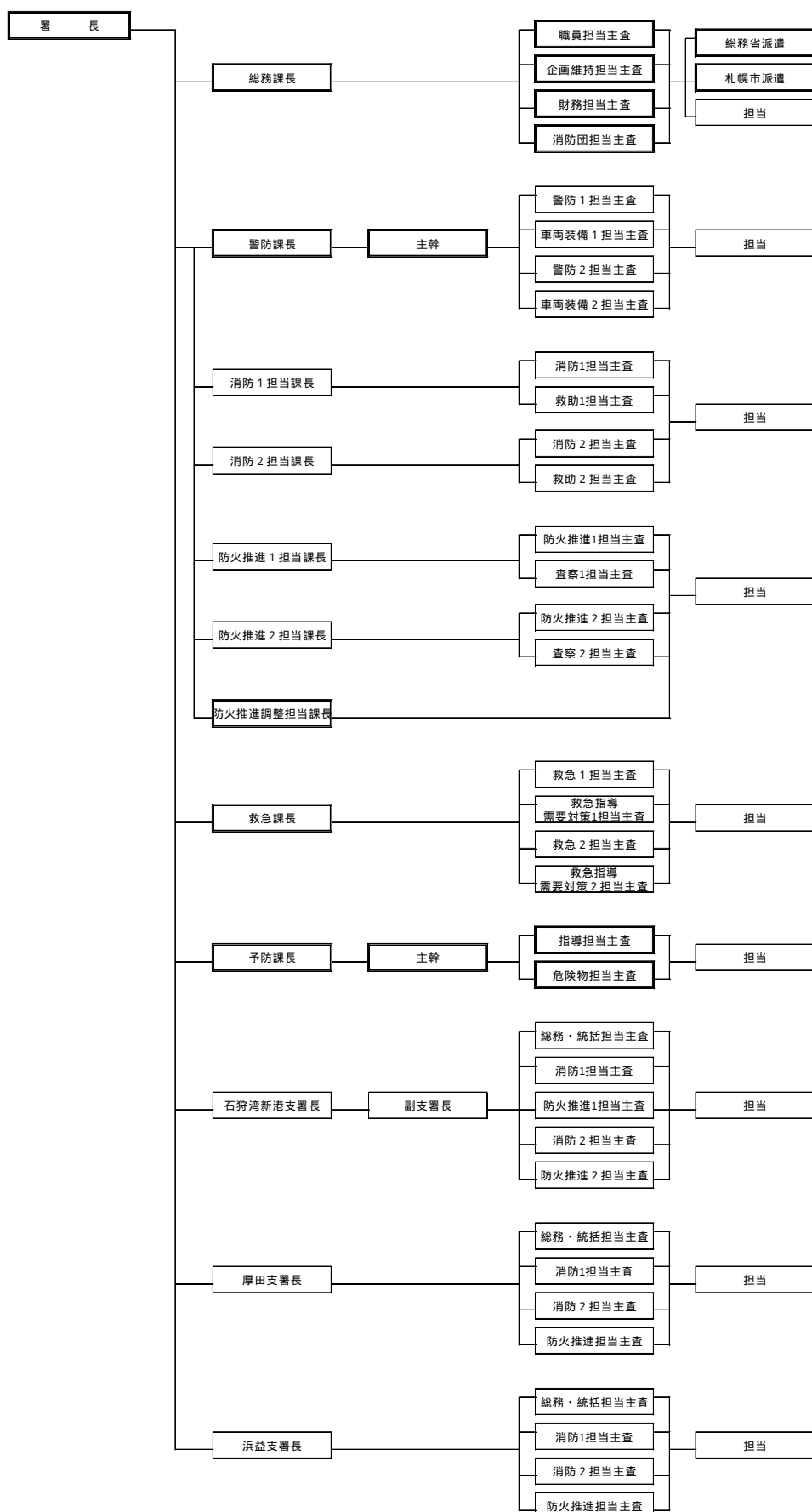
- 4 災害警戒体制会議構成職員

副市長

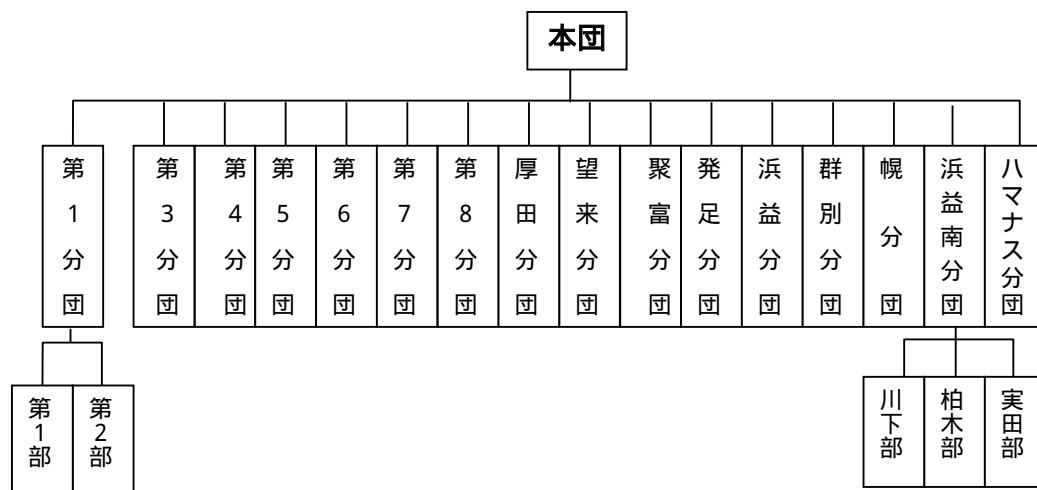
総務部長、危機管理監、企画政策部長、産業振興部長、環境市民部長、福祉部長、健康推進部長、建設部長、水道部長、学校教育部長、社会教育部長、子育て推進部長、財政部長、厚田支所長、浜益支所長、石狩消防署長

- 5 石狩消防署組織図及び石狩消防団組織図

【石狩消防署組織図】



【石狩消防団組織図】



- 6 石狩消防団各分団の水防分担区域及び担当河川等

石狩消防団 石狩地区

地区名	分団名	担当河川名
石狩放水路以北の真勲別川左岸、石狩川左岸一円	第1分団 第1部	石狩川、聚富川、聚富新線川
八幡、八幡町、若生、緑ヶ原	第1分団 第2部	
花川北4条以北、花畔、新港中央、新港南	第3分団	茨戸川、発寒川、樽川、北7線排水川
生振	第4分団	石狩川、茨戸川、生振3線川、生振5線川
花川北3条以南、花川、新港西	第5分団	発寒川
高岡、五の沢、八の沢	第6分団	知津狩川、地藏沢川、鈴木の沢川、五の沢川、八の沢川
北生振5線以南	第7分団	石狩川、美登位川
北生振5線以北	第8分団	石狩川、7号排水川、9号排水川

石狩消防団 厚田地区

地区名	分団名	担当河川名
厚田区厚田（発足分団の所轄を除く。）別狩、小谷（望来分団の所轄区域を除く。）安瀬、濃昼、浜益区濃昼	厚田分団	厚田川、八幡沢川、牧佐内川、幌内川、濃昼川、小川、ヤソスケ川、北部落沢川、滝ノ沢川、大沢川、ルーラン川、菊池の沢川、中島北の沢川、石沢の沢川、中の川、右股川、太島内川
厚田区望来、厚田区古潭、押琴、嶺泊、小谷（厚田分団の所轄区域を除く。）	望来分団	正利冠川、越後沢川、小沢川、望来川、桂の沢川、加賀の沢川、フモトノサワ川、札子の沢川、南部の沢川、バンノ沢川、古潭川、右股川、寺の沢川、森本の沢川、嶺泊川、中島南の沢川
厚田区聚富、虹が原	聚富分団	聚富川、知津狩川、堀頭川、旧知津狩川
厚田区厚田（厚田分団の所轄を除く。）別狩	発足分団	厚田川、発足川、下湯の沢川、中湯の沢川、上湯の沢川、マンロク川、三ヶ月沢川、堤の沢川、当別越沢川、出戸股川、下砂金沢川、上砂金沢川、右股川、左股川、日ノ入沢川、安瀬越沢川、濃昼越沢川

石狩消防団 浜益地区

地区名	分団名	担当河川名
浜益	浜益分団	茂生川・本沢川
群別	群別分団	群別川・二又川
幌・床丹・千代志別・雄冬	幌分団	幌川・小川・新川・大川・床丹川・稲荷川・吉田沢川・千代志別川・一の滝川・二の滝川・電話下川
川下	川下分団	浜益川・吉岡沢川・竜神川
柏木・毘砂別・送毛	柏木分団	浜益川・新田川・毘砂別川・カネキ沢川・ウエキ沢川・送毛川・左股川
川下・柏木・毘砂別・送毛・実田・御料地	浜益南分団	浜益川・吉岡沢川・竜神川・新田川・毘砂別川・カネキ沢川・ウエキ沢川・送毛川・左股川・於札内川・第二於札内川・逆川・兼平沢川・土留沢川・黄金沢川・エタンケ川・郡界沢川・滝の沢川・盤の沢川・カバの沢川・ゼンマイの沢川・赤川・泥川・カラスの沢川・知来沢川

- 7 災害時における初動配備体制と参集基準

地震・津波災害			
体制名	災害規模	活動内容	配備要員
情報収集体制	・震度3の地震が発生	・災害情報の収集及び伝達 ・被災地または被災予想地区への警戒巡視 ・防災関係機関との連絡調整 ・初期の災害対策活動 ・その他市長が必要と認めたときは災害対策本部を設置	○本庁舎 ・危機管理課 自宅待機含
第1配備	・震度4の地震が発生	・災害警戒体制 ・災害情報の収集及び伝達 ・被災地または被災予想地区への警戒巡視 ・防災関係機関との連絡調整 ・初期の災害対策活動	○全部長職 ○本庁舎 ・危機管理課 ・建設総務課 ・都市整備課 ・維持管理課 ・水道施設課 ・下水道課 ・水道営業課 ○支所 ・地域振興課 自宅待機含
第2配備	・震度5弱から5強の地震が発生 ・津波注意報が発表 ・津波警報が発表 ・大津波警報が発表 ・避難情報を発令するとき	・災害対策本部設置 ・災害情報の収集及び伝達 ・被災地または被災予想地区への警戒巡視 ・防災関係機関との連絡調整 ・災害対策活動 ・被災状況に応じた避難所の開設／運営	○全管理職 ○本庁舎 ・総務課 ・危機管理課 ・DX推進課 ・職員課 ・秘書広報課 ・建設総務課 ・都市整備課 ・維持管理課 ・水道施設課 ・下水道課 ・水道営業課 ○支所 ・地域振興課 ・市民福祉課 但し、津波注意報発表時については、危機管理課が参集する。
第3配備	・震度6弱以上の地震が発生 ・広域にわたる災害並びに被害が甚大であると予想される場合	・第2配備と同様 ・避難所の開設／運営の準備 ・登庁できない場合は最寄の市行政機関や指定避難所等に直接参集	○全職員

水害・土砂災害			
体制名	災害規模	活動内容	配備要員
情報収集体制	- 札幌管区気象台から気象の解説資料が提供されたとき - 大雨・洪水注意報等の気象業務法に基づく注意報が発令されたとき	- 気象情報等の収集 - 防災関係機関への情報提供	- 本庁舎 - 危機管理課 自宅待機含
第1配備	- 札幌管区気象台から気象の解説資料が提供され、警報発令の可能性が高いとき - 大雨・洪水警報等の気象業務法に基づく警報が発令されたとき	- 災害警戒体制 - 気象情報及び災害情報の収集及び伝達 - 被災予想地区への警戒巡視 - 防災関係機関との連絡調整 - 避難情報発令の準備 - 避難所開設/運営の準備 - 初期の災害対策活動	- 全部長職 - 本庁舎 - 危機管理課 - 建設総務課 - 都市整備課 - 維持管理課 - 水道施設課 - 下水道課 - 支所 - 地域振興課 自宅待機含
第2配備	- 避難情報の発令基準に達し、避難情報を発令するとき - その他の事象により、避難情報を発令するとき	- 災害対策本部設置 - 気象情報及び災害情報の収集及び伝達 - 被災地または被災予想地区への警戒巡視 - 防災関係機関との連絡調整 - 避難情報の発令 - 避難所の開設/運営 - 災害対策活動	- 全管理職 - 本庁舎 - 総務課 - 危機管理課 - DX推進課 - 職員課 - 秘書広報課 - 建設総務課 - 都市整備課 - 維持管理課 - 水道施設課 - 下水道課 - 支所 - 地域振興課 - 市民福祉課
第3配備	広域にわたる災害並びに被害が甚大であると予想される場合	第2配備と同様	全職員

- 8 常時巡視

水防管理者は、巡視責任者を定めて担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

地区巡視責任者は、次のとおりとする。

石狩市（厚田区・浜益区を除く）

地 区	河 川 等	巡視担当部	巡視責任者
本町地区	石狩川	建設部	維持管理課長
八幡地区	石狩川、聚富川、聚富新線川		
北生振地区	石狩川、7号排水川、9号排水川		
花畔地区	茨戸川、樽川、北7線排水川		
五の沢地区	知津狩川、五の沢川、八の沢川		
高岡地区	鈴木の沢川、地藏沢川		
美登位地区	石狩川、美登位川		
花川北地区	茨戸川		
花川南地区	発寒川		
樽川地区			
生振地区	石狩川、茨戸川、生振3線川 生振5線川		

厚田区

地 区	河 川 等	巡視担当部	巡視責任者
厚田（発足分団の所轄を除く） 別狩、小谷（古潭分団の所轄を除く） 安瀬、濃昼	厚田川、八幡川、牧佐内川、幌内川、濃昼川	建設部	維持管理課長
古潭、押琴、嶺泊、小谷 （厚田分団の所轄を除く）	古潭川、嶺泊川		
望来	正利冠川、望来川、桂の沢川、 加賀の沢川		
聚富、虹が原	聚富川、知津狩川、掘頭川		
厚田（厚田分団の所轄を除く）	厚田川、発足川、下湯の沢川、中湯の沢川、上湯の沢川、マンロク沢川、三ヶ月の沢川、出戸股川、右股川、左股川		

浜益区

地 区	河 川 等	巡視担当部	巡視責任者
浜益	本別川、茂生川	建設部	維持管理課長
群別	群別川、二叉川		
幌、床丹、千代志別、雄冬	幌川、小川、床丹川、千代志別川		
川下	浜益川、吉岡沢川		
柏木	浜益川、新田川		
実田、御料地	浜益川、オサツナイ川、兼平沢川、 土留沢川、黄金沢川、知来別川、 滝の沢川、カバの沢川、赤川、泥川、 逆川、カラスの沢、エタン川、 盤の沢川		
毘砂別	毘砂別川、ウエキ沢川、カネキ沢川		
濃昼、送毛	濃昼川、中ノ沢川、左股川、送毛川		

応援・協定

・ 応援・協定

- 1 災害時応援協定締結事業者等

No	協定締結先	協定締結先住所	協 定 内 容								その他		
			食料・飲料 供給	生活物資供 給	物資運搬	建設機械・ 資材等供給	燃料供給	情報伝達	防災資機材 供給	避難所等施 設の提供			
1	生活協同組合 コープさっぽろ	札幌市西区発寒11 条5丁目10番1号	●	●									
2	DCMホームマック 株式会社	札幌市厚別区厚別 中央3条2丁目		●									
3	協同組合石狩新 港卸センター	石狩市新港西1丁 目721番地		●									
4	石狩新港運送事 業協同組合	石狩市新港西1丁 目701番地13			●								
5	ダイコク交通株 式会社	石狩市新港西1丁 目769番地3							●				情報収集の 協力
6	片桐機械株式会 社	札幌市中央区南1 条東7丁目2-4		●	●	●				●			
7	日本通運株式会 社小樽支店	石狩市新港西2目			●								
8	朝日航洋株式会 社	札幌市西区発寒8 条11丁目3番50号				●							情報収集の 協力
9	石狩市建設事業 協会	石狩市花川北6条 1丁目5番地 石狩商工会館1階					●						建設労力の 提供
10	一般社団法人石 狩医師会	石狩市花畔2条1 丁目9番地1 北ガスプラザ石 狩2階											医療救護活 動
11	石狩管工事業協 同組合	石狩市花川北6条 1丁目5番地 石狩商工会館1 階											水道施設の 応急復旧
12	北電興業株式会 社	札幌市中央区北1 条東3丁目1番地								●			
13	株式会社さっぽ ろ村ラジオ	札幌市東区北12条 東8丁目								●			

No	協定締結先	協定締結先住所	協 定 内 容								その他
			食料・飲料供給	生活物資供給	物資運搬	建設機械・資材等供給	燃料供給	情報伝達	防災資機材供給	避難所等施設の提供	
14	サントリーフーズ株式会社	東京都中央区京橋3丁目11番	●								
15	イオン北海道株式会社	札幌市白石区本通21丁目南1番10号	●	●						●	
16	市内郵便局 (日本郵便株式会社北海道支社)	石狩市花川北3条2丁目200番地						●			緊急車両の提供 非常時郵便業務取扱い
17	株式会社アケアクラプロダクト	石狩市新港南2丁目3717番地6	●								
18	ENEOS Dr.Drive石狩花川店 (株式会社JOMOネット)	石狩市樽川7条1丁目6番地	●					●			帰宅困難者支援
19	ENEOS チャレンジ花川中央SS (北海道エネルギー株式会社)	石狩市花川南1条5丁目1番地	●				●	●			帰宅困難者支援
20	ENEOS イオン石狩セルブSS (ナラサキ石油株式会社)	石狩市緑苑台中央2丁目1番地	●					●			帰宅困難者支援
21	出光興産 アサヒ石油 (株式会社アサヒ石油)	石狩市八幡1丁目378番地5	●					●			帰宅困難者支援
22	三井石油 セルフランド花川 (株式会社コニサーオイル)	石狩市花川南6条1丁目11番地47	●					●			帰宅困難者支援
23	ENEOS 浜益給油所 (岸本産業株式会社)	石狩市浜益区柏木87番地	●				●	●			帰宅困難者支援
24	Mobil ルート337新港SS (大黒自工株式会社)	石狩市新港西1丁目765番地1	●					●			帰宅困難者支援
25	コスモ石油セルフステーション石狩花川(北海道カーオイル株式会社)	石狩市花川南8条3丁目39番地	●					●			帰宅困難者支援
26	ENEOS 丸井横井商店花畔SS (有限会社丸井横井商店)	石狩市花畔3条1丁目10番地1	●					●			帰宅困難者支援

No	協定締結先	協定締結先住所	協 定 内 容							その他	
			食料・飲料 供給	生活物資供 給	物資運搬	建設機械・ 資材等供給	燃料供給	情報伝達	防災資機材 供給		避難所等施 設の提供
27	出光リテール セルフ花 川南SS (株式会社大越商事)	石狩市花川南 8 条 5 丁目18番地	●						●		帰宅困難者 支援
28	出光リテール セルフ石 狩SS (株式会社大越商事)	石狩市志美143番地	●						●		帰宅困難者 支援
29	ENEOS Dr. Drive石狩新港 卸センター店(北海道工 ネルギー株式会社)	石狩市新港西 1 丁目 721番地12	●						●		帰宅困難者 支援
30	ENEOS 石狩新港営業所 (北海道エネルギー株式 会社)	石狩市新港南 1 丁目 19番地26	●						●		帰宅困難者 支援
31	出光興産 ピア石狩SS (六光石油株式会社)	石狩市花川南 4 条 1 丁目99番地	●						●		帰宅困難者 支援
32	出光興産 337号石狩新港 SS (株式会社東日本宇佐美 北海道支店)	石狩市新港西 3 丁目 702番地 4	●						●		帰宅困難者 支援
33	ホクレン JALいしかり花 畔セルフ (石狩市農業協同組合)	石狩市花畔360番地 58	●					●	●		帰宅困難者 支援
34	ホクレン JALいしかりハ 幡 (石狩市農業協同組合)	石狩市八幡 1 丁目 422番地 3	●					●	●		帰宅困難者 支援
35	ENEOS 田中商店厚田別狩 SS (■田中商店) ■は。の中 に漢数字の1	石狩市厚田区別狩18 番地	●					●	●		帰宅困難者 支援
36	三井石油 ガソリンポー イ石狩 (日進貿易株式会社)	石狩市船場町 2 番地 83	●						●		帰宅困難者 支援
37	ホクレン JA北いしかり 望来 (北石狩農業協同組合)	石狩市厚田区望来 119番地31	●						●		帰宅困難者 支援
38	ENEOS チャレンジ樽川SS (北海道エネルギー株式 会社)	石狩市樽川 3 条 1 丁 目28番地	●						●		帰宅困難者 支援
39	Mobil 石狩新港SS (石狩新港運送事業協同 組合)	石狩市新港西 1 丁目 710番地	●						●		帰宅困難者 支援

市内ガソリンスタンド

No	協定締結先	協定締結先住所	協 定 内 容								その他
			食料・飲料 供給	生活物資供 給	物資運搬	建設機械・ 資材等供給	燃料供給	情報伝達	防災資機材 供給	避難所等施 設の提供	
40	市 ス タ ン ド リ ン 市 ENEOS ウィングルート 337石狩湾新港TS(株式 会社ENEOSウイング)	石狩市新港南 2 丁目 700番地	●					●			帰宅困難者 支援
41	厚田産業株式会社給油 所 (厚田産業株式会社)	石狩市厚田区厚田 6 番地 1	●					●			帰宅困難者 支援
42	株式会社えりすいしかりネッ トテレビ	石狩市花川北 6 条 1 丁目 30番地 2						●			
43	北海道コカ・コーラボトリ ン株式会社	札幌市清田区清田 1 条 1 丁目 2 番 1 号	●					●			
44	石狩湾漁業協同組合	石狩市厚田区厚田 7 番地 4			●						
45	一般社団法人北海道エルピー ガス協会石狩支部	札幌市白石区中央 3 条 3 丁目 1 番 40号					●				
46	北海道 L P ガス災害対策協議 会石狩支部	札幌市白石区中央 3 条 3 丁目 1 番 40号					●				
47	株式会社北海道丸和ロジス ティクス	石狩市新港南 2 丁目 718番地 2	●	●	●						支援物資の 一時保管場 所の使用
48	株式会社あらた北海道支社	札幌市東区北 6 条東 3 丁目 1 番地		●							
49	北海道サンプラス株式会社	石狩市新港西 1 丁目 706番地 9		●							
50	イワタニセントラル北海道株 式会社	札幌市北区北 9 条西 3 丁目 1 番地 1 号	●	●							暖房器具の 提供
51	札幌地方石油業協同組合	札幌市豊平区平岸 1 条 6 丁目 3 番 47号					●				
52	創価学会戸田記念墓地公園事 務局	石狩市厚田区望来 327番地		●						●	
53	株式会社新厚商事	石狩市厚田区小谷 194番地 2		●						●	
54	北海道電力株式会社札幌支店	札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地						●			北電柱への 海抜表示
55	学校法人藤学園藤女子大学	札幌市北区北 16 条西 2 丁目								●	花川キャン パス前庭の 指定

No	協定締結先	協定締結先住所	協 定 内 容								その他
			食料・飲料 供給	生活物資供 給	物資運搬	建設機械・ 資材等供給	燃料供給	情報伝達	防災資機材 供給	避難所等 施設の提 供	
56	岸本産業株式会社	石狩市浜益区柏木87番地								●	摺鉢山会館敷地の一部
57	社会福祉法人いしかり福祉会	石狩市花川東93番地10								●	福祉収容施設として使用
58	医療法人喬成会	石狩市花川南7条5丁目2番地								●	福祉収容施設として使用
59	社会福祉法人石狩友愛福祉会	石狩市花川南8条3丁目153番地3								●	福祉収容施設として使用
60	社会福祉法人厚栄福祉会	石狩市厚田区厚田189番地1								●	福祉収容施設として使用
61	社会福祉法人環珞会	石狩市花畔360番地26								●	福祉収容施設として使用
62	社会福祉法人生振の里	石狩市生振167番地8								●	福祉収容施設として使用
63	社会福祉法人はるにれの里	石狩市花川北1条5丁目171番地								●	福祉収容施設として使用
64	一般社団法人札幌地区トラック協会 札幌北支部	札幌市北区篠路町上篠路54番地			●						
65	北海道キリンビバレッジ株式会社	札幌市中央区北11条西19丁目36番147号	●								
66	下水道施設維持管理業務委託業者(8社)										下水道施設の清掃等
67	株式会社ホクビー	石狩市新港西1丁目725番地2	●	●							避難者等の移送
68	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地9	●	●				●			
69	株式会社ゼンリン	札幌営業所：札幌市中央区大通西12-5									住宅地図の貸与等
70	一般財団法人北海道電気保安協会	札幌市西区発寒6条12丁目6番12号									高圧電気設備の点検等
71	石狩市道路維持事業協同組合	石狩市花川北6条5丁目3番地									道路等の被害状況把握等
72	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク	東京都千代田区丸の内1-8-3		●	●		●				

No	協定締結先	協定締結先住所	協 定 内 容								その他
			食料・飲料 供給	生活物資供 給	物資運搬	建設機械・ 資材等供給	燃料供給	情報伝達	防災資機材 供給	避難所等施 設の提供	
73	一般社団法人北海道 ベストコントロール 協会	札幌市西区発寒 9条10丁目1- 7									災害後の防疫
74	石狩市農業協同組合	石狩市八幡町2 丁目332番地11	●					●			携帯電話充電サービ ス 営業継続と早期の再 開 (地物市場とれのさと で実施)
75	株式会社エース	石狩市新港西1 丁目742番地10			●					●	救援物資の保管預か り及び管理仕分
76	ヤフー株式会社	東京都千代田区 紀尾井町1番3号						●			
77	株式会社ラルズ	札幌市中央区南13 条西11丁目2番32号	●	●						●	
78	株式会社セコマ	札幌市中央区南9条 西5丁目421番地 パーク9.5ビル	●	●							
79	株式会社トーモク札幌 工場	小樽市銭函4丁目 157番地2		●							段ボールベットの供 給
80	株式会社エルディ	札幌市豊平区平岸1 条1丁目9番6号	●	●							
81	株式会社食品急送	石狩市新港西3丁目 702番地10		●						●	救援物資の保管預か り及び管理仕分
82	コストコホールセー ルジャパン株式会社	神奈川県川崎市川 崎区池上新町3丁目 1番4号	●	●					●		
83	コアレックス道営株 式会社	虹田郡倶知安町比 羅夫283番地		●							
84	三協フロンテア株式 会社	千葉県柏市新十 余二5番地							●		
85	三和物流サービス株 式会社	札幌市清田区真栄 648番地2							●		
86	一般廃棄物収集運搬 委託業者(6社)										一般廃棄物の収集運搬
87	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワ ーク株式会社										復旧における相互協力 等に関すること

No	協定締結先	協定締結先住所	協 定 内 容								
			食料・飲料 供給	生活物資供 給	物資運搬	建設機械・ 資材等供給	燃料供給	情報伝達	防災資機材 供給	避難所等施 設の提供	その他
88	北新化工有限公司	札幌市白石区 東米里2093-194	●								キッチンカーによる 食事提供
89	一般社団法人北海道 レッカー事業組合	札幌市白石区 北郷2405番地25									災害時等における立 ち往生車両や放置車 両等の移動協力
90	アキレス株式会社	東京都新宿区 北新宿2-21-1							●		
91	関西ペイント株式会 社	大阪府大阪市 中央区今橋2丁目 6番14		●							段ボールベット・ パーテーションの供 給
92	株式会社坂本輸送 サービス	札幌市北区屯田3 条6丁目3番14号			●					●	バス等を一時的な避 難施設として提供
93	株式会社ダイナム	東京都荒川区西 日暮里2-27-5								●	店舗駐車場を避難場所 として提供
94	株式会社トワニ	札幌市白石米里1条 4丁目8番3号	●		●						
95	日立建機日本株式会 社	石狩市新港中央2- 766-3（北海道支店 南北海道支社 札 幌営業所）							●		
96	丸正石狩設備工業 有限公司	石狩市花川北 1条4丁目47番地								●	旧石狩小学校グラウ ンドを引き続き指定 緊急避難場所として 使用し、RVパーク の設備を提供
97	石狩地域バイオマス 発電株式会社	石狩市新港中央 2丁目730番地1									災害による倒木などの 受け入れについて
98	北海道福山通運株式 会社	札幌市東区東苗 穂4条3丁目2番18 号			●					●	
99	株式会社新興工業	札幌市西区発寒 14条3丁目1番1号				●					
100	株式会社トヨタレン タリース新札幌	札幌市豊平区平 岸7条13丁目2番 47号									災害時、停電時におけ るレンタル車両の賃借 について
101	トーワラダンボール 株式会社	石狩市新港西1丁 目773番3号				●					
102	一般社団法人ジャパ ン・レンタル・アソ シエーション	東京都品川区北 品川5丁目1-18大 崎ツインビル東 館8F		●							

【行政機関】

No	協定締結先	協定締結先住所	協 定 内 容							その他
			食料・飲料供給	生活物資供給	物資運搬	建設機械・資材等供給	燃料供給	情報伝達	防災資機材供給	
1	北海道及び市町・消防の一部事務組合									消防・救助・救急・支援隊等の応援
2	北海道及び市町・消防の一部事務組合									消防防災へりによる活動
3	北海道及び市町村		・	・					・	医療等の支援 救出用車両等の提供 職員の派遣 避難施設の提供
4	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部 札幌河川事務所	札幌市南区南32条西8丁目2番1号							・	河川監視情報機器の使用
5	国土交通省北海道開発局	札幌市中央区北2条西19丁目								土木施設等の緊急対応
6	石油基地自治体協議会								・	被災者の受入れ 医療機関への受入れ 人員の派遣
7	北海道増毛町	増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地	・	・	・			・	・	人的支援 収容施設の提供 石狩市浜益区雄冬地区の防災対策
8	石川県輪島市	石川県輪島市二ツ屋町2字29番地	・	・	・			・	・	人的支援 収容施設の提供
9	北海道札幌市		・							水道水の提供
10	沖縄県恩納村	沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地	・	・	・			・		人的支援 収容施設の提供
11	札幌市、小樽市、江別市、北広島市、恵庭市、岩見沢市、千歳市、当別町、南幌町、長沼町、由仁町、新篠津村及び南空知公衆衛生組合									廃棄物の処理

12	陸上自衛隊第11旅団 第10普通科連隊	滝川市泉町 236番地																情報共有体制の構築 災害応急対策体制 の整備 自衛隊連絡幹部の 派遣 災害応急対策活動 の実施
13	北海道開発局長及び 道内港湾管理者の長 他																	災害時における港 湾施設等の応急対 策業務の支援
14	航空自衛隊当別分屯 基地	当別町字弁 華別番外地																連絡調整の充実・ 平常時の訓練に関 する協力等
15	北海道開発局札幌開 発建設部																	
16	石狩湾新港管理組合																	代替施設の提供
17	社会福祉法人石狩市 社会福祉協議会	石狩市花川 北6条1丁 目41番地1																ボランティアセン ターの設置及び運 営

- 2 行政機関等との災害時応援協定

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあわせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援等の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は湯所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

（応援等の経費の負担）

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定はこれを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道 北海道知事	高 橋 はるみ
北海道市長会 北海道市長会長	田 岡 克 介
北海道町村会 北海道町村会長	寺 島 光一郎

別 表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町村
檜山振興局	檜山振興局管内の町
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町村
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町村
日高振興局	日高振興局管内の町
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する 協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定(以下「協定」という。)第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村(以下「要請市町村」という。)が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供 借上料
 - (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費その実施に要した額
- 2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。
- 3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。
- 5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道 北海道知事	高 橋 はるみ
北海道市長会 北海道市長会長	田 岡 克 介
北海道町村会 北海道町村会長	寺 島 光一郎

「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する
協定」及び「災害時等における北海道及び市町村相互の
応援に関する協定実施細目」締結に伴う委任状

「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「災害時における北海道及び市町村相互の応援に

関する協定」及び「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」を、北海道知事、北海道市長会長、北海道町村会長の三者により締結するため、添付された案のとおり、当職甲に代わり、貴職 北海道市長会長乙を代理人として定め、協定を締結することを委任いたします。

委任状本書1通は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

協定書本書は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

平成20年3月7日

北海道石狩市長 田 岡 克 介

北海道市長会長 上 野 晃

災害時等における防災資機材等の貸与、 情報提供等の協力に関する協定

札幌河川事務所長（以下「甲」という。）と石狩市長（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定をする。

（趣旨）

第1条 この協定は、豪雨等の自然現象、事故等により外水又は内水が氾濫し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、防災資機材等の貸与、情報提供等の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲及び乙は、災害時の資機材等を必要とするときは、それぞれ相手方に対して提供を要請することができる。

2 乙は、災害時に甲が保有する河川等に関する情報を必要とするときは、甲に対して提供を要請することができる。

3 乙は、災害時に甲が所有する河川等を監視する情報機器等（以下「情報機器」という。）を操作し情報を収集する必要があるときは、甲に対し使用を要請することができる。

4 乙は、甲が所有する石狩地区地域防災施設（川の博物館）等（以下「施設」という。）を災害時に使用する必要があるときは、甲に対し使用を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等の手段をもって相手方に連絡するものとし、事後、同内容の文書を相手方に提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請資機材及び情報等の種類
- (3) 要請資機材等の数量
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項の要請を受けたときは、業務に支障を来たさない範囲で、保有する資機材等の提供に努めるものとする。

2 甲は、第2条第2項の要請を受けたときは、甲が保有する河川等に関する情報の提供に努めるものとする。

3 甲は、第2条第3項の要請を受けたときは、業務に支障を来たさない範囲で、甲が所有する情報機器を乙に使用させることに協力するものとする。

4 甲は、第2条第4項の要請を受けたときは、業務に支障を来たさない範囲で、甲が所有する施設を乙に使用させることに協力するものとする。

（資機材、施設等の指定及び通知）

第5条 第2条第1項の規定により要請する資機材等は、予め双方から提示された品目に限るものとする。

2 第2条第3項の規定により要請する情報機器は、予め甲から提示された情報機器に限るものとする。

3 第2条第4項の規定により要請する施設は、予め甲から提示された施設内の区域及び設備に限るものとする。

4 甲及び乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、備蓄資機材等、防災関係資料を修正する都度、相手方に通知するものとする。

（資機材、施設等の管理）

第6条 第4条第1項の規定により提供された資機材等の管理については、提供を受けたものが行うものとする。

2 第4条第3項の規定により提供された情報機器の管理については、甲が行うものとする。

3 第4条第4項の規定により提供された施設の管理については、甲の指導のもと、乙が行うものとする。

（原状回復義務）

第7条 第4条第1項の規定に基づき提供された資機材等は、使用する必要がなくなった後、速やかに返却するものとする。但し、著しい汚れ又は破損により、以降の使用に耐えない場合は、同一品又は同等品を弁済するものとし、製造中止等により同一品若しくは同等品の弁済が不可能な場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

2 前項の規定による弁済の時期及び方法については、双方協議のうえ決定する。

3 第4条第3項の規定に基づき使用した情報機器及び同条第4項の規定に基づき使用した施設について、乙の故意又は重大な過失により破損等をした場合は乙の負担により原状回復するものとする。

（経費の負担）

第8条 第4条各項の規定により提供された資機材等、情報機器及び施設の使用料は無料とする。

2 第4条第1項の規定に基づき資機材等を提供する際の運搬等の経費については、使用者が負担するものとする。但し、これによりがたい場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定及び事務手続きに関する連絡責任者は、甲にあっては札幌河川事務所副所長、乙にあっては石狩市総務部長とする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

2 前項に定める協議は、甲又は乙が相手方に通知を行った上で実施するものとする。

（雑則）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合、双方協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年1月28日

甲 札幌市南区南32条西8丁目2番1号
国土交通省 北海道開発局
石狩川開発建設部

札幌河川事務所長 遠藤 友志郎

乙 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田岡 克介

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、石狩市長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合に置いて、乙に対し応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
- (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する経費は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 その申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月27日から適用するものとする。

平成22年5月27日

甲 北海道開発局長

乙 石 狩 市 長

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援の単位）

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

（応援の要請）

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
- (2) 第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3) 第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等

- (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。
- 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。
- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
- 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
- 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知
 - (2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整
 - (3) ブロック幹事が行う活動の支援
 - (4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ
 - (5) 新たに加える団体及び離脱する団体の受付
- 2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。
- 3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。
- (1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知
 - (2) 第4条第4項に定める応援の要請
 - (3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知
- 4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。
この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室 蘭 市 長	青 山 剛	釧 路 市 長	蛇 名 大 也
苦 小 牧 長	岩 倉 文 吉	達 斗 市 長	菊 谷 秀 峰
石 狩 市 長	青 岡 博 克	斗 戸 市 長	高 谷 林 幸
青 森 市 長	田 内 隆 美	戸 鹿 市 長	小 渡 阿 佐
秋 田 市 長	久 穂 山 奥	酒 田 市 長	豊 大 久
仙 台 市 長	多 賀 葉 橋	塩 北 市 長	佐 久 間 隆
千 葉 市 長	船 橋 市 長	川 茨 市 長	林 篠 田 之
袖 ヶ 浦 市 長	横 須 賀 市 長	浜 市 長	篠 山 彌 加
富 山 市 長	半 田 市 長	潟 市 長	山 井 出 藤
東 海 市 長	四 日 市 長	南 多 市 長	澤 神 伊 綾
泉 大 津 市 長	高 石 市 長	原 市 長	入 久 保 山
有 玉 市 長	松 下 市 長	敷 出 市 長	久 保 山 浦
周 岩 市 長	岩 南 市 長	府 市 長	松 白 北 坂
和 中 大 鹿	間 分 市 長	小 野 市 長	白 北 坂 福
児 島 市 長	島 市 長	津 代 市 長	島 袋 俊 夫

増毛町と石狩市との災害時における相互応援等に関する協定書

（趣旨）

第1条 増毛町（以下「甲」という。）と石狩市（以下「乙」という。）とは、甲乙いずれかの行政区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害時若しくは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、若しくは発生のおそれがある場合、又は他の市町村等自治体相互の応援を行う場合（以下「災害時等」という。）の相互応援及び石狩市浜益区雄冬地区（以下「浜益雄冬」という。）の防災対策について、次のとおり協定を締結する。

（災害応急対策用物資及び資機材の供給援助）

第2条 甲又は乙は、災害時等において、災害応急対策用物資及び資機材（以下「物資等」という。）が不足した場合、他方に次の物資の供給援助を要請することができる。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- （2）救援及び救助活動に必要な車両及び資機材
- （3）被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材
- （4）前各号に掲げるもののほか、応急対策に必要と認めるもの

（職員の派遣）

第3条 甲又は乙は、災害時等において、災害応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を他方に要請することができる。

（被災地情報の広報）

第4条 甲又は乙は、災害時等において、被災状況等の情報を当該自治体の住民に対し十分に提供することができない状況となった場合は、他方のホームページ等に当該情報を掲載するよう要請することができる。

（収容施設の提供）

第5条 甲及び乙は、災害時等に被災者の収容施設を確保する必要が生じた場合において、自己の施設のみでの収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設の提供について要請することができる。

（応援の要請手続）

第6条 甲又は乙は、第2条から前条までの規定による要請を行う場合は、次の事項を明らかにし、第12条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により要請するものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条の規定に基づく要請を行う場合は、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 第3条の規定に基づく要請を行う場合は、職員の職種、人数及び業務内容及び期間等
- (4) 第4条の規定に基づく要請を行う場合は、情報の内容、広報媒体、掲載期間等
- (5) 前条の規定に基づく要請を行う場合は、収容を希望する被災者の人数等
- (5) 応援を必要とする場所及びその場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施及び派遣された職員の指揮）

第7条 甲又は乙は、第2条から第5条までの規定により応援の要請を受けた場合は、可能な限り応援に努めなければならない。

2 第3条の規定により派遣された職員は、派遣先の首長の指揮のもとに活動するものとする。

（自主的活動）

第8条 甲又は乙は、災害時等において、通信途絶等により他方が要請不能の状況にあると判断した場合は、被災地へ職員を派遣する等、速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断した場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 甲又は乙は、自主的な応援活動のため職員を他方に派遣する場合は、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めなければならない。

4 前項の規定により職員を派遣した場合は、被災自治体から第3条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（応援に要した経費の負担）

第9条 応援に要した経費は要請側が負担するものとし、その額については甲乙協議して定める。

2 応援を要請した側が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された側が、一時立替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を要請された側の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を要請した側が、応援を要請した自治体への往復の途中において生じたものについては応援を要請された側がその賠償の責めを負う。

（浜益雄冬の防災対策）

第10条 浜益雄冬と増毛町雄冬地区（以下「増毛雄冬」という。）が一体のコミュニティを形成していることに鑑み、甲は、増毛雄冬の防災対策の対象に浜益雄冬を含めるものとする。

（浜益雄冬の防災対策に要する経費の負担）

第11条 前条の規定により要する経費については、乙が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

（連絡担当部局）

第12条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

（情報の交換）

第13条 本協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

（有効期間）

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも異議の申し出がない場合は、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年7月5日

甲 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地

増毛町長 石 崎 大 輔

乙 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石川県輪島市と北海道石狩市との 災害時における相互応援等に関する協定書

（趣旨）

第1条 輪島市（以下「甲」という。）と石狩市（以下「乙」という。）とは、甲乙いずれかの行政区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（災害応急対策用物資及び資機材の供給援助）

第2条 甲又は乙は、災害時等において、災害応急対策用物資及び資機材が不足した場合、相手方の自治体に対し、次の物資の供給援助を要請することができる。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- （2）救援及び救助活動に必要な車両及び資機材
- （3）被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材
- （4）前各号に掲げるもののほか、応急対策に必要と認めるもの

（職員の派遣）

第3条 甲又は乙は、災害時等において相手方の自治体に対し、災害応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を要請することができる。

（被災地情報の広報）

第4条 甲又は乙は、災害時等において、被災状況及びその他の情報をホームページ等で十分に提供することができない状況となった場合は、相手方の自治体のホームページ等に、当該情報を掲載するよう要請することができる。

（避難施設等の提供）

第5条 甲又は乙は、災害時等に被災者の避難施設等を確保する必要が生じた場合において、当該自治体の施設のみでの収容が困難なときは、相手方の自治体に対し、その管理する施設の提供について要請することができる。

（応援の要請手続）

第6条 甲又は乙は、前4条までの規定による要請を行う場合は、次の事項を明らかにし、第10条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により要請するものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）第2条の規定に基づく要請を行う場合は、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- （3）第3条の規定に基づく要請を行う場合は、職員の職種、人数及び業務内容及び期間等
- （4）第4条の規定に基づく要請を行う場合は、情報の内容、広報媒体、掲載期間等
- （5）前条の規定に基づく要請を行う場合は、収容を希望する被災者の人数等
- （6）応援を必要とする場所及びその場所への経路
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施及び派遣された職員の指揮）

第7条 甲又は乙は、第2条から第5条までの規定により応援の要請を受けた場合は、可能な限り応援に努めなければならない。

2 第3条の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、派遣先の自治体の指揮のもとに活動するものとする。

（自主的活動）

第8条 甲又は乙は、災害時等において、通信途絶等により相手方の自治体が要請不能の状況にあると判断した場合は、職員を派遣する等、速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断した場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 甲又は乙は、前項の自主的な応援活動のため職員を派遣する場合は、派遣職員に自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めなければならない。

4 第2項の自主的な応援活動のため職員を派遣した場合は、相手方の自治体から第3条の規定に基づく派遣要請があったものとみなす。

（応援に要した経費の負担）

第9条 第2条、第3条、第5条及び前条第4項の応援に要した経費は要請を行った自治体が負担するものとし、その額については甲乙協議して定める。

2 応援の要請を行った自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、相手方の自治体が、一時立替支弁するものとする。

3 派遣職員が第7条第2項の指揮のもと、活動中に負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、派遣を行った自治体の負担とする。

4 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、派遣を要請した自治体が、派遣を要請した自治体への往復の途中において生じたものについては、派遣を行った自治体はその賠償の責めを負う。

（連絡担当部局）

第10条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

（情報の交換）

第11条 本協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時共有し、災害対策について研究するものとする。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも異議の申し出がない場合は、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年8月27日

甲 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

輪島市長 梶 文 秋

乙 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市連絡管による水道水の提供に関する基本協定

札幌市水道事業管理者（以下「甲」という。）と石狩市長（以下「乙」という。）は、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が乙の要請に基づき、臨時的に水道水を提供する場合の取扱いを定めるものとする。

（水道水の提供方法）

第2条 甲が乙に水道水を提供する際は、甲所有の口径 700 mmの配水管に札幌市北区屯田 7 条 10 丁目（別添図参照）で接続している、乙所有の口径 250 mmの連絡管（以下「連絡管」という。）により、花川北配水場（石狩市花川北 2 条 6 丁目 279 番地）へ行うものとする。

（連絡管）

第3条 連絡管は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条及び水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条の規定に適合するものとし、連絡管を使用する場合には、事前に甲乙協議のうえ、甲の給水事業に影響が生じないよう配慮するものとする。

（要請または終了の方法）

第4条 水の提供開始は、乙が、甲に対して要請書（様式 1）を提出することにより行う。ただし、緊急又はやむを得ない事情があると認められたときは、乙からの口頭による要請を行い、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

2 水の提供を終了するときは、乙が甲に対して口頭にて連絡するとともに、通知書（様式 2）を甲に提出するものとする。

（仕切弁操作の立会）

第5条 乙は、甲の市域において仕切弁を操作しようとするときには、甲に連絡し、甲の立会のうえ行うものとする。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づき甲が乙に水道水を提供する際に要した費用は、乙の負担とする。

2 前項の費用及びその支払手続については、別途細目協定を定めるものとする。

（提供水量の計量）

第7条 提供水量の計量は、乙が設置する流量計により行うものとする。

2 乙が設置する流量計は、計量法（平成4年法律第51号）第72条の第1項の規定に適合するものとし、かつ、甲があらかじめ承認する機種によるものとする。

3 乙は、甲の指示に従い、乙の負担と責任において適正な計量ができるよう十分な維持管理を行うものとし、計量について、甲乙いずれかが必要と認めたときは、双方立会のうえ調査するものとする。

4 流量計による提供水量の計量ができないときは、やむを得ない場合を除き事前に甲乙協議の上別途計量方法を定めるものとする。

（最大提供水道水量）

第8条 甲の乙に対する最大提供水道水量は、1日につき6,000立方メートル、1時間につき250立方メートルとする。

（提供制限等）

第9条 甲は、水道施設の事故または維持管理上やむを得ない事情により、乙に対する供給を制限または停止することができ、あるいは濁水を生ぜしめる場合がある。

2 甲は、前項に掲げる事情が生じた場合にあっては、乙に損害を与えても、甲はその責を負わないものとする。

（連絡管の維持管理）

第10条 連絡管は、乙が自己の費用により適切に維持管理を行うものとする。

2 甲の市域内にある乙の連絡管において異常が発見された場合は、乙は甲に対し異常の状況、復旧方法等を速やかに報告するものとする。

3 甲が異常を発見した場合には、速やかに乙に連絡をし、適切な復旧・対応を要請するものとする。

4 連絡管の維持管理に際し、甲の市域において乙が土地管理者等と協議を行った場合、速やかに甲に結果を報告するものとする。

（水質の確認）

第11条 連絡管内の水質は、乙の責任で管理し、甲から提供を受ける水を需要者に供給する際には、あらかじめ水質の確認を行うものとする。

（協議事項）

第12条 本協定及び細目協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（効力の発生時期）

第13条 本協定書の効力は、平成25年4月1日から生じるものとする。

平成25年3月28日

甲 札幌市
代表者 札幌市水道事業管理者
水道局長 北野 靖尋

乙 石狩市
代表者 石狩市水道事業
石狩市長 田岡 克介

位置図



分水地点：札幌市北区屯田7条10丁目

様式 1（第 4 条関係）

年 月 日

（あて先）
札幌市水道事業管理者
水道局長

石狩市水道事業
石狩市長 印

連 絡 管 使 用 に 係 る 要 請 書

石狩市連絡管による水道水の提供に関する基本協定第 4 条の規定に基づき、下記のとおり連絡管による水の提供を要請します。

記

- 1 連絡管使用理由
- 2 提供水量（予定）
- 3 流量計数値
・使用前
流量計の使用前について、数値確認のための写真を添付すること。
- 4 提供期間（予定）

以 上

様式 2（第 4 条関係）

年 月 日

（あて先）
札幌市水道事業管理者
水道局長

石狩市水道事業
石狩市長 印

連 絡 管 使 用 の 終 了 に 係 る 通 知 書

石狩市連絡管による水道水の提供に関する基本協定第 4 条の規定に基づき、下記のとおり連絡管の使用を終了したことをお知らせします。

記

1 連絡管の使用を終了した日時

2 流量計数値

・使用後

流量計の使用後について、数値確認のための写真を添付すること。

以上

沖縄県恩納村と北海道石狩市との 災害時等における相互応援等に関する協定書

（趣旨）

第1条 恩納村（以下「甲」という。）と石狩市（以下「乙」という。）とは、甲乙いずれかの行政区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害若しくは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、若しくは発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（災害応急対策用物資及び資機材の供給援助）

第2条 甲又は乙は、災害時等において、災害応急対策用物資及び資機材が不足した場合、相手方の自治体に対し、次の物資の供給援助を要請することができる。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- （2）救援及び救助活動に必要な資機材
- （3）被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材
- （4）前各号に掲げるもののほか、応急対策に必要と認めるもの

（職員の派遣）

第3条 甲又は乙は、災害時等において相手方の自治体に対し、災害応急対策等の実施に必要な職員の派遣を要請することができる。

（被災地情報の広報）

第4条 甲又は乙は、災害時等において、被災状況及びその他の情報をホームページ等で十分に提供することができない状況となった場合は、相手方の自治体のホームページ等に、当該情報を掲載するよう要請することができる。

（応援の要請手続）

第5条 甲又は乙は、前3条の規定による要請を行う場合は、次の事項を明らかにし、第9条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により要請するものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）第2条の規定に基づく要請を行う場合は、物資及び資機材の種類、品名、数量等
- （3）第3条の規定に基づく要請を行う場合は、職員の職種、人数及び業務内容及び期間等
- （4）第4条の規定に基づく要請を行う場合は、情報の内容、広報媒体、掲載期間等
- （5）応援を必要とする場所及びその場所への経路
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施及び派遣された職員の指揮）

第6条 甲又は乙は、第2条から第4条までの規定による応援の要請を受けた場合は、可能な限り応援に努めなければならない。

2 第3条の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、派遣先の自治体の指揮のもとに活動するものとする。

（自主的活動）

第7条 甲又は乙は、災害時等において、通信途絶等により相手方の自治体が要請不能の状況にあると判断した場合は、職員を派遣する等、速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断した場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前項の自主的な応援活動のため職員を派遣する場合は、派遣職員に自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めなければならない。

4 第2項の自主的な応援活動のため職員を派遣した場合は、相手方の自治体から第3条の規定に基づく派遣要請があったものとみなす。

（応援に要した経費の負担）

第8条 第2条、第3条及び前条第4項の応援に要した経費は要請を行った自治体が負担するものとし、その額については甲乙協議して定める。

2 応援の要請を行った自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、相手方の自治体が、一時立替支弁するものとする。

3 派遣職員が第6条第2項の指揮のもと、活動中に負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、派遣を行った自治体の負担とする。

4 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、派遣を要請した自治体が、派遣を要請した自治体への往復の途中において生じたものについては、派遣を行った自治体とその賠償の責めを負う。

（連絡担当部局）

第9条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

（情報の交換）

第10条 甲乙は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時共有し、災害対策について研究するものとする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも異議の申し出がない場合は、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成25年10月21日

甲 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
恩納村長 志喜屋 文 康

乙 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市長 田 岡 克 介

札幌圏震災廃棄物処理に係る相互支援協定

札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、恵庭市、岩見沢市、千歳市、当別町、南幌町、長沼町、由仁町、新篠津村及び南空知公衆衛生組合（以下「協定市町村」という。）は、大規模な震災等により廃棄物処理に支障を来たす事態の発生等に備え、相互の支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、震災等発生時における協定地方公共団体の広域的な支援体制を確保することにより、協定地方公共団体の廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の実施）

第2条 この協定により、協定地方公共団体が相互に支援を実施する場合は、大規模な震災等により、多量の廃棄物が発生又は廃棄物処理施設の処理能力が低下したために廃棄物の処理が困難となり、他の協定地方公共団体の支援を必要とするときとする。

（支援の要請及び受入れ）

第3条 前条に掲げる事態が生じたとき、支援を必要とする協定地方公共団体は、他の協定地方公共団体に対し支援を要請することができるものとする。

2 支援を要請された協定地方公共団体は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、支援要請を受け入れるよう努めるものとする。

3 被害が甚大で、協定地方公共団体間における支援に関する連絡調整が必要となる時は、札幌圏廃棄物対策連絡会議が、これを行うものとする。

（関係団体等との調整）

第4条 被害が甚大で、関係団体等との支援に関する連絡調整が必要となる時は、札幌圏廃棄物対策連絡協議会が、これを行うものとする。

（廃棄物処理施設に関する相互支援の内容）

第5条 協定地方公共団体は、各地方公共団体内の廃棄物処理施設において、可能な限り他の協定地方公共団体の震災等廃棄物を受け入れるための調整を進める。

2 協定地方公共団体は、被害が甚大であり、仮設処理施設の導入が必要な際は、他の協定地方公共団体との相互利用を検討の上、計画を立案するよう努める。

（仮置場に関する相互支援の内容）

第6条 協定地方公共団体は、非常時に備え、平時から震災等廃棄物の仮置場等に利用可能な土地の情報収集に努める。

2 協定地方公共団体は、被害が甚大な場合、状況に応じて、仮置場の相互利用等の支援を行うことができる。

（収集運搬車両に関する相互支援の内容）

第7条 協定地方公共団体は、平時から確保している車両において、被災地方公共団体への応援派遣が可能な場合、できる限りの支援を実施するよう努める。

2 被害が甚大であり、協定地方公共団体において多数の廃棄物収集運搬車両を手配する必要がある場合、札幌圏廃棄物対策連絡会議において調整することができる。

（情報の交換）

第8条 この協定の円滑な運用を期するために、協定地方公共団体等は廃棄物処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

2 被害が甚大な場合は、第4条から第7条に掲げた規定に関連する情報をはじめ、その他、道路運行状況、除雪状況等、廃棄物処理に係る必要な関連情報を、札幌圏廃棄物対策連絡会議に集約して共有する。

（支援の方式）

第9条 協定地方公共団体は、相互支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。

2 支援に必要とする経費は、原則として、支援を要請した協定地方公共団体が負担するものとする。

3 前項の経費の額は、支援要請を受けた協定地方公共団体が定める廃棄物処分に係る手数料相当額を基本とし、支援要請を受けたことにより特に必要となった経費については、双方協議の上支援の都度決定するものとする。

（連絡担当部局）

第10条 協定地方公共団体等は、この協定締結後速やかにこの協定の実施のための連絡担当部局を定め、他の協定地方公共団体等に通知するものとし、これを変更した場合も同様とする。

（疑義の決定等）

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定地方公共団体が協議して決定するものとする。

（他の協定との関係）

第12条 この協定は、協定地方公共団体が締結する災害時の支援等に係る他の協定を妨げるものではない。

（適用）

第13条 この協定の有効期間は、締結日から2年間とする。ただし、期間満了前6ヶ月までに、いずれの協定地方公共団体からも改廃等の申し出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書7通を作成し、各協定市町村長が押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月17日

札幌市長	秋元 克広
小樽市長	迫 俊哉
江別市長	三好 昇
北広島市長	上野 正三
石狩市長	加藤 龍幸
恵庭市長	原田 裕
岩見沢市長	松野 哲
千歳市長	山口 幸太郎
当別町長	宮司 正毅
南幌町長	大崎 貞二
長沼町長	齋藤 良彦
由仁町長	松村 諭
新篠津村長	石塚 隆
南空知公衆衛生組合長	齋藤 良彦

大規模災害時等の連携に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）に際して相互に連携し、迅速かつ円滑な災害応急対策活動を行い、市民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（平常時における連携）

第1条 情報連絡体制の充実

甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、複数の情報伝達手段の確保等、情報連絡体制の充実に努めるものとする。

第2条 情報資料の収集・整理・共有

甲及び乙は、乙の災害応急対策活動が円滑に行われるよう、収集・整理した各種災害に係る各種資料（地誌資料、災害発生予測に関する資料、住民避難予定地、ヘリコプター離発着場適地、活動拠点適地等）を共有するとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を交換する等連携を図るものとする。

第3条 防災訓練、会議等への参加

- 1 甲及び乙は、乙又は甲が主催する防災訓練、防災に関する会議等に積極的に参加するものとする。
- 2 甲及び乙は、防災訓練の実施を効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要に応じて災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策体制の整備等を図るものとする。

第4条 防災関係資機材等の通知

甲は、乙が災害応急対策活動を円滑に実施できるようにするため、甲の保有する防災関係資機材等の品目、数量、集積場所を乙に通知するものとする。

（初動における連携）

第5条 初動対応

甲及び乙は、大規模災害発生時の初動において、次の事項により連携し、対応するものとする。

1 大規模災害の発生が予想される場合の対応

ア 甲は、大規模災害の発生が予想され、北海道知事に自衛隊災害派遣要請要求を行う可能性があると判断する場合、乙の迅速な災害派遣に資するため、速やかに災害等の状況、事後の見通し等を乙に連絡するものとする。

イ 乙は、前項の連絡に基づき、災害派遣準備を推進するとともに、甲及び乙の認識の共有を図るため、必要に応じ、石狩市役所に連絡幹部を派遣するものとする。

2 大規模災害の発生が突発的な場合の対応

乙は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、通信の途絶等により、甲による1アの連絡を待ついとまらない場合、自主的に部隊を派遣し、直ちに、人命救助を第一義とした災害応急対策活動を開始する。また、自主的に連絡幹部を石狩市役所に派遣する等、速やかに甲との連絡を確保し、甲及び乙の密接な連携の下に災害応急対策活動を実施するよう努める。

3 活動拠点の提供

甲は、乙が災害応急対策活動のために活動拠点を設置する必要がある場合は、必要な地積等の調整を行い、場所を指定して乙に提供するものとする。

（災害応急対策活動における連携）

第6条 乙が実施する災害応急対策活動

災害派遣時の乙の実施する災害応急対策活動は、被災者の生命・身体を守るための活動を最優先とするものとする。なお、災害発生時に避難に支援が必要な者の名簿が甲より提供され、避難支援の要請があれば、乙は避難行動の支援を実施するものとする。

第7条 災害応急対策活動実施中における調整

甲及び乙は、災害応急対策活動実施中、派遣の規模・内容等について継続的に調整するものとする。

第8条 費用弁償等

- 1 災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急対策活動に要する費用は、次項に規定するものを除き北海道及び甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。
- 2 災害応急対策活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。(1) 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費用並びに記録に関する費用等
(2) 災害応急対策活動中に発生した賠償に係る費用
- 3 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」によるほか、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（その他）

第9条 協 議

この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

第10条 有効期間

この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない時は、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月29日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市長 田 岡 克 介

乙 滝川市泉町236番地
陸上自衛隊 第11旅団 第10普通科連隊
連隊長 佐 々 木 裕 治

災害派遣活動にかかる石狩市と航空自衛隊当別分屯基地との協定書

石狩市（以下「甲」という。）と航空自衛隊当別分屯基地 第45警戒群（以下「乙」という。）は、災害（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第3項に規定する火災その他の災害をいう。）に際して相互に連携し、迅速かつ円滑に住民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内の乙周辺山域において災害が発生し、乙が部隊等を派遣する場合（以下「災害派遣活動」という。）において、災害派遣活動を円滑かつ継続的に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、自衛隊法第83条第3項の規定に基づく災害派遣活動を実施する場合に限り適用する。

（災害派遣活動）

第3条 乙が実施する災害派遣活動は、関係法令の規定に基づき、乙の任務に支障のない範囲において可能な限りの人員及び器材を用いて実施するものとする。

（連絡体制の充実）

第4条 甲及び乙は、災害派遣活動時において情報の共有、依頼事項の整理等について支障を来たさぬよう、甲が設置する災害対策本部等に乙の関係者が適宜加わる等必要な措置を講ずるものとする。

2 甲及び乙は、平時より情報伝達手段の確保等連絡体制の充実に努めるものとする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するため、必要に応じて双方の関係部署により細部の取り決めを行うとともに、共同で訓練を実施するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して5年とし、以後5年毎に協議を実施し、見直し又は同一の内容をもって継続するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 6月 8日

甲 石狩市花川北6条1丁目30-2
石 狩 市 長 田 岡 克 介

乙 石狩郡当別町字弁華別番外地
航空自衛隊
第45警戒群司令 木 村 真 一
当別分屯基地司令

「道の駅防災用備蓄資機材」に関する協定書

北海道開発局札幌開発建設部長（以下「甲」という。）と石狩市長（以下「乙」という。）とは、「道の駅防災用備蓄資機材（以下「資機材」という。）」に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、資機材の使用並びに維持管理等に関する事項を定め、災害発生時の避難者の支援及び国道等の被災情報の提供並びに復旧作業の迅速化を図ることを目的とする。

（資機材の設置）

第2条 甲は乙が所有する道の駅石狩「あいろーど厚田」の駐車場敷地内に防災用備蓄倉庫を設置し、甲が自ら購入した資機材をこれに搬入するものとする。なお、資機材の仕様、数量等は別表のとおりとする。

（財産の帰属）

第3条 防災用備蓄倉庫及び資機材は、原則として設置又は購入に要する費用を負担した甲の財産として帰属するものとする。

（資機材の貸与等）

第4条 甲は、災害発生等の緊急時に資機材を乙が使用したいときは、乙に貸与するものとし、その際に乙は、電話連絡によりあらかじめ甲の承諾を得ることとする。なお、甲及び乙は、事務手続等を別紙資料1により行うこととする。

2 資機材の使用については、甲を優先するものとする。ただし、被災状況、緊急性等に応じ、甲乙協議の上、乙が優先的に使用することとした場合は、この限りではない。

- 3 乙は、資機材の使用に当たって、慎重かつ適正に取り扱うこととする。
- 4 第1項により乙が使用する資機材のうち消耗資材以外については無償貸与とし、消耗資材については、同等品の資材を同数、乙が返納することとする。ただし、国道の復旧に要した場合は、この限りではない。
- 5 乙が使用する資機材の運転に必要な燃料、運搬車両については、乙が用意し、その費用を負担するものとする。
- 6 乙の使用により防災用備蓄倉庫及び資機材に故障、損傷が生じた場合は、乙の責により修理を行うこととする。
- 7 乙が、資機材の使用により第三者に損害を与えた場合は、乙がその賠償の責を負うものとする。
- 8 甲が、乙以外の近隣市町村、警察署及び消防署等に資機材を貸与する場合、乙は甲の要請に応じ防災用備蓄倉庫の解錠等の作業を行うものとする。

(資機材の維持管理)

第5条 別表の防災用備蓄倉庫及び資機材の維持管理(保守点検、修理、移設、交換)に要する費用は、甲が負担することとする。

- 2 防災用備蓄倉庫の鍵は、甲、乙双方で厳重に保管することとする。

- 3 乙は、必要に応じ次に掲げる管理を行うものとする。

(1) 防災用備蓄倉庫の施錠、損傷確認

(2) 防災用備蓄倉庫内の換気及び清掃

(3) 資機材状況、数量の点検、確認

- (4) 乙は、防災用備蓄倉庫及び資機材に異常を確認した場合は、その旨を甲に連絡するとともに、立入防止等の応急対策を講じるものとする。

(防災用備蓄倉庫等の設置期間)

第6条 第2条の規定に基づき甲が設置した防災用備蓄倉庫及び資機材の設置期間は、設置した日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、この期間を1年延長し、その後も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除)

第7条 甲及び乙は、協議の上、必要に応じこの協定を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により協定を解除したときは、甲の負担により防災用備蓄倉庫及び資機材の撤去を行うものとする。

(協定外の事項)

第8条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年6月23日

甲 国土交通省北海道開発局
札幌開発建設部長 鈴木 亘

乙 石狩市長 加藤 龍 幸

別 表

防災用備蓄資機材一覧表

No	品目	規格	単位	数量	型番等	備考
1	インバーター発電機	定格出力 1.8kVA 交直両用	台	2 6	ホンダ EU18i	
2	携帯用安全缶	ガソリン 20L	個	2 6	KS-20Z	
3	LED ラインドラム	30m防雨型	個	2 5		
4	LED ボールタイプ照明	LED 特大球 100W	台	1 6	日動工業 L100W-AB-50K	
5	照明用三脚	ボールタイプ 照明用 積載荷重 25Kg	台	1 6	日動工業 スーパー三脚 S-02	
6	LED バルーン照明	調光機能付き 300W 三脚付	台	9	ライトボーイ LB30WS	
7	ジェットヒーター	29.2KW	台	1	オリオン機械 HPE250	
8	カラーコーン	反射材付 700H 赤	個	1 0		
9	コーンウェイト	2Kg 700H 用	個	1 0		
10	コーンバー	反射材付 L2000	本	1 0		
11	非常用排便収納袋	処理能力 小・大便 100 回	個	4	スケットイレ S-100C	
12	非常用排便収納袋 便座	380×400×405mm 耐荷重 200Kg	個	8	スケットイレ S-100C	
13	防水エコシート	3.6m×5.4m	枚	3		
14	アルミ組立リヤカー	収納式 積載荷重 180Kg	台	1	FK アルミ組立 リヤカー	
15	脚立ノはしご	1.4m/3.0m	台	1		

設置場所：道の駅石狩あいりーど厚田

所在地：石狩市厚田区厚田 9 8 番地 2

災害時における施設使用に関する協定

石狩市長を「甲」とし、石狩湾新港管理組合管理者を「乙」とし、甲及び乙の間において、大規模災害が発生し、石狩湾新港管理組合庁舎が使用不能等となった場合の代替施設として、石狩市役所（会議室等）を使用することに関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は大規模災害発生時において、乙が甲の管理する石狩市役所の会議室等（以下「代替施設」という。）を使用する場合における必要な事項を定めることを目的とする。

(代替施設の概要)

第2条 代替施設は、以下のとおりとする。

- (1) 名称 石狩市役所（甲の指定する会議室等）
- (2) 所在地 石狩市花川北6条1丁目30番地2

(使用の通知)

第3条 乙は、代替施設を使用する必要が生じた際は、事前に甲に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

(代替施設の管理)

第4条 代替施設の使用中の管理は、乙の責任において行うものとする。甲は乙の管理運営に協力するものとする。

(費用負担)

第5条 代替施設の管理運営に係る費用については、甲と乙は協議するものとする。

(使用期間)

第6条 代替施設の使用期間は、第3条に基づき通知した日から7日以内とする。ただし、状況により使用期間を延長する必要がある場合は、乙は甲と協議するものとする。

(使用終了と引渡し)

第7条 乙は代替施設の使用を終了した場合は、施設を原状に復旧し、甲の確認を受けた後引き渡すものとする。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれかから申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においてもまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年9月17日

甲 石狩市長 加藤 龍幸

乙 石狩湾新港管理組合
管理者 北海道知事 鈴木 直道

石狩市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

石狩市(以下「甲」という。)と社会福祉法人石狩市社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、石狩市災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、石狩市地域防災計画に基づき設置するセンターの運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(センターの設置及び運営)

第2条 甲は、石狩市災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織設置が必要と認めたときは、乙と協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

(センターの設置場所)

第3条 センターは、石狩市総合保健福祉センター(りんくる)に設置する。ただし、災害の状況等によりこれらの施設に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、別途センターを設置するものとする。

(センターの業務)

第4条 センターが運営する業務は、別途、乙が作成する「石狩市社会福祉協議会防災計画兼災害ボランティアセンター運営マニュアル」によるものとし、主に次のとおり業務を遂行する。

- (1) 災害ボランティアの受入れ、活動指示に関すること。
- (2) その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

(センターの設置及び運営の要請)

第5条 甲は、乙にセンターの設置及び運営を要請するときは、設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(関係団体との協力体制)

第6条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び地域の自主防災組織や消防関係団体と情報交換、災害訓練等を

行い、平常時からこれからの団体との連携に努めなければならない。

(資機材等の確保)

第7条 甲及び乙は、協力してセンター運営に必要な資機材及び災害ボランティア活動に必要な物資並びに活動場所を確保する。

(費用負担)

第8条 第4条各号に規定する業務に関し必要な費用は、原則甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項に掲げる費用のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等にかかる費用は、甲乙協議の上、甲乙の負担分を決定する。

3 乙は、費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

4 費用の支払い方法は、甲乙協議して別に定める。

(情報共有)

第9条 甲及び乙は、センター運営を円滑に行うため情報共有に努めるとともに、石狩市災害対策本部に乙の職員をオブサーバーとして参加させるものとする。

(補償)

第10条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア活動保険の加入にかかる費用は、ボランティア自身の自己負担とする。

(個人情報の取扱い)

第11条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適切に管理するものとする。

(閉鎖)

第12条 甲及び乙は、被災者の災害に伴うニーズから日常的なニーズへの移行状況及び福祉関係機関・関係団体の災害対応業務から日常業務への移行状況並びに生活復興支援状況等によりセンター運営の必要性がなくなったと判断したときは、センターを閉鎖する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙から協定の解除等の意思表示がないときは、更に1年間延期されるものとし、以後この例によるものとする。

(協議) 本協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年12月15日

- 甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市長 加藤 龍幸
- 乙 石狩市花川北6条1丁目41番地1
社会福祉法人石狩市社会福祉協議会
会 長 北原 益二郎

- 3 札幌圏防災関係機関連絡会設置要綱

札幌圏防災関係機関連絡会設置要綱

(平成7年7月21日連絡会議決)

(設置目的)

第1条 この会は、札幌圏の自治体と防災関係機関(以下「関係機関」という。)が災害応急対策を実施する際の相互の迅速かつ的確な連携活動を図るために、札幌圏における大規模災害の発生に備えて、平素から連携体制の充実強化に関する事項を協議し、もって地域住民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、札幌圏防災関係機関連絡会(以下「防災連絡会」という。)という。

(札幌圏の範囲)

第3条 札幌圏の範囲は、札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市及び当別町の行政区域とする。

(防災関係機関)

第4条 防災関係機関は、陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、北海道及び北海道警察とする。

(協議事項)

第5条 防災連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 消火・救助・救急等の活動の連携に関する事項
- (2) 災害時における情報の伝達収集に関する事項
- (3) 緊急物資の調達等に関する事項
- (4) 緊急車両等の通行路確保に関する事項
- (5) ヘリコプターの効率的運用に関する事項
- (6) その他、災害対策に関する事項

(連絡会議)

第6条 防災連絡会の会議(以下「連絡会議」という。)は、原則として年1回開催するものとし、関係機関からの要請に応じて随時開催することができる。

2 連絡会議の構成員は、別表のとおりとする。

3 連絡会議に座長を置き、出席者の互選により選出する。ただし、出席者に意義がないときは、指名推薦の方法により選出する。

4 関係機関は、必要があると認めた場合、構成員以外の者を連絡会議に出席させることができる。この場合、事務局にあらかじめその旨を通知するものとする。

(実務担当者会議)

第7条 連絡会議の協議事項に関して、実務的な観点からの検討等を行うため、連絡会議に実務担当者会議を設置することができる。

2 実務担当 会議は、関係機関の要請に応じて随時開催するものとする。

3 関係機関は、協議事項等に応じて、実務担当者を会議に出席させるものとする。

4 実務担当 会議の座長は、第6条第3項の規定に準じて選出する。

(事務局)

第8条 防災連絡会の庶務を行うため、札幌市消防局防災部内に事務局を置く。

附 則

この要綱は、平成7年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

別表

(連絡会議の構成員)

団 体	所 属	構 成 員
陸上自衛隊北部方面隊	総 監 部 第 1 1 師 団 第 1 8 普 通 科 連 隊 第 7 師 団	防 衛 課 長 第 3 部 長 連 隊 長 第 3 部 長
第一管区海上保安本部	警 備 救 難 部	救 難 課 長 海 上 災 害 対 策 室 長
北 海 道	総 務 部 石 狩 支 庁	防 災 消 防 課 長 地 域 政 策 部 長
北 海 道 警 察 本 部	警 備 部	警 備 課 長 災 害 対 策 官 長
札 幌 市	消 防 局	局 次 長 防 災 部 長 警 防 部 長
小 樽 市	総 務 部	総 務 部 長
江 別 市	消 防 本 部	消 防 本 部 部 長
北 広 島 市	総 務 部	総 務 部 長
石 狩 市	総 務 部	総 務 部 長
当 別 町	総 務 部	総 務 部 長

- 4 北海道広域消防相互応援協定

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とした災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空応援回転翼航空機を装備した消防吏員の1隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請 航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（応援隊の派遣）

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により經由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関

(応援隊の指揮)

(応援経費の負担)

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

(協議)

(委任)

附 則

平成3年2月13日

- 42

北後志消防組有管理者
 滝川地区広域消防事務組合管理者
 岩見沢地区消防事務組合管理者
 深川地区消防組合管理者
 砂川地区広域消防組合管理者
 南空知消防組合管理者
 上川北部消防事務組合管理者
 士別地方消防事務組合
 上川南部消防事務組合管理者
 大雪消防組合管理者
 上川中部消防組合管理者
 富良野地区消防組合管理者
 北留萌消防組合管理者
 留萌消防組合管理者
 稚内地区消防事務組合管理者
 利尻礼文消防事務組合管理者
 南宗谷消防組合管理者
 網走地区消防組合管理者
 北見地区消防組合管理者
 紋別地区消防組合管理者
 遠軽地区広域組合管理者
 美幌・津別消防事務組合管理者
 斜里地区消防組合管理者
 西胆振消防組合管理者
 胆振東部消防組合管理者
 日高東部消防組合管理者
 日高中部消防組合管理者
 日高西部消防組合管理者
 西十勝消防組合管理者
 北十勝消防事務組合管理者
 東十勝消防事務組合管理者
 池北三町行政事務管理者
 南十勝消防事務組合管理者
 釧路北部消防事務組合管理者
 釧路東部消防事務組合管理者
 釧路西部消防組合管理者
 根室北部消防事務組合管理者

阿部省吾
 吉勢邦之也
 能田守徳
 藤川徳男
 中藤逾
 佐藤康喜
 桜庭木実
 檜勾佑一
 酒上博
 水上方春一郎
 大滝国彦
 押之見松彦
 五十嵐悦郎
 浜森辰雄
 保野力雄
 三浦進
 安達哲郎
 久島正武
 金田義幸
 小林重文
 大上来昌
 岡村正吉
 谷内信雄
 谷川弘一郎
 種村種光
 浦田豊
 矢地三
 金子尚一
 林照男
 富田秋雄
 泉耕治
 横山徳往
 澤田昭夫
 千葉清
 進藤松吉

附 則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。
 本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成6年7月25日

別表

（平成21年4月1日現在）

地 域	構 成 市 町 等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、桧山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

北海道広域消防相互応援協定覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、北海道広域消防相互応援協定(以下「協定」という。)第13条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定)

第2条 協定第4条に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、別表1に定める消防本部とする。

(応援隊等の登録)

第3条 協定第6条の規定により登録する応援隊及び資機材は、別表2に掲げるとおりとする。

(応援要請及び解除の方法)

第4条 協定第7条及び第7条の2に規定する応援の要請は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うとともに、後日、広域応援要請書(様式1)を送付するものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の種別及び隊数並びに資機材
- (3) 応援隊の集結場所
- (4) 航空隊の着陸可能な場所及び給油体制
- (5) 航空隊の誘導方法
- (6) 災害現場付近の気象状況

2 前項の応援要請を解除する場合は、電話、ファクシミリ等により行うとともに、後日、広域応援要請解除通知書(様式2)を送付するものとする。

(応援隊派遣の通知の方法)

第5条 応援隊を派遣する場合の通知は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うとともに、後日、広域応援派遣決定通知書(様式3)を送付するものとする。

- (1) 応援隊の最高指揮者の職・氏名
- (2) 応援隊の出発時刻及び到着予定時間
- (3) 応援隊の派遣経路

(応援部隊の編成)

第5条の2 複数の応援隊が派遣される場合は、部隊編成を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第5条の3 応援隊(前条の規定により応援部隊を編成したときは、応援部隊。以下同じ。)の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指揮を受け、応援隊を指揮するものとする。

(総括代表消防機関及び北海道知事への連絡)

第6条 地域代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、総括代表消防機関に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 第2要請の要請があった場合
- (2) 第2要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合
- (3) 協定第7条の2に規定する応援の要請を行った場合
- (4) 前号の要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合
- (5) 第2要請の解除通知があった場合及び第3号の要請を解除した場合

2 総括代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 前項第1号又は第3号に規定する要請の連絡及び第3要請の要請があった場合
- (2) 前項第2号又は第4号に規定する派遣の通知の連絡及び第3要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合
- (3) 前項第5号に規定する要請の解除の連絡及び第3要請の解除通知があった場合

3 航空応援の要請を受けた市町等は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 航空応援要請の要請を受けた場合
- (2) 航空隊を派遣する場合

(応援隊到着時の報告等)

第7条 応援隊の最高指揮者は、当該応援隊が災害現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者に対し、直ちに次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 応援消防本部名及び最高指揮者の職・氏名
- (2) 応援隊の種別及び隊数並びに資機材

2 応援隊の最高指揮者は、前項の規定による報告後、要請側の現場最高指揮者から直ちに次に掲げる事項を確認するとともに、必要な指示を受けるものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動中の消防隊等の隊数及び活動概要
- (4) 応援隊の活動範囲及び任務

- (5) 使用無線周波数
(6) 安全管理上の注意事項

(応援隊引揚げ時の報告)

第8条 応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者から引揚げの指示があった場合は、次に掲げる事項を報告したのち引き揚げるものとする。

- (1) 応援隊の活動概要
- (2) 隊員の負傷の有無
- (3) 車両、機械器具の損傷及び活動中の異常の有無

(応援活動の報告)

第9条 応援側の消防長は、応援隊が帰署したときは、速やかに応援活動の概要を応援活動報告書（様式4）により要請側の消防長に報告しなければならない。

(経費の請求)

第10条 応援側の長が協定第10条第3項の規定により応援に要した経費を請求するときは、応援経費請求書（様式5）により行うものとする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の消防長が協議して決定するものとする。

附 則

この覚書は、平成3年4月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため本書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

[illegible]

滝川地区広域消防事務組合管理者	吉能	岡勢	清邦	栄之也
岩見沢地区消防事務組合管理者	藤中	田川	守徳	也男
深川地区消防組合管理者	佐藤	庭木	康	逾喜
砂川地区広域消防組合管理者	桜	勾	佑	実一
南空知消防組合管理者	榎	酒上		博
上川北部消防事務組合管理者	水	大	春	一郎
上川南部消防事務組合管理者	雪	滝	国	彦
大雪消防組合管理者	上	押之	松	郎
上川中部消防組合管理者	川	五十	悦	雄
富良野地区消防組合管理者	留	浜	辰	進
北留萌消防組合管理者	留	保	力	郎
留萌消防組合管理者	稚内	三	哲	正
稚内地区消防事務組合管理者	利尻	安		武
利尻礼文消防事務組合管理者	南宗	久	義	幸
南宗谷消防組合管理者	網走	金	重	文
網走地区消防組合管理者	北見	小		昌
北見地区消防組合管理者	紋別	大	正	吉
遠軽地区広域組合管理者	美幌・津別	午	信	一郎
美幌・津別消防事務組合管理者	斜里	岡	弘	光
斜里地区消防組合管理者	西胆振	谷	種	豊
西胆振消防組合管理者	胆振	種	広	一
胆振東部消防組合管理者	日高	浦	尚	男
日高東部消防組合管理者	日高	矢	照	雄
日高西部消防組合管理者	西十勝	金子	秋	治
西十勝消防組合管理者	北十勝	林	耕	往
北十勝消防事務組合管理者	池北	富	徳	夫
池北三町行政事務管理者	南十勝	泉	昭	清
南十勝消防事務組合管理者	釧路	横		吉
釧路北部消防事務組合管理者	釧路	澤	松	
釧路東部消防事務組合管理者	釧路	千		
釧路西部消防組合管理者	根室	進		
根室北部消防事務組合管理者				

附 則（平成6年7月25日）
この覚書は、平成6年8月1日から施行する。
この覚書の成立を証するため本書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成6年7月25日

別表 1（第 2 条関係）

地域代表消防機関及び総括代表消防機関消防本部

1 地域代表消防機関

地 域	構 成 市 町 等
道西地域	全国消防長会北海道支部道西地区協議会区長所在消防本部
道南地域	全国消防長会北海道支部道南地区協議会区長所在消防本部
道央地域	全国消防長会北海道支部道央地区協議会区長所在消防本部
道北地域	全国消防長会北海道支部道北地区協議会区長所在消防本部
道東地域	全国消防長会北海道支部道東地区協議会区長所在消防本部

2 総括代表消防機関

総括代表 消防機関	全国消防長会北海道支部支部長所在消防本部
--------------	----------------------

別表 2（第 3 条関係）

（省略）

様

印

広域応援要請書

北海道広域消防相互応援協定に基づき、下記により応援(陸上第1・2・3、航空)を要請します。

記

- 1 要請日時
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 要請応援隊、資機材等
- 4 その他必要事項

様

印

広域応援要請解除通知書

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援要請(陸上第1・2・3、航空)を解除します。

記

- 1 解除日時 年 月 日 時 分
- 2 要請日時 年 月 日 時 分
- 3 その他必要事項

様

印

広域応援派遣決定通知書

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援隊の派遣を決定したので通知します。

記

- 1 応援隊(資機材)の概要
- 2 その他必要事項

様

印

応援活動報告書

北海道広域消防相互応援協定により応援出動しましたので、同覚書第9条の規定に基づき、下記のとおり応援活動の概要を報告します。

記

応援要請の区分	陸上応援(第 要請) 航空応援	要請側連絡者 市町等名
応援要請受報時分	年 月 日 時 分	職 氏名
災害発生場所		
応援隊の種別		
車種・資器材		
人 員		
出 動 時 分		
現場到着時分		
活動開始時分		
活動終了時分		
帰 署 時 分		
応 援 時 間		
活 動 概 要		
使 用 資 器 材		
人員・機械器具 の異常の有無		
そ の 他		

様

印

応援経費請求書

年 月 日北海道広域消防相互応援協定により応援出動したので、同協定第10条第3項及び同覚書第10条の規定に基づき、下記のとおり応援に要した経費を請求します。

記

- 1 請求金額
- 2 経費の内訳
- 3 その他必要事項

- 5 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合。
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援があったものとみなす。

（経費負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也

以下道内72市町等の長

- 6 小樽海上保安部と石狩北部地区消防事務組合との 船舶火災消火に関する業務協定

この協定は、領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む、以下同じ。）の火災について、昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき、小樽海上保安部と石狩北部地区消防事務組合との間に業務協定を締結して円滑な消火活動を行なうことを目的とする。

（消火活動の担任区分）

第1条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として石狩北部地区消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）が担任し、小樽海上保安部（以下「海上保安部」という。）はこれに協力するものとする。

- (1) ぶ頭、または岸壁にけい留された船舶及び上架または入渠中の船舶。
- (2) 河川（港則法による港の区域を除く。以下と同じ。）における船舶。

前項各号以外の船舶の消火活動は主として海上保安部が担任し、消防本部はこれに協力するものとする。

（海上保安部の協力事項）

第2条 消防本部の担任にかかる、船舶の消火活動のため、消防本部から要請があった場合において、海上保安部が協力する事項は次のとおりとする。

- (1) 巡視船艇による消火活動、海上輸送及び警戒。
- (2) 船舶火災のため船舶または、陸上施設への延焼のおそれがある場合において、火災船舶または延焼のおそれのある船舶を他の安全な場所に移動することが消火上有効と認める場合の巡視船艇による当該船舶の曳航。
- (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項。

前項の消火活動のため派遣された海上保安部の職員は、火災現場の上席消防職員と協議のうえ有効な消火活動を行うものとする。

（消防本部の協力事項）

第3条 海上保安部の担任にかかる船舶の消火活動のため、海上保安部から要請があった場合において消防本部が協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 消火活動に必要な場合における海上保安部の要請する場所への消防車等の出動。
- (2) 船舶または、流出油による火災に対して陸上からの消火活動が有効であると認めた場合における消防車等の出動。
- (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項。

前項の消火活動のため派遣された消防職員は、海上保安部の上席職員と協議のうえ有効な消火活動を実施するものとする。

（油流出に起因する火災予防活動）

第4条 大量の油流出事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生する虞があるときは、両者は互に協力して予防措置を講ずるものとする。

（火災原因調査等の協力）

第5条 船舶の火災ならびに火災及び消火により受けた損害の調査は、それぞれの担任区分による船舶に対して行うものとする。

- 2 消防本部から前項の調査のための協力の要請があったときは、海上保安部はこれに協力するものとする。
- 3 消防本部は第1項の調査の結果、放火または失火の犯罪があると認められた場合は、直ちに海上保安部に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全に努めるものとし、放火または失火の犯罪のおそれのない場合は、当該調査の内容を海上保安部に通報するものとする。
- 4 海上保安部から、犯罪捜査のための協力の要請があった場合は、消防本部はこれに協力するものとする。
- 5 前項の場合のほか、海上保安部から第1項の調査のための協力の要請があったときは、消防本部はこれに協力するものとする。
- 6 海上保安部は、第1項の調査の内容を消防本部に通報するものとする。

（情報等の交換）

第6条 法令に定めのあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（火災の相互通報）

第7条 海上保安部または、消防本部が船舶火災を認知したときは相互に直ちにその旨を通報するものとする。

（単独消火）

第8条 海上保安部または、消防本部が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

（費用の負担）

第9条 船舶の火災の消火活動に要した経費は出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

（大型タンカー等の事故対策）

第10条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため、海上保安部及び消防本部は地方防災会議の港湾防災計画に基づきおおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な機械器具等の整備計画の作成及びその実施の推進
(協定の改定)

第11条 この協定を改定する事由が発生したときは、両者協議のうえ改定するものとする。

附 則

- 1、本協定の証として本書2通を作成し、両機関記名捺印のうえその一通を保有する。
- 2、この協定は昭和58年 6月 1日から実施する。

昭和58年 6月 1日

小樽海上保安部	
部 長 本 莊 一 英	印
石狩北部地区消防事務組合	
管理者 配 野 定 平	印

— 7 石狩地方道路防災連絡協議会の構成機関

石狩地方道路防災連絡協議会

区分	No	機関名	郵便番号	住 所
北海道	1	石狩振興局（地域創生部）	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階
	2	石狩振興局（産業振興部）	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
	3	空知総合振興局（森林室）	068-0042	岩見沢市北2条西12丁目1 - 7
自治体	4	札幌市（危機管理対策室）	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目
	5	江別市（総務部危機管理対策室）	067-8674	江別市高砂町6
	6	千歳市（総務部危機管理課）	066-8686	千歳市東雲町2 - 34
	7	恵庭市（総務部基地・防災課）	061-1498	恵庭市京町1
	8	北広島市（総務部危機管理課）	061-1192	北広島市中央4丁目2 - 1
	9	石狩市（総務部危機対策課）	061-3292	石狩市花川北6条1丁目30番地2
	10	当別町（総務部総務課）	061-0292	石狩郡当別町白樺町58 - 9
	11	新篠津村（総務部総務課）	068-1192	石狩郡新篠津村第47線北13
警察	12	札幌方面中央警察署（警備課）	060-0001	札幌市中央区北1条西5丁目4
	13	札幌方面東警察署（警備課）	065-0016	札幌市東区北16条東1丁目
	14	札幌方面西警察署（警備課）	063-0032	札幌市西区西野2条5丁目3 - 60
	15	札幌方面南警察署（警備課）	064-0929	札幌市中央区南29条西11丁目
	16	札幌方面北警察署（警備課）	001-0024	札幌市北区北24条西8丁目
	17	札幌方面白石警察署（警備課）	003-0803	札幌市白石区菊水3条5丁目4 - 2
	18	札幌方面豊平警察署（警備課）	062-0907	札幌市豊平区豊平7条13丁目1 - 15
	19	札幌方面厚別警察署（警備課）	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5 - 20
	20	札幌方面手稲警察署（警備課）	006-0011	札幌市手稲区富丘1条4丁目3 - 1
	21	札幌方面江別警察署（警備課）	067-0073	江別市弥生町23
	22	札幌方面千歳警察署（警備課）	066-0042	千歳市東雲町5丁目61
消防	23	札幌市消防局（警防部消防救助課）	064-8586	札幌市中央区南4条西10丁目
	24	江別市消防本部（警防課）	069-0817	江別市野幌代々木町80 - 8
	25	千歳市消防本部（警防課）	066-0042	千歳市東雲町4丁目1 - 7
	26	恵庭市消防本部（警防課）	061-1431	恵庭市有明町2丁目4 - 14
	27	石狩北部地区消防事務組合消防本部（警防課）	061-3211	石狩市花川北1条1丁目2 - 3
	28	北広島市消防本部（警防課）	061-1132	北広島市北進町1丁目3 - 1
事業者団体	29	一般社団法人 札幌地区トラック協会	065-0028	札幌市東区北28条東1丁目
	30	札幌地区バス協会	060-0001	札幌市中央区北1条西19丁目2
	31	一般社団法人 札幌ハイヤー協会	064-0808	札幌市中央区南8条西15丁目
	32	札幌個人タクシー協同組合	062-0051	札幌市豊平区月寒東1条15丁目10 - 27
	33	事業協同組合札幌個人タクシー協同協会	064-0928	札幌市中央区南28条西13丁目
	34	北海道石狩管内商工会連合会	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目
	35	公益社団法人 北海道観光振興機構	060-0003	札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

区分	No	機関名	郵便番号	住 所
事業者団体	36	一般社団法人 札幌観光協会	060-0001	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター 4F
	37	千歳地区ハイヤー事業協同組合	066-0027	千歳市末広 1 丁目 4 - 8
	38	一般社団法人 札幌建設業協会	060-0004	札幌市中央区北 4 条西 3 丁目 1 北海道建設会館 7 階
	39	恵庭市建設業協会	061-1409	恵庭市黄金南 1 丁目 3 1 3 - 5
気象	40	日本気象協会 北海道支社	064-8555	札幌市中央区北 4 条西23丁目
	41	札幌管区气象台	060-0002	札幌市中央区北 2 条西18丁目
道	42	空知総合振興局 札幌建設管理部 用地管理室	064-0811	札幌市中央区南11条西16丁目 2 - 1
	43	空知総合振興局 札幌建設管理部 事業室事業課	063-0033	札幌市西区西野 3 条 1 丁目 1 - 20
	44	空知総合振興局 札幌建設管理部 千歳出張所	066-0067	千歳市桂木 6 丁目 1 - 28
	45	空知総合振興局 札幌建設管理部 当別出張所	061-0216	石狩郡当別町栄町192 - 7
自治体	46	札幌市建設局 総務部 道路管理課	060-8611	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
	47	札幌市建設局 土木部 道路維持課	060-8611	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
	48	札幌市建設局 土木部 雪対策室 事業課	060-8611	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
	49	札幌市下水道河川局 事業推進部 河川管理課	062-8570	札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1
道路 管理者	50	東日本高速道路(株) 北海道支社 札幌管理事務所	061-1279	北広島市大曲並木 1 丁目 1 - 1
自衛隊	51	陸上自衛隊第 7 師団	066-8577	千歳市祝海1016
	52	陸上自衛隊第11旅団	005-0008	札幌市南区真駒内17
開発局 (河川)	53	札幌開発建設部 【事務局】	060-8506	札幌市中央区北 2 条西19丁目
	54	札幌開発建設部 【河川】	060-8506	札幌市中央区北 2 条西19丁目
	55	札幌開発建設部 札幌河川事務所	005-0032	札幌市南区南32条西 8 丁目 2 - 1
	56	札幌開発建設部 千歳川河川事務所	066-0026	千歳市住吉 1 丁目 1 - 1
	57	札幌開発建設部 江別河川事務所	067-0074	江別市高砂町 5
	58	札幌開発建設部 豊平川ダム統合管理事務所	005-0032	札幌市南区南32条西 8 丁目 2 - 1
開発局 (道路)	59	札幌開発建設部 【道路】	060-8506	札幌市中央区北 2 条西19丁目
	60	札幌開発建設部 札幌道路事務所	062-8511	札幌市豊平区月寒東 2 条 8 丁目 3 - 1
	61	札幌開発建設部 千歳道路事務所	066-0073	千歳市北斗 6 丁目13 - 3
	62	札幌開発建設部 滝川道路事務所	073-0033	滝川市新町 2 丁目 1 - 31

区分	No	機関名	郵便番号	住 所
オペレーター	63	北海道旅客鉄道(株)	060-8644	札幌市中央区北11条西15丁目 1 番 1 号
	64	北海道電力ネットワーク(株) 札幌支店 業務部	060-8639	札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
	65	北海道電力ネットワーク(株) 岩見沢支店 業務部	068-8691	岩見沢市 9 条西 1 丁目12番地の 1
	66	北海道電力ネットワーク(株) 室蘭支店 業務部	050-8682	室蘭市寿町 1 丁目 6 番25号
	67	東日本電信電話(株) 北海道事業部	060-0001	札幌市中央区西 4 丁目2-4 NTT大通 4 丁目ビル 6 F

- 8 石狩市の医療機関

●医療機関

出典：北海道医療機能システム、石狩医師会ホームページ及び各医療機関ホームページ）

No.	医療機関名	住所	電話番号	診療科目																					
				内科	小児科	外科	整形外科	リウマチ科	産科・婦人科	消化器科・消化器内科	呼吸器科・呼吸器内科	循環器科・循環器内科	泌尿器科	肛門外科	脳神経外科	神経内科	精神科・心療内科	リハビリテーション科	耳鼻咽喉科・アレルギー科	眼科	皮膚科	放射線科	糖尿病・内分泌内科	腎臓内科	人工透析
1	青木クリニック	石狩市花川南1条6丁目165	0133-76-6250	○			○			○							○								
2	社会医療法人剛仁会 あつた中央クリニック	石狩市厚田区別所17	0133-78-2116	○	○	○																			
3	いしかり眼科	石狩市花川北2条3丁目6-3	0133-75-7111																○						
4	医療法人財団幸健会 石狩幸健会病院	石狩市花川北7条2丁目22	0133-71-2855				○				○		○								○				
5	医療法人社団あつき会 石狩すずらん内科	石狩市花川南7条1丁目3	0133-73-7776	○							○														
6	医療法人社団北陽会 石狩中央整形外科	石狩市梅川3条1丁目25-1	0133-75-7755				○																		
7	医療法人夢友会 いしかり脳神経外科クリニック	石狩市花川北6条1丁目19	0133-71-2333										○												
8	社会医療法人ビエタ会 石狩病院	石狩市花川北2条3丁目6-1	0133-74-8611	○	○	○				○	○	○	○	○										○	
9	医療法人天公会 石狩ファミリーアホスピタル	石狩市花川南7条5丁目5	0133-73-5201												○										
10	石狩澤耳鼻科	石狩市花川南6条1丁目2-7	0133-75-1187														○								
11	医療法人みらい エナレディースクリニック	石狩市花川南9条1丁目86-2	0133-72-8688						○																
12	医療法人社団 鎌田内科クリニック	石狩市花川北2条5丁目60	0133-74-7121	○							○														
13	医療法人社団 佐々木整形外科医院	石狩市花川南6条3丁目82-3	0133-73-1233				○																		
14	しろくまこどもクリニック	石狩市梅川6条2丁目2-2	0133-77-6651		○																				
15	医療法人社団 立石クリニック	石狩市花川北6条2丁目150-1	0133-72-4711	○																					
16	医療法人社団 土居耳鼻咽喉科医院	石狩市花川北2条3丁目9-2 ユーズまっぼろいしかり店2階	0133-74-5888														○								
17	医療法人社団 花川眼科	石狩市花川南6条3丁目1-2	0133-72-2211															○							
18	医療法人社団 花川整形外科医院	石狩市花川南9条4丁目206	0133-73-1881				○	○									○								
20	医療法人善成会 花川病院	石狩市花川南7条5丁目2	0133-73-5311	○													○								
21	医療法人はまなす はまなす医院	石狩市花川南1丁目141-1	0133-64-6622	○		○											○						○	○	
22	浜益国民健康保険診療所	石狩市浜益区浜益321	0133-79-3221	○		○																			
23	医療法人社団恵愛会 茨戸病院	石狩市花川南128-14	0133-74-3011	○							○														
24	医療法人社団啓仁会 福島医院	石狩市花川北2条2丁目202-2	0133-74-3221	○																					
25	医療法人パークシェアー みき内科クリニック	石狩市花川南7条3丁目42-1 約本ビル	0133-75-2525	○																		○	○		
26	医療法人社団 わがつま小児科	石狩市花川南2条2丁目228	0133-73-8282		○																				

● 歯科医療機関

法人名	歯科医療機関名	郵便番号	住所	電話番号
	石狩かしま歯科	061-3208	石狩市花川南8条4丁目453	0133-62-8874
	いしかりkidsデンタルプレイス	061-3217	石狩市花川北7条3丁目9	0133-77-7739
	石狩デンタルクリニック	061-3377	石狩市親船町24-12	0133-62-5150
	石川デンタルオフィス	061-3213	石狩市花川北3条3丁目6-3 MMビル2階	0133-77-5711
	うらた歯科	061-3216	石狩市花川北6条3丁目8	0133-72-8148
	えがしら歯科医院	061-3206	石狩市花川南6条2丁目284	0133-74-4445
医療法人 菊地会	キクチデンタルクリニック	061-3216	石狩市花川北6条3丁目182-1	0133-76-6480
医療法人社団 トム	北村歯科	061-3203	石狩市花川南3条5丁目19	0133-73-3388
医療法人社団 仁和会	コープ歯科クリニック	061-3213	石狩市花川北3条3丁目9-2コープ さっぽろいしかり店2階	0133-72-1182
	じろう歯科	061-3212	石狩市花川北2条5丁目58	0133-72-8826
医療法人 瑛雄会	高松歯科医院	061-3205	石狩市花川南5条2丁目211	0133-73-3677
医療法人社団 豪歯会	竹花歯科クリニック	061-3216	石狩市花川北6条5丁目139-1	0133-74-8686
	当山歯科医院	061-3208	石狩市花川南8条3丁目20	0133-73-1791
	なかざわ歯科クリニック	061-3212	石狩市花川北2条4丁目144	0133-72-8118
	のはた歯科	061-3209	石狩市花川南9条3丁目158	0133-73-7820
	パストラル歯科	061-3256	石狩市樽川6条2丁目4-2	0133-74-1332
	はなかわ歯科クリニック	061-3201	石狩市花川南1条3丁目56	0133-73-0100
	ビリーブ歯科医院	061-3216	石狩市花川北6条2丁目34-1	0133-77-8618
	宮崎歯科医院	061-3201	石狩市花川南1条4丁目243	0133-73-0462
医療法人社団 樹誠会	向田ファミリー歯科	061-3212	石狩市花川北2条2丁目202	0133-74-2418
	もちづき歯科	061-3281	石狩市花畔1条1丁目43	0133-64-2226
	もり歯科クリニック	061-3208	石狩市花川南8条1丁目116	0133-75-6610
	わかば歯科クリニック	061-3223	石狩市緑苑台東3条1丁目102	0133-74-6886

施設・設備・備蓄

. 施設・設備・備蓄

— 1 消防施設の整備状況 単位：台

署・分団区分 保有車両等区分	本部	石 狩					当別	新篠津	合計
			本署	石狩湾 新港	厚田	浜益			
水槽付消防ポンプ自動車		3		1	1	1	3	1	7
予備用水槽付ポンプ自動車		1	1						
消防ポンプ自動車		1	0	1				1	2
大型化学消防ポンプ自動車		1		1					1
大型高所放水車		1	1						1
泡原液搬送車		1	1						1
化学消防ポンプ自動車		1	1				1		2
小型動力ポンプ付水槽車		2	2				1	1	4
救助工作車		1	1				1		2
小型動力ポンプ付積載車		5	2	3				1	6
積載車		10		1	4	5	8	3	21
消防防災車		1		1					1
小型動力ポンプ		20	2	7	5	6	11	5	36
高規格救急自動車		4	1	1	1	1	1	1	6
非常用救急自動車							1		1
予備用救急自動車		1	1						1
指揮車		1	1				1		2
指揮広報車							1		1
指令車		1	1					1	3
人員輸送車		1	1					1	2
資機材搬送車		1	1				1		2
資材運搬車		1	1						1
火災原因調査車		1	1						1
スライドダンプ		1			1				
小型油圧ショベル		1			1				
広報車	1	4	3	1					4
連絡車	1	2	2				2	1	6
ボートトレーラー		1	1				1	1	3
救助用ボート		3	2		1		2	1	6
船外機		3	2		1		2	1	6

- 2 備蓄状況

項 目	備蓄状況	
生活物資	・ 寝袋 ・ 毛布 ・ ラジオ付き懐中電灯 ・ 発電機 ・ ガソリン缶 ・ 投光器 ・ 投光器用三脚 ・ コードリール ・ 石油ストーブ ・ ポリタンク ・ 救急箱 ・ 簡易トイレ用テント ・ 簡易トイレ ・ 簡易トイレ用袋 ・ 災害用トイレ ・ 大人用のオムツ ・ 子供用のオムツ ・ 炊き出しかまど ・ ガスコンロ ・ カセットボンベ ・ ビニールシート ・ マット（ござ） ・ 名簿保管庫 ・ 生理用品 ・ ハンドマイク ・ エンジンオイル ・ 灯油	・ テーブルタップ ・ 特設公衆電話 ・ 段ボールベット ・ 災害時支援バンダナ ・ 可搬式発電機 ・ 赤外線ヒーター ・ L E D ランタン ・ タオル ・ ティッシュ ・ バインダー ・ 単一乾電池 ・ A 4 用紙 ・ 油性ペン赤 & 黒 ・ セロテープ ・ 養生テープ ・ 鉛筆 ・ はさみ ・ レジ袋 ・ カッター ・ ビニール紐 ・ 単三乾電池 ・ 単四乾電池 ・ 懐中電灯 ・ 割り箸 ・ 紙皿 ・ 紙コップ ・ 防災ベスト
感染症対策用品	・ 非接触体温計 ・ 手指消毒剤 ・ サージカルマスク ・ フェイスシールド ・ 使い捨てガウン ・ ハンドソープ ・ ゴミ袋	・ 使い捨て手袋 ・ 使い捨てエプロン ・ ペーパータオル ・ 塩素系漂白剤 ・ 計量カップ ・ ポリバケツ ・ 雑巾
非常食	・ アルファ米 ・ 飲料水 ・ とり雑炊 ・ クラッカー	・ 液体ミルク ・ 粉ミルク ・ アレルギー用粉ミルク

【旧石狩市域】

(1) 移動系防災行政無線

a FB<基地局(専用波466.850MHz、広域共通波466.775MHz)>

基地局呼出名称	免許番号	設置場所等
ぼうさいいしかり	北基第10505号	石狩市花川北6条1丁目30番地2 ・総務部危機管理課 ・建設部維持管理課 ・水道部水道施設課 ・水道部下水道課
		石狩市志美293番地 ・石狩中学校
		石狩市八幡4丁目167番地 ・石狩八幡小学校
		石狩市花川北1条1丁目2番地3 ・石狩消防署
		石狩市新港中央1丁目482番地1 ・石狩防災保安センター

b ML<陸上移動局(専用波466.850MHz、広域共通波466.775MHz)>

呼出名称	免許番号	設置場所等
ぼうさいいしかり 1(車載)	北移第104613号	危機管理課
ぼうさいいしかり 2(車載)	北移第104614号	福祉部高齢者支援課中型バス
ぼうさいいしかり 3(車載)	北移第104615号	建設部維持管理課パトロール車
ぼうさいいしかり 4(車載)	北移第104616号	建設部維持管理課パトロール車
ぼうさいいしかり 5(車載)	北移第104617号	総務部総務課
ぼうさいいしかり 6(車載)	北移第104618号	広聴・市民生活課公用車
ぼうさいいしかり 7(車載)	北移第104619号	総務部総務課(防災用車両)
ぼうさいいしかり 8(車載)	北移第104620号	浜益支所地域振興課
ぼうさいいしかり 9(車載)	北移第104621号	建設部維持管理課4tトラック
ぼうさいいしかり 10(車載)	北移第104622号	総務部総務課
ぼうさいいしかり 11(車載)	北移第104623号	建設部維持管理課公用車
ぼうさいいしかり 12(車載)	北移第104624号	総務部総務課
ぼうさいいしかり 14(車載)	北移第104626号	総務部総務課公用車
ぼうさいいしかり 15(車載)	北移第104627号	総務部総務課
ぼうさいいしかり 16(車載)	北移第104628号	教育委員会スクールバス
ぼうさいいしかり 17(車載)	北移第104629号	教育委員会スクールバス
ぼうさいいしかり 18(車載)	北移第111290号	教育委員会スクールバス
ぼうさいいしかり 50(携帯)	北移第113547号	総務部総務課
ぼうさいいしかり 51(携帯)	北移第113548号	総務部総務課
ぼうさいいしかり101(車載)	北移第109440号	水道部下水道課公用車
ぼうさいいしかり102(車載)	北移第109441号	水道部水道営業課公用車
ぼうさいいしかり103(車載)	北移第109442号	水道部水道施設課公用車
ぼうさいいしかり104(車載)	北移第109443号	水道部水道施設課公用車
ぼうさいいしかり105(車載)	北移第109444号	水道部水道施設課公用車
ぼうさいいしかり106(車載)	北移第109445号	水道部下水道課公用車
ぼうさいいしかり107(車載)	北移第3015300号	総務部総務課
ぼうさいいしかり108(車載)	北移第3015301号	水道部水道施設課公用車

ぼうさいいしかり200(携帯)	北移第3044357号	南線小学校
ぼうさいいしかり201(携帯)	北移第3044358号	双葉小学校
ぼうさいいしかり202(携帯)	北移第3046715号	紅南小学校
ぼうさいいしかり203(携帯)	北移第3046716号	花川南小学校
ぼうさいいしかり204(携帯)	北移第3046717号	石狩南高校
ぼうさいいしかり205(携帯)	北移第3046718号	八幡コミュニティセンター
ぼうさいいしかり206(携帯)	北移第3050276号	花川小学校
ぼうさいいしかり207(携帯)	北移第3050277号	学び交流センター
ぼうさいいしかり208(携帯)	北移第3050278号	花川南中学校
ぼうさいいしかり209(携帯)	北移第3050279号	高岡ふれあい研修センター
ぼうさいいしかり210(携帯)	北移第3053082号	石狩八幡小学校
ぼうさいいしかり211(携帯)	北移第3053083号	花川北中学校
ぼうさいいしかり212(携帯)	北移第3053084号	旧石狩小学校
ぼうさいいしかり213(携帯)	北移第3053085号	石狩中学校
ぼうさいいしかり214(携帯)	北移第3056811号	石狩市役所
ぼうさいいしかり215(携帯)	北移第3056812号	花川中学校
ぼうさいいしかり216(携帯)	北移第3056813号	樽川中学校
ぼうさいいしかり217(携帯)	北移第3056814号	生振小学校
ぼうさいいしかり218(携帯)	北移第3062935号	石狩翔陽高校
ぼうさいいしかり219(携帯)	北移第3062936号	緑苑台小学校
ぼうさいいしかり220(携帯)	北移第3062937号	花川南コミュニティセンター
ぼうさいいしかり221(携帯)	北移第3062938号	北生振ふれあい研修センター
ぼうさいいしかり222(携帯)	北移第3066783号	花川北コミュニティセンター
ぼうさいいしかり223(携帯)	北移第3066784号	危機管理課放送室
ぼうさいいしかり224(携帯)	北移第3066785号	公民館美登位分館
ぼうさいいしかり225(携帯)	北移第3066786号	聚富会館

(2) 同報系防災行政無線 (デジタル波)

a FX【固定局 (62.99MHz)】

呼出名称	免許番号	設置場所等
ぼうさいいしかりし	北固第9060号	石狩市花川北 6 条 1 丁目30番地 2 ・石狩市役所総務部危機管理課
ぼうさいいしかりいししょう	北固第9061号	旧石狩小学校
ぼうさいいしかりいしちゅう	北固第9062号	石狩中学校
ぼうさいいしかりあおば	北固第9063号	青葉公園
ぼうさいいしかりたらかわこうえん	北固第9501号	樽川公園
ぼうさいいしかりはちまんこみせん	北固第10466号	八幡コミュニティセンター
ぼうさいいしかりはちまんしょう	北固第10467号	石狩八幡小学校
ぼうさいいしかりきたおやふる	北固第10677号	北生振ふれあい研修センター
ぼうさいいしかりびとい	北固第10678号	公民館美登位分館

・MCA無線機

機体番号	設置場所
01号機	石狩市役所 (3 階放送室)
02号機	石狩市役所 (3 階放送室)

【厚田区】

(1) 移動系防災行政無線

a FB<基地局(専用波466.0125MHz、広域共通波466.775MHz)>

呼出名称	免許番号	設置場所等
ぼうさいあつた	北基第11090号	石狩市厚田区厚田45番地 5 ・石狩市役所厚田支所 ・石狩消防署厚田支署

b FX<中継局(専用波466.0125MHz)>

呼出名称	免許番号	設置場所等
ぼうさいこたにちゅうけい	北基第11090号	石狩市厚田区小谷292番地10

c ML<陸上移動局(専用波466.0125MHz、広域共通波466.775MHz)>

呼出名称	免許番号	設置場所等
ぼうさいあつた 1 (携帯)	北移第116540号	厚田支所地域振興課
ぼうさいあつた 2 (携帯)	北移第116541号	厚田支所地域振興課
ぼうさいあつた 3 (車載)	北移第116542号	厚田支所交通安全指導車
ぼうさいあつた 4 (車載)	北移第116543号	厚田支所
ぼうさいあつた 5 (携帯)	北移第3007411号	発足会館
ぼうさいあつた 6 (携帯)	北移第3012195号	濃昼会館
ぼうさいあつた 7 (携帯)	北移第3012196号	戸田記念墓地公園(講堂)
ぼうさいあつた 8 (携帯)	北移第3012197号	新厚商事
ぼうさいあつた 9 (携帯)	北移第3012198号	厚田支所地域振興課
ぼうさいあつた10(携帯)	北移第3012199号	聚富会館
ぼうさいあつた11(車載)	北移第3012200号	厚田支所地域振興課
ぼうさいあつた12(車載)	北移第3012201号	厚田支所地域振興課
ぼうさいあつた13(車載)	北移第3012202号	厚田支所地域振興課
ぼうさいあつた14(車載)	北移第3012203号	厚田支所地域振興課
ぼうさいあつた15(車載)	北移第3012204号	厚田支所地域振興課

(2) 同報系防災行政無線(アナログ波)

a FB【基地局(57.260MHz、407.325MHz)】

呼出名称	免許番号	設置場所等
ぼうさいあつた	北基第73463号	送受信所： 石狩市厚田区厚田18番地 1 (厚田支所内) 通信所： 石狩市厚田区厚田106番地(消防厚田支署内)

c FX【中継局(57.260MHz、69.405MHz、407.325MHz)】

呼出名称	免許番号	設置場所等
ぼうさいこたにちゅうけい	北第73464号	石狩市厚田区小谷292番地10

(3) 同報系防災行政無線 (デジタル波)

a FX【固定局 (62.99MHz、59.99MHz)】

呼出名称	免許番号	設置場所等
ぼうさいいしかりこたにちゅうけい	北固第10676号	石狩市厚田区小谷292番地10
ぼうさいいしかりやそすけ	北固第10876号	石狩市厚田区安瀬38番地 2
ぼうさいいしかりあつたかいひん	北固第10877号	石狩市厚田区厚田11番地 2
ぼうさいいしかりあつた	北固第10878号	石狩市厚田区厚田 6 番地34
ぼうさいいしかりべっかり	北固第10879号	石狩市厚田区別狩17番地 6
ぼうさいいしかりこたん	北固第10880号	石狩市厚田区古潭506番地 1
ぼうさいいしかりみねとまり	北固第10881号	石狩市厚田区嶺泊125番地 9
ぼうさいいしかりもうらい1	北固第10882号	石狩市厚田区望来35番地 2
ぼうさいいしかりもうらい2	北固第10883号	石狩市厚田区望来96番地 1
ぼうさいいしかりしっぷ	北固第10884号	石狩市厚田区聚富12番地
ぼうさいいしかりにじがはら	北固第10885号	石狩市厚田区虹が原165番地345

・MCA無線機

機体番号	設置場所
03号機	厚田支所
04号機	厚田支所

【浜益区】

(1) 同報系防災行政無線 (デジタル波)

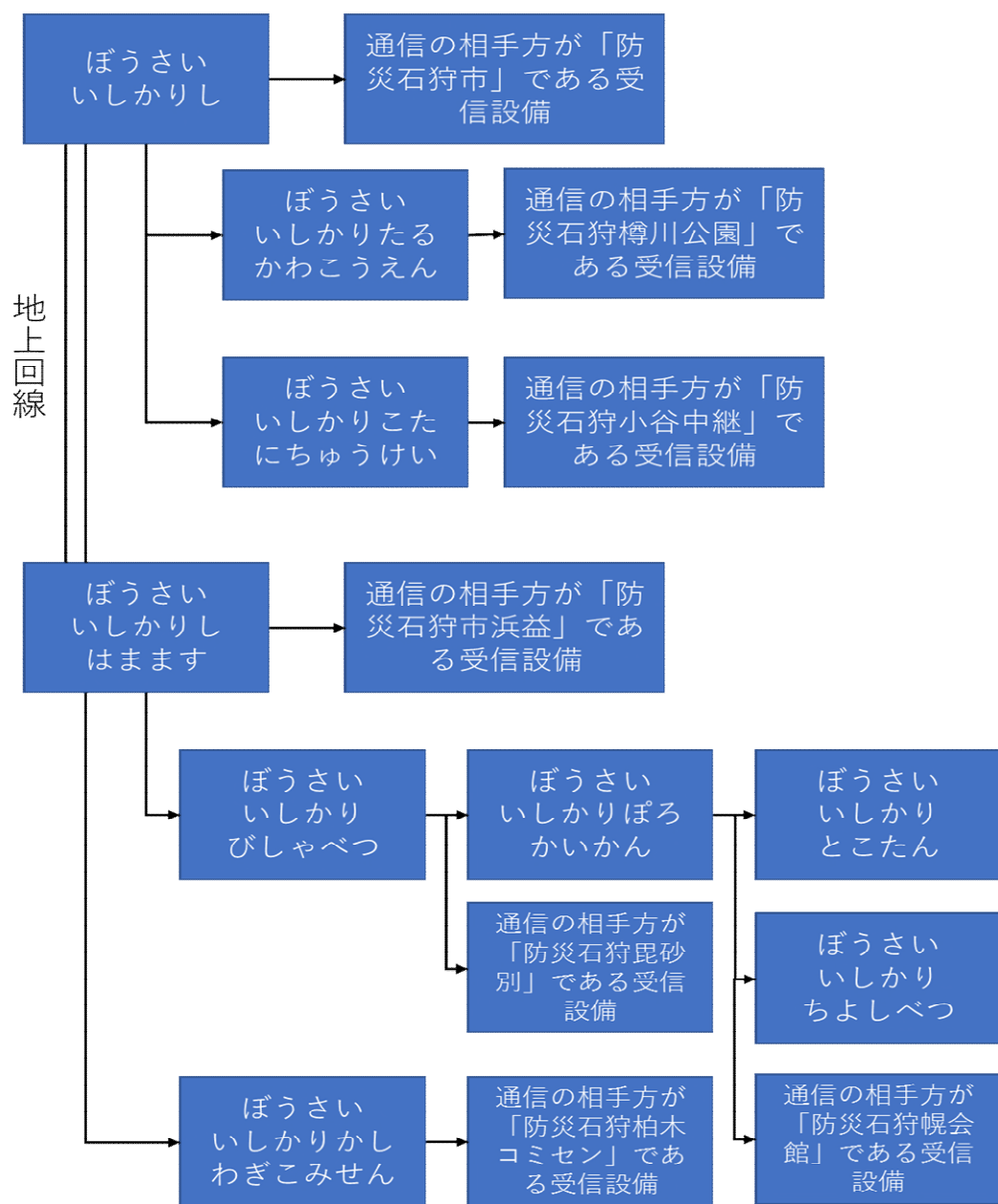
a FX【固定局 (59.375MHz)】

呼出名称	免許番号	設置場所等
ぼうさいいしかりしはまます	北固第9498号	石狩市浜益区浜益2番地3 ・石狩市役所浜益支所
ぼうさいいしかりはまますくんべつ	北固第9499号	浜益スポーツセンター
ぼうさいいしかりはまますきらり	北固第9500号	浜益コミュニティセンター
ぼうさいいしかりちよしべつ	北固第10469号	千代志別
ぼうさいいしかりとこたん	北固第10468号	床丹
ぼうさいいしかりぼろかいかん	北固第10465号	幌会館
ぼうさいいしかりかわしもこみせん	北固第10470号	川下コミュニティセンター
ぼうさいいしかりかしわぎ	北固第10471号	柏木
ぼうさいいしかりかしわぎこみせん	北固第10464号	柏木コミュニティセンター
ぼうさいいしかりみたかいかん	北固第10472号	実田会館
ぼうさいいしかりびしゃべつ	北固第10463号	毘砂別
ぼうさいいしかりおくりげ	北固第10679号	送毛
ぼうさいいしかりごきびる	北固第10680号	濃昼

・MCA無線機

機体番号	設置場所
05号機	浜益支所
06号機	浜益支所
07号機	浜益支所
08号機	浜益支所

石狩市防災行政無線（同報系）ネットワーク図



・ 4 指定緊急避難場所、指定避難所等 一覧及び箇所図

指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

令和5年4月1日現在

NO.	指定緊急避難場所	災害の種類						指定避難所	住所	電話番号 市外局番 (0133)	面積等					想定収容 人数(人) ※カッコン は▲の時の 収容人数
		地震	津波	高潮	洪水	(内 水の水の 浸水)水	土砂災害				大火事	屋内 (㎡) 運動場	人数 (人)	屋内 (室数) 室等	人数 (人)	
1	旧千代志別小学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	×	浜益区千代志別595-1	-			1200	30.0	1080	
2	旧床丹小学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	×	浜益区床丹435-1	-			580	38.0	522	
3	旧幌中学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	×	浜益区幌161-1	-			4773	32.0	4295	
4	幌会館	×	○	○	○	○	○	×	浜益区幌21-2	79-2238		3	102	15.5	102	
5	浜益スポーツセンター	△	○	○	○	○	▲	×	浜益区群別1-41	79-3615	812	442	3	105	547(95)	
	浜益スポーツセンター駐車場	○	○	○	○	○	×	×					1600	17.6	1440	
6	浜益中学校	△	○	○	○	○	○	×	浜益区浜益50-22	79-2046	666	362	11	436	798	
	浜益中学校校舎前グラウンド	○	○	○	○	○	×	×				2400	31.5	2160		
7	浜益コミュニティセンターきらり	△	×	○	○	○	○	×	浜益区浜益630-1	79-5566	608	331	3	72	403	
	浜益コミュニティセンターきらり駐車場	○	×	○	○	○	○	○					10000	6.4	9000	
	浜益支所	△	○	○	○	○	○	×			○		11	260	16.0	260
8	浜益支所駐車場	○	○	○	○	○	×	×	浜益区川下162-2	-			9	310	310	
	旧浜益中学校	×	○	○	○	○	×	×					5500	16.0	4950	
9	旧浜益中学校グラウンド	○	○	○	○	○	×	○	浜益区川下141-8	-				9400	8460	
	浜益小学校	△	×	○	▲	○	○	×			588	320	10	319	2.0	639(199)
10	浜益小学校グラウンド	○	×	○	×	○	○	×	浜益区柏木1-17	79-3124				4900	4410	
11	樽鉢山会館	△	○	○	○	○	○	×	浜益区柏木279-1	-		4	65	27.0	65	
	樽鉢山会館駐車場	○	○	○	○	○	○	×						820	27.0	738
12	石狩市浜益保養センター(浜益温泉)	△	○	○	×	○	×	×	浜益区実田254-4	79-3617		5	144	8.4	144	
13	実田会館	△	○	○	×	○	○	×	浜益区実田129-2	79-2977		3	96	15.0	96	
	実田会館駐車場	○	○	○	×	○	○	×						2500	15.0	2250
14	御料地会館駐車場	○	○	○	×	○	○	×					100	78.0	90	

(想定収容人数の算定) 屋外：遊具などのデッドスペースや共用スペースを1割とし、残りを一人当たり1.65㎡とする。
(指定の考え方) ○:現象に対応できる ×:現象に対応できない △:施設の安全確認後に避難可能で耐震基準を満たした施設 ▲:2階以上のみ避難可能
(まちの浸水とは) まちの浸水とは、降雨量が小河川や下水道等の流れる能力を超えた場合に、建物や道路が浸水することを指す。

指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

令和5年4月1日現在

NO.	指定緊急避難場所	災害の種類					指定 避難所	住 所	電話番号 市外局番 (0133)	面 積 等					想定収容 人数(人) ※カッコ内 は▲の時の 収容人数	
		地震	津波	高潮	洪水	(まちの 内)水の 氾濫(浸水)				土砂災害	大火事	屋内 (㎡) 運動場	人数 (人)	屋内 (教室等)		人数 (人)
15	毘砂別会館	×	×	○	○	○	○	○	×	79-2080		4	61		5.0	61
16	毘砂別神社下市道	○	×	○	○	○	×	×	×	-					18.6	-
17	送毛会館	△	○	○	○	○	×	×	○	79-3281		2	52		16.0	52
18	送毛入口バス停	○	○	○	○	○	○	×	×	-				180	95.8	162
19	道の駅石狩「あいろーど厚田」	△	○	○	○	○	○	×	×	78-2300					29.0	205
	道の駅石狩「あいろーど厚田」駐 車場	○	○	○	○	○	○	×	×					3600		29.0
20	厚田学園	△	○	○	○	○	○	○	○	77-5356	576	314	18	547	20.0	861
	厚田学園グラウンド	○	○	○	○	○	○	○	○						9500	20.0
21	発足会館	△	○	○	○	○	×	×	○	78-2088			3	111	59.7	111
	発足会館駐車場	○	○	○	○	○	×	○	○						10500	59.7
22	株式会社新厚商事	△	○	○	○	○	○	○	×	78-2388			2	29	36.0	29
23	戸田記念墓地公園(礼拝堂ほか) ※協定において期限付き滞在が可能	△	○	○	○	○	○	○	×	77-2200			4	460	36.0	460
24	聚富会館	△	○	○	○	○	○	○	×	66-3251			6	188	71.0	188
	聚富会館駐車場	○	○	○	○	○	○	×	×						1030	71.0
25	高岡ふれあい研修センター	△	○	○	○	○	○	○	×	66-3358				152	20.0	152
26	八幡コミュニティセンター	△	○	○	×	○	○	○	×	66-4261				231	3.6	231
27	石狩八幡小学校	△	○	○	▲	○	○	○	×	66-3009	636	346	16	587	5.3	933(357)
	石狩八幡小学校グラウンド	○	○	○	×	○	○	○	○						13600	4.7
28	北生振ふれあい研修センター	△	○	○	×	○	○	○	×	66-3643				83	4.8	83
29	公民館美登位分館	△	○	○	○	○	○	○	×	66-3672				42	11.2	42

(想定収容人数の算定) 屋外：遊具などのデッドスペースや共用スペースを1割とし、残りを一人当たり1.65㎡とする。
(指定の考え方) ○:現象に対応できる ×:現象に対応できない △:施設の安全確認後に避難基準を満たした施設 ▲:2階以上のみ避難可能
(まちの浸水とは) まちの浸水とは、降雨量が小川や下水道等の流れる能力を超えた場合に、建物や道路が浸水することを指す。

指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

令和5年4月1日現在

No.	指定緊急避難場所	災害の種類					指定 避難所	住 所	電話番号 市外局番 (0133)	面 積 等					海拔(m)	想定収容 人数(人) ※カッコ内 は▲の時の 収容人数
		地震	津波	高潮	洪水	(ま ち の 水 害) 内 水 害 等				土砂災害	大火事	屋 内 (㎡) 運動場	人 数 (人)	屋 内 (教室 等) 人 数 (人)		
30	旧石狩小学校	△	○	○	○	○	○	×	横町39	-	710	387	12	410	4.9	797
	旧石狩小学校グラウンド	○	○	○	×	○	○	○				10300				4.0
31	石狩中学校	△	○	○	○	○	○	×	志美293-30	62-5004	725	395	13	546	6.0	941
	石狩中学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○								15500
32	石狩市防災ひろば	○	○	○	○	○	○	○	志美65-48	-				40400	6.5~15.0	36360
33	生振小学校	△	○	○	○	○	○	×	生振375-1	64-2018	570	310	11	407	6.1	717
	生振小学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○								15600
34	ダイナム 石狩店	○	○	○	○	○	○	○	新港南2-729	64-0170				1086	5.0	977
35	青葉公園	○	○	○	○	○	○	○	新港南3-706	-				131400	4.4~13.4	118260
36	梅川公園	○	○	○	×	○	○	○	新港西2-784	-				56000	5.5~11.6	50400
37	花川小学校	△	○	○	○	○	○	×	花畔1条1-7	64-5316	710	387	19	713	4.4	1100
	花川小学校グラウンド	○	○	○	×	○	○	○								10800
38	石狩市スポーツ広場	○	○	○	○	○	○	○	花畔337-3	-				107700	7.1	96930
39	花川中学校	△	○	○	○	○	○	×	花川北4条1-2-1	74-2032	711	387	22	888	5.4	1275
	花川中学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○								16100
40	双葉小学校	△	○	○	○	○	○	×	花川北4条3-1	74-0494	658	359	28	1143	3.3	1502
	双葉小学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○								11300
41	若葉公園	○	○	○	○	○	○	○	花川北4条3-2	-				21400	4.0~6.0	19260
42	花川北コミュニティセンター	△	○	○	○	○	○	×	花川北3条2-198-1	74-6525				466	4.4	466
43	学び交流センター 星置葉護学校 石 狩紅葉山校舎	△	○	○	○	○	○	×	花川北3条3-1	76-1101	621	338	29	1140	4.9	1478
	星置葉護学校 石狩紅葉山校舎グラ ウンド	○	○	○	○	○	○	○								11700

(想定収容人数の算定) 屋外：遊具などのデッドスペースや共用スペースを1割とし、残りを一人当たり1㎡とする。屋内：通路など共有スペースを1割とし、残りを一人当たり1.65㎡とする。
(指定の考え方) ○：現象に対応できる ×：現象に対応できない △：施設の安全確認後に避難可能で耐震基準を満たした施設 ▲：2階以上のみ避難可能
(まちの浸水とは) まちの浸水とは、降雨量が小河川や下水道等の流れる能力を超えた場合に、建物や道路が浸水することを指す。

指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

令和5年4月1日現在

NO.	指定緊急避難場所	災害の種類						指定 避難所	住所	電話番号 市外局番 (0133)	面積等					想定収容 人数(人) ※カッコン内 は▲の時の 収容人数	
		地震	津波	高潮	洪水	(まちの 内)水の 氾濫(浸水)	土砂災害				大火事	屋内 (㎡) 運動場	人数 (人)	屋内 (室数)室等	人数 (人)		屋外 (㎡)
44	花川北中学校	△	○	○	○	○	○	×	花川北3条4-130	74-5957	720	392	31	1303		6.1	1695
	花川北中学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○							19400	4.8	17460
45	紅葉山公園	○	○	○	○	○	○	○	花川北2条3-210	-				76600	3.2~9.4	68940	
46	紅南小学校	△	○	○	▲	○	○	×	花川北1条6-1	74-0318	594	324	39	1523		5.1	1847(1076)
	紅南小学校グラウンド	○	○	○	×	○	○	○							14500	3.6	13050
47	紅南公園	○	○	○	×	○	○	○	花川北1条6-2-1	-				27200	6.6~16.5	24480	
48	石狩翔陽高等学校	△	○	○	▲	○	○	×	花川東128-31	74-5771	1844	1005	52	2007		3.1	3012(1530)
	石狩翔陽高等学校グラウンド	○	○	○	×	○	○	○							41500	3.4	37350
49	緑苑台小学校	△	○	○	▲	○	○	×	緑苑台中央3-603	76-1990	928	505	34	1403		3.9	1908(1007)
	緑苑台小学校グラウンド	○	○	○	×	○	○	○							14800	1.8	13320
50	紅葉山南公園	○	○	○	×	○	○	○	緑苑台中央3-601	-				37200	1.8~5.1	33480	
51	イオンスーパーセンター石狩緑苑 台店	○	○	○	×	○	○	○	緑苑台中央1-2	75-9800				63600	4.2	57240	
		○	○	○	×	○	○	○							45000	5.3~10.9	40500
52	ふれあいの社公園	○	○	○	×	○	○	○	樽川4条1-600	-				1120	5.9	1565(611)	
53	樽川中学校	△	○	○	▲	○	○	×	樽川6条3-600	74-2352	816	445	27			5.6	16740
	樽川中学校グラウンド	○	○	○	×	○	○	○							18600	5.5	2053
54	南線小学校	△	○	○	○	○	○	×	花川南3条1-18	73-2042	919	501	41	1552		5.5	9720
	南線小学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○							10800	6.1	2520
55	藤女子大学花川キャンパス前庭	○	○	○	×	○	○	×	花川南4条5-7-1	-				2800	5.7	1811	
56	花川南小学校	△	○	○	○	○	○	×	花川南6条5-1	73-1924	722	393	35	1418		5.1	13140
	花川南小学校グラウンド	○	○	○	×	○	○	○							14600	3.3~6.0	19890
57	花川南公園	○	○	○	×	○	○	○	花川南6条5-94	73-6917				22100			

(想定収容人数の算定) 屋外：遊具などのデッドスペースや共用スペースを1割とし、残りを一人当たり1㎡とする。屋内：通路など共有スペースを1割とし、残りを一人当たり1.65㎡とする。
(指定の考え方) ○:現象に対応できる ×:現象に対応できない △:施設の安全確認後に避難基準を満たした施設 ▲:2階以上のみ避難可能
(まちの浸水とは) まちの浸水とは、降雨量が小河川や下水道等の流れる能力を超えた場合に、建物や道路が浸水することを指す。

津波避難場所

番号	対象地区	名称	所在地	管理者	建物等	高さ(m)	床面積 (㎡)	海拔
1	本町	市営住宅本町団地	親船町107番地	石狩市	4階	3階：6.8m 屋上：12.8m	3・4階共用スペース：250㎡ 屋上：729㎡ 延べ：979㎡	4.0m
2	親船東・志美 新港東及び一円	石狩消防署石狩湾新港支署	志美65番地2	石狩北部地区 消防事務組合 石狩消防署	2階 一部5階	2階：5.5m 屋上：9.3m 5階：16.4m	3階フリースペース：40㎡ 屋上：450㎡ 延べ：490㎡	17.3m
3	親船東・志美 新港東及び一円	石狩市防災ひろば	志美65番地48	石狩市	築山	15m	築山平場：1,154㎡	15.0m

令和5年4月1日現在

指定福祉避難所一覧													
No.	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	受入対象者 (※)	対象とする異常な現象の種類							指定避難 所との重 複	避難収 容人数 (※)
					洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水氾 濫		
1	石狩市総合保健福祉センター	花川北6条1丁目41-1	72-8343	要配慮者	○	○	○	○	○	○	○	○	96人
2	厚田学園	厚田171-1	77-5356	要配慮者	○	○	○	△	○	×	○	◎	32人
3	高齢者生活福祉センター	浜益2-4	79-5050	要配慮者	○	○	○	△	○	×	○		49人
4	ふれあいの杜子ども館	樽川4条1丁目600-1	77-5590	要配慮者	×	○	○	○	○	○	○		30人

避難場所位置図 1 / 4



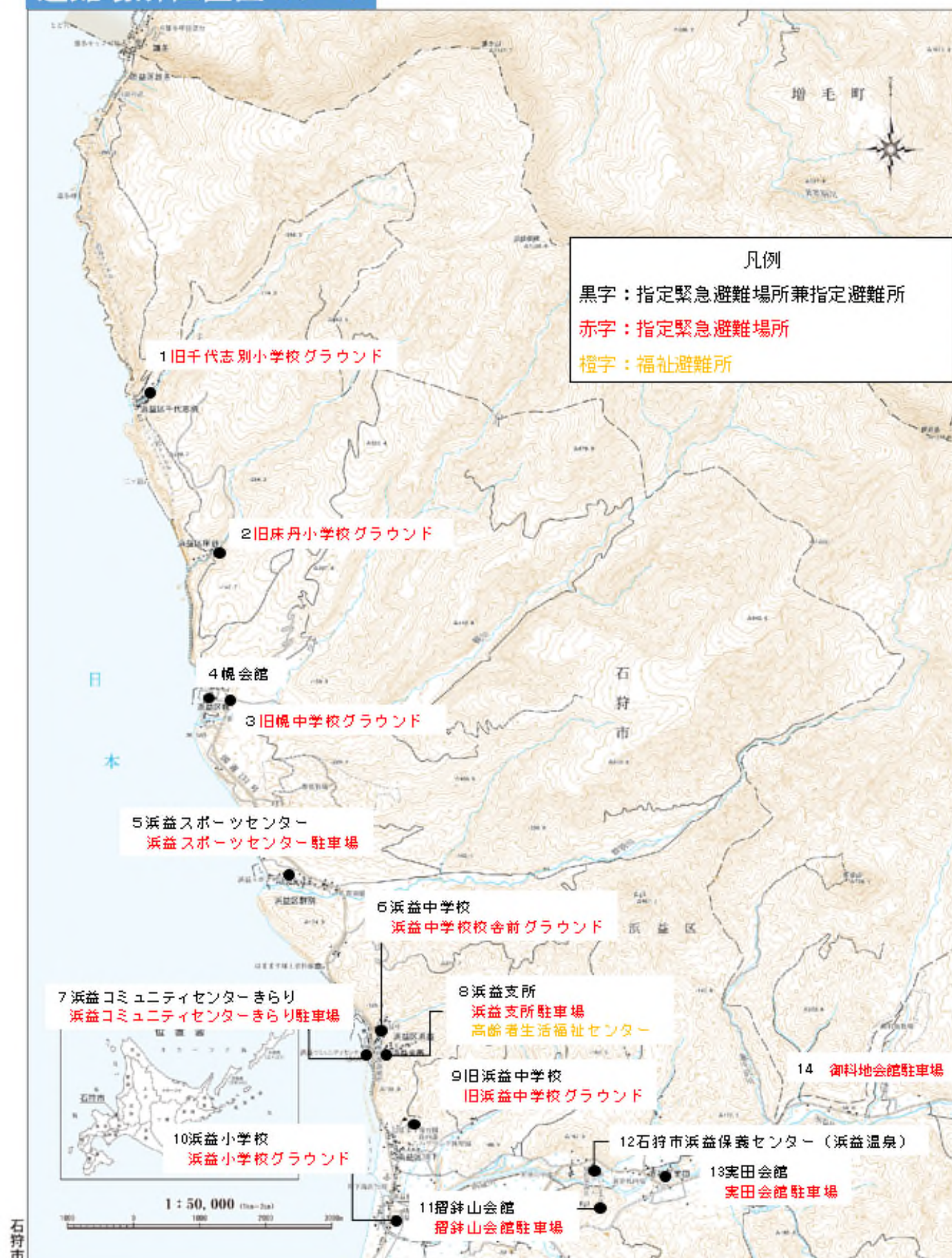
避難場所位置図 2 / 4



避難場所位置図 3 / 4



避難場所位置図 4 / 4

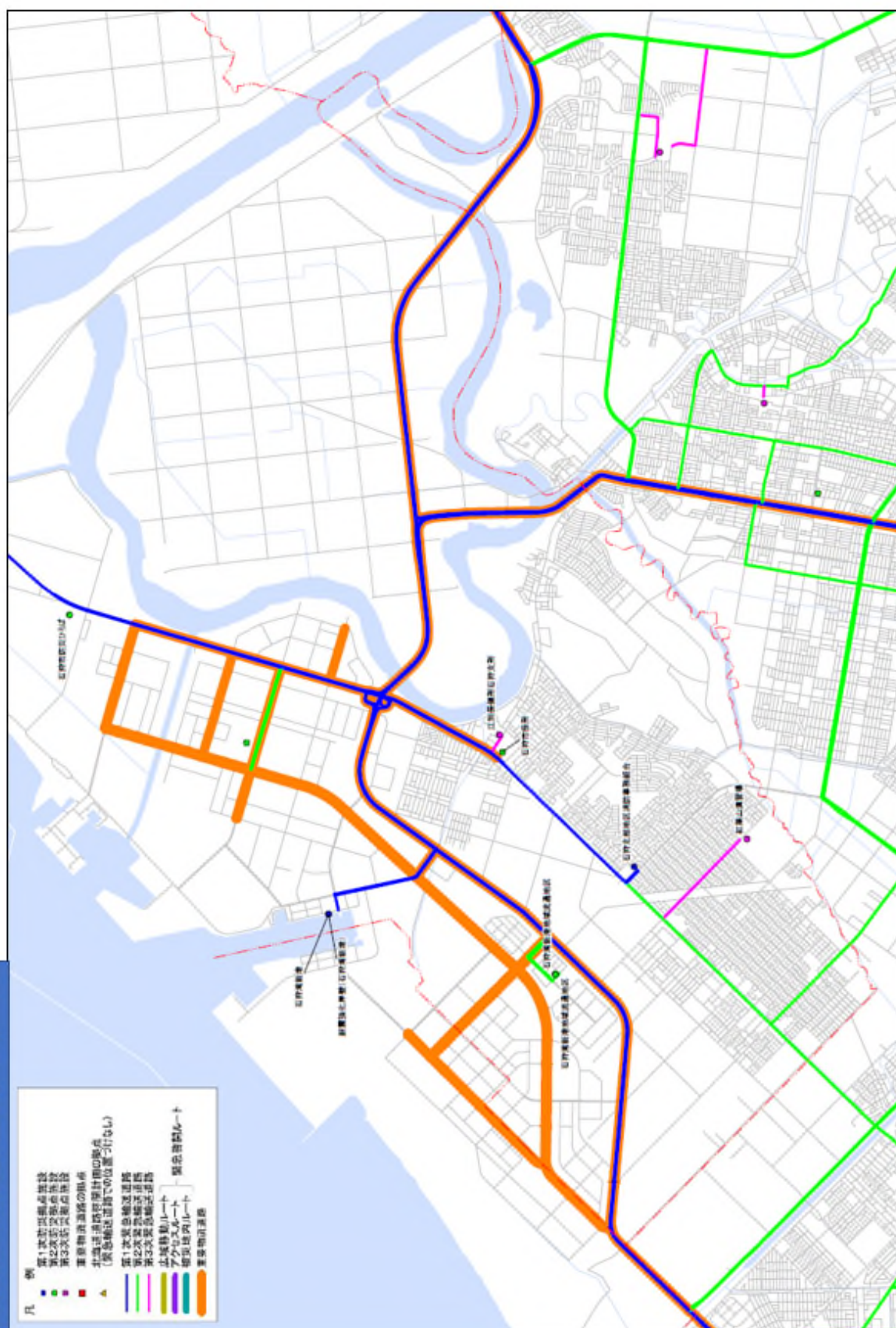


- 5 緊急輸送道路一覧及び箇所図

緊急輸送道路	路線名
第 1 次緊急輸送道路	・ 国道231号線、国道337号線 ・ 道道44号石狩手稲線、道道81号岩見沢石狩線 ・ 市道港通、市道花川通 ・ 臨港道路花畔幹線
第 2 次緊急輸送道路	・ 国道451号線 ・ 道道11号月形厚田線、道道44号石狩手稲線 ・ 市道花畔中央通、市道浜益市街線影の澤通、市道流通通線、市道卸売線 - 市道卸売 2 号通
第 3 次緊急輸送道路	・ 市道花川南 3 条通

以下、市道の緊急避難道路図を示す。

緊急輸送道路 1/4



緊急輸送道路 3/4



緊急輸送道路 4/4

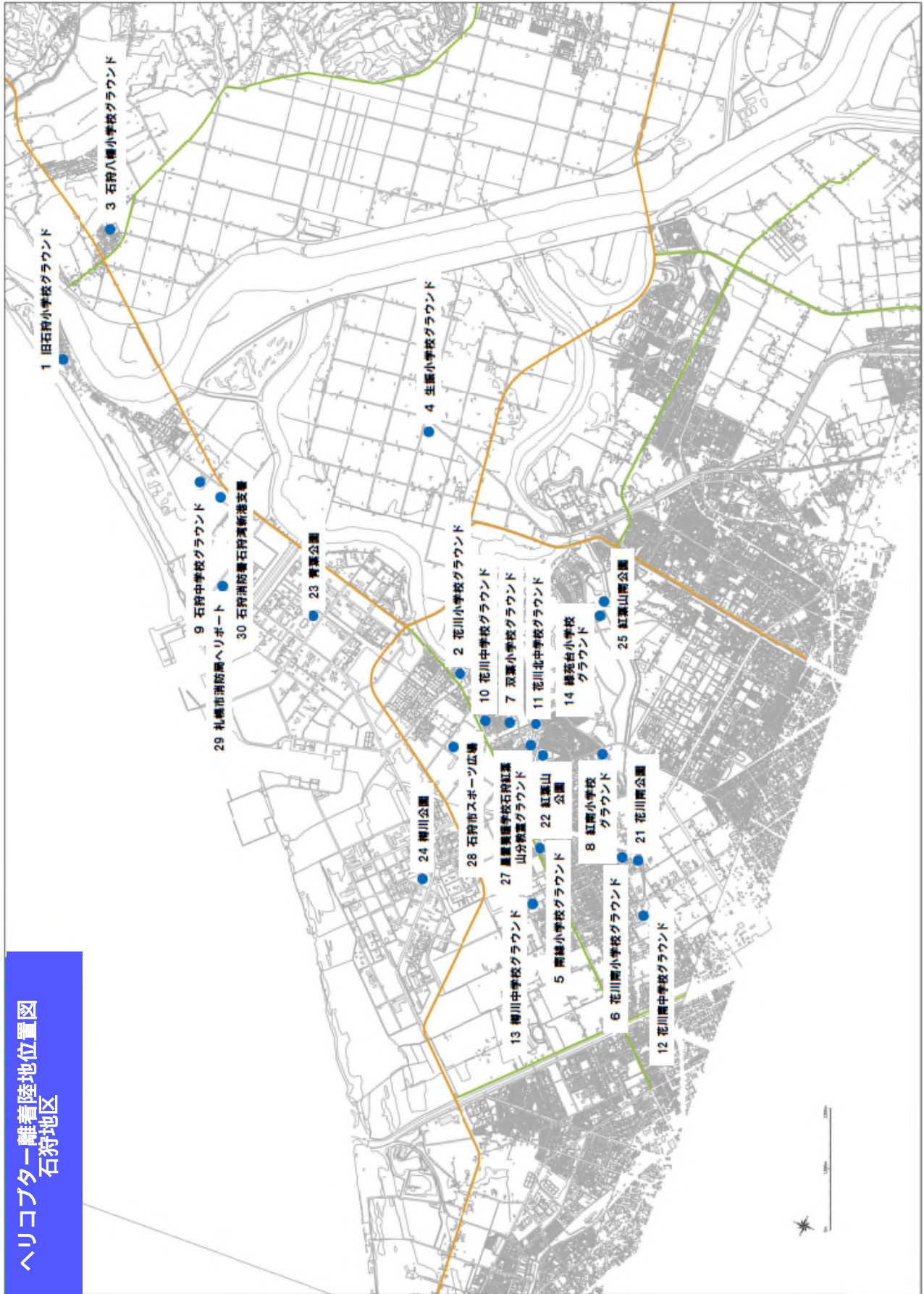


— 6 ヘリコプター離着陸可能地一覧

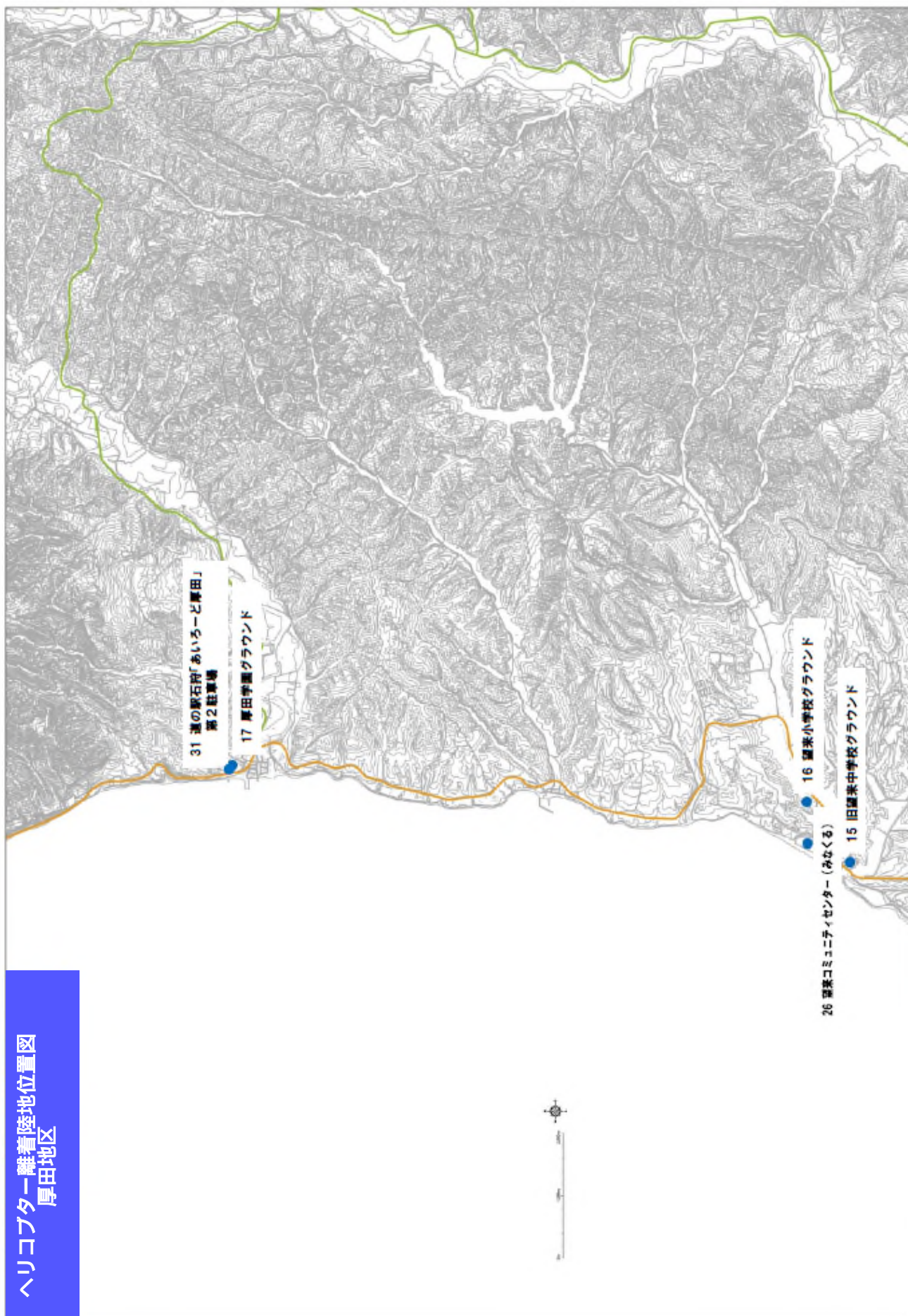
番 号	離着陸場名	所在地	土地状況		冬期使用	管理者		給油
			広さ(m)	表面		連絡先	電話番号	
1	旧石狩小学校グラウンド	横町39番地	80×70	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	可否
2	花川小学校グラウンド	花畔1条1丁目7番地	68×70	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
3	石狩八幡小学校グラウンド	八幡4丁目167番地	70×100	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
4	生振小学校グラウンド	生振375番地1	80×100	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
5	南緑小学校グラウンド	花川南3条1丁目18番地	100×80	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
6	花川南小学校グラウンド	花川南6条5丁目1番地	100×80	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
7	双葉小学校グラウンド	花川北4条3丁目1番地	100×60	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
8	紅南小学校グラウンド	花川北1条6丁目1番地	100×80	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
9	石狩中学校グラウンド	志美293番地31	100×90	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
10	花川中学校グラウンド	花川北4条1丁目2番地1	90×120	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
11	花川北中学校グラウンド	花川北3条4丁目130番地	120×70	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
12	花川南中学校グラウンド	花川南9条4丁目94番地	100×100	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
13	樽川中学校グラウンド	樽川6条3丁目600番地	120×140	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
14	緑苑台小学校グラウンド	緑苑台中央3丁目603番地	100×100	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否
15	旧望来中学校グラウンド(レラ・もうら い)	厚田区望来96番地15	100×100	砂質	否	石狩市	0133-78-2250	否
16	旧望来小学校グラウンド	厚田区望来105番地9	60×40	砂質	否	石狩市	0133-78-2250	否
17	厚田学園グラウンド	厚田区厚田171番地1	100×100	砂質	否	石狩市	0133-77-5356	否
18	浜益小学校グラウンド	浜益区柏木1番17	60×50	砂質	否	石狩市	0133-79-3124	否
19	浜益中学校北側野球場	浜益区浜益32番地3	80×70	砂質	否	石狩市	0133-72-3169	否

番 号	離着陸場名	所在地	土地状況		冬期使用	管理者		給油 可否
			広さ (m)	表面		連絡先	電話番号	
20	花川南公園	花川南 6 条 5 丁目 94 番地	90 × 90	砂質	否	石狩市	0133-72-6122	否
21	紅葉山公園	花川北 2 条 3 丁目 210 番地	80 × 80	砂質	否	石狩市	0133-72-6122	否
22	青葉公園	新港南 3 丁目 706 番地	90 × 90	砂質	否	石狩市	0133-72-6122	否
23	樽川公園	新港西 2 丁目 784 番地	90 × 90	砂質	否	石狩市	0133-72-6122	否
24	紅葉山南公園	緑苑台中央 3 丁目 601 番地	190 × 130	芝生	否	石狩市	0133-72-6122	否
25	望来コミュニティセンター (みなくる)	厚田区望来 27 番地 7	90 × 80	芝生	否	石狩市	0133-72-3191	否
26	星置養護学校石狩紅葉山校舎・学び交流 センターグランド	花川北 3 条 3 丁目 1 番地	100 × 60	砂質	否	北海道立星置養護学校	011-682-5110	否
27	石狩市スポーツ広場	花畔 337 番地 3	170 × 170	芝生	否	財団法人石狩市体育協会	0133-64-1220	否
28	札幌市消防局石狩ヘリポート	新港東 2 丁目 1 番地 2	25 × 20	舗装	可	札幌市 (消防局警防部消防航空係)	0133-62-4119	可
29	石狩消防署石狩湾新港支署	志美 65 番地 2	53 × 72	舗装	可	石狩消防署	0133-74-7111	否
30	道の駅石狩「あいろーど厚田」	厚田区厚田 88 番地	87 × 75 外	舗装	可	(株)あい風	0133-73-2300	否

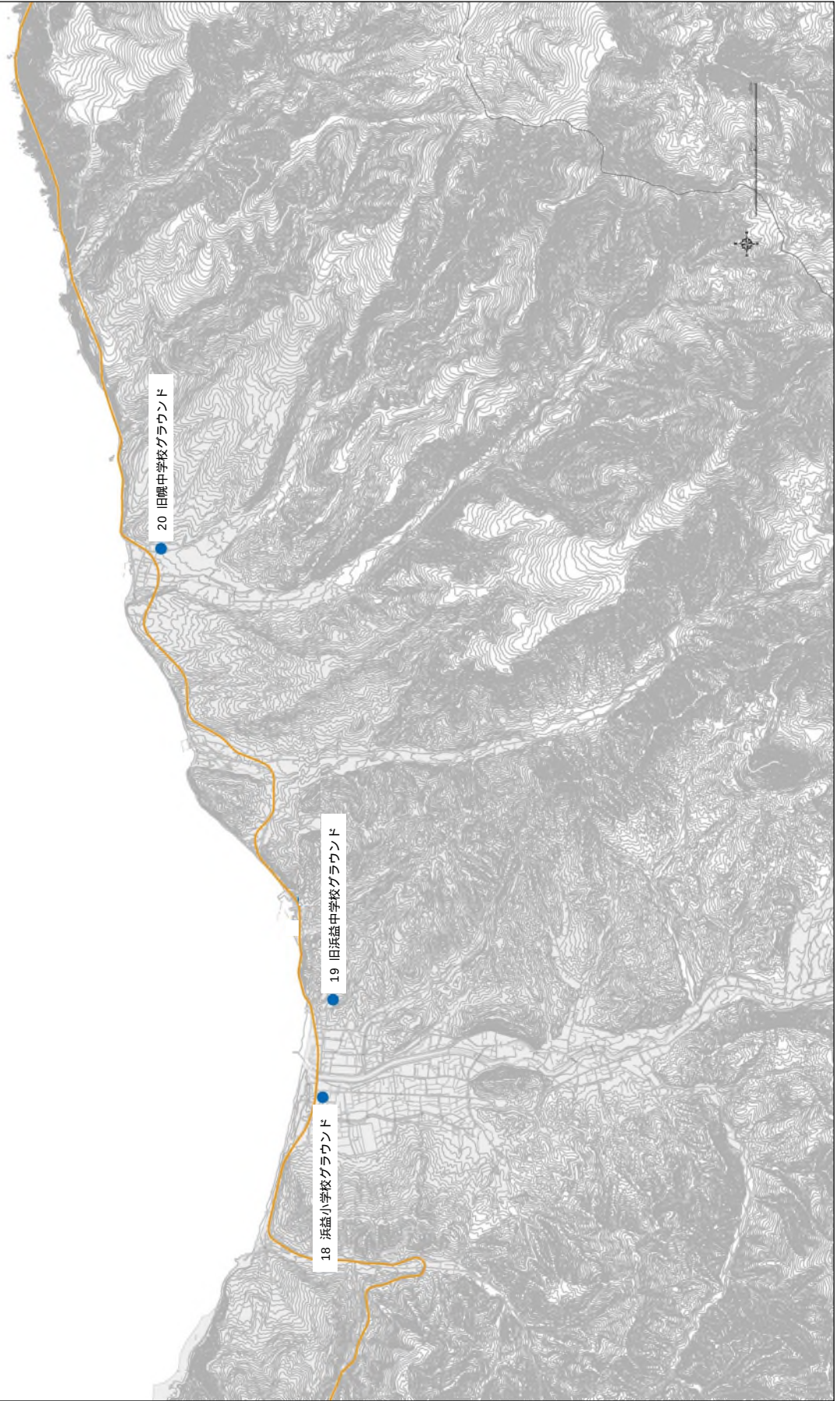
ヘリコプター離着陸地位置図 石狩地区



ヘリコプター離着陸地位置図
厚田地区



ヘリコプター離着陸地位置図
浜益地区



- 7 防疫活動に必要な資機材の在庫場所等

名 称	住 所	備蓄状況
石狩市厚田支所	厚田区厚田 18 番地 1	噴霧機 2
		バケツ 1
		ショベル 1
石狩市浜益支所	浜益区浜益 2 番地 3	噴霧機 3
		バケツ 1
		ショベル 3

- 8 文化財一覧

国指定（文化財保護法）

名 称	指 定	所 在 地	所 有 者 (管 理 者)
史跡荘内藩ハママシケ陣屋跡	S63. 5 .17	石狩市浜益区川下	石狩市ほか
名勝ピリカノカ 黄金山（ピンネタイオルシペ）	H21. 7 .23	石狩市浜益区川下	国

道指定（北海道文化財保護条例）

名 称	指 定	所 在 地	所 有 者 (管 理 者)
（有形民俗文化財） 石狩弁天社の鯨様 （妙亀・法亀大明神像）	H19. 3 .20	石狩市弁天町18番地 石狩辨天社	石狩弁天社 崇敬講社
（有形民俗文化財） 金龍寺の鯨様 （龍神・妙亀菩薩・鯨神像）	H19. 3 .20	石狩市新町 4 番地 宝珠山金龍寺	宝珠山金龍寺

石狩市指定（石狩市文化財保護条例）

名 称	指 定	所 在 地	所 有 者 (管 理 者)
石狩弁天社	S42.12.22	石狩市弁天町18番地	石狩弁天社 崇敬講社
チョウザメの剥製	S57. 3 .31	石狩市弁天町30番地 4 いしかり砂丘の風資料館	石狩市 教育委員会
八幡町遺跡ワッカオイ 第 2 0 号墓出土の土器 9 個	S57. 3 .31	石狩市弁天町30番地 4 いしかり砂丘の風資料館	石狩市 教育委員会
旧長野商店	H 6 . 3 .28	石狩市弁天町30番地 5	石狩市 教育委員会
金子家文書 （旧花畔村村会関係文書）	H11. 4 .22	石狩市花川北 6 条 1 丁目30番地 2 石狩市役所庁舎	石狩市 教育委員会
旧白鳥番屋 （はまます郷土資料館）	S56.12. 9	石狩市浜益区浜益77番地	石狩市 教育委員会
石狩弁天社の手水鉢	H25. 3 .28	石狩市弁天町30番地 4 いしかり砂丘の風資料館	石狩市 教育委員会
石狩紅葉山49号遺跡出土の木製品	H27. 7 .24	石狩市弁天町30番地 4 いしかり砂丘の風資料館	石狩市 教育委員会
古潭龍澤寺の鰐口	H28.10.27	1. 札幌市厚別区厚別町小野幌53 番地 2 北海道博物館 2. 石狩市弁天町30番地 4 いしかり砂丘の風資料館	石狩市 教育委員会

- 9 水防用資機材の備蓄一覧及び緊急時の資機材の調達先、調達可能量

【水防用資器材の備蓄状況】

管理者		石狩市	札幌開発建設部 札幌河川事務所
備蓄状況		石狩市防災保安センター	石狩地区 地域防災施設 (川の博物館)
連絡先		維持管理課	札幌開発建設部 札幌河川事務所
		0133-72-3138	011-581-3235
所在地		石狩市 新港中央 1 丁目	石狩市 新港南 1 丁目
資材	麻袋(袋)	350 (土のう袋)	1,000 (土のう袋)
	俵		
	縄(巻)		
	むしろ(枚)		
	丸太材		
	板材		
	鉄線		
	シート(枚)	10	
	油吸着シート(枚)	100	1,440
	油吸着材(箱)	20	36
	鉄ピン		
	発電機	1	
	ライト	2	
	水中ポンプ(固定)	2	
	水中ポンプ(移動)	2	
	その他ポンプ	2	
	スコップ	25	
	ツルハシ	6	2
	掛矢	2	2
機材	なた		
	のこ	3	
	鎌		
	おの		
	ペンチ	2	
	たこづち		
	ハンマー	2	
	クギ		
	くわ		
服装品	雨合羽		
	ヘルメット		
	胴長		
	ゴム長		
	救命胴衣		
水防団員数			

- 10 土砂採取場所一覧

名 称	所 在 地	採取可能量等	土地管理者
石狩市防災ひろば	石狩市志美65番地 2	630袋	石狩市
柏公園	石狩市新港中央 2 丁目765番地	8,000m ²	石狩市

- 1 1 水位観測所所在地及び各水位の値一覧

【雨量・水位観測所】

河川名	種別	観測所名	水防団 待機 水位	はん 注 意 水 位	避 難 判 水 位	はん 危 険 水 位	計画高 水位	電話応答	観測所 位置	レ メ タ
石狩川	水位	篠 路	2.50m	2.90m	4.60m	4.90m	6.21m	札幌開発建設部 札幌河川事務所 011-581-3235	札幌市 北区篠路	○
石狩川	水位	石狩河口	0.80m	1.00m	-	-	2.82m	札幌開発建設部 札幌河川事務所 011-581-3235	石狩市 仲町	○
石狩川	水位 雨量	石 狩	1.00m	1.20m	-	-	3.44m	札幌開発建設部 札幌河川事務所 011-581-3235	石狩市 親船町	○
茨戸川	水位	茨 戸	0.90m	1.20m	-	-	1.72m	札幌開発建設部 札幌河川事務所 011-581-3235	石狩市 花川東 28-23	○
新川	水位	天狗橋	3.62m	5.29m	6.27m	7.32m	7.32m	札幌建設管理部 事業課 011-662-1161	札幌市 西区発寒 17条13丁目1番地	○
発寒川	水位	発寒上流	-	-	-	-	-	札幌開発建設部 札幌河川事務所 011-581-3235	石狩市 花川東	○
発寒川	水位	発寒川	0.91m	1.56m	-	2.36m	2.36m	札幌建設管理部 事業課 011-662-1161	石狩市 花川 595- 30	○
厚田川	水位	厚田川	5.56m	5.94m	-	6.82m	6.92m	札幌建設管理部 当別出張所 0133-23-2220	石狩市 厚田区厚 田 93-1 先	○
浜益川	水位	浜益川	3.47m	4.44m	-	5.84m	5.84m	札幌建設管理部 当別出張所 0133-23-2220	石狩市 浜益区実 田 335-1	○

雨量・水位の情報については、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所のホームページ「川の防災情報」<https://www.river.go.jp>」を参照。

【検潮所・潮位観測位】

港 名	観 測 所	管 理 者 名	位 置	種別	備考
石狩湾新港	石狩湾新港	開 発 局	石狩市 新港東 4 丁目 800 番地 2	潮位	TP +2.885m

- 1 2 水門等の設置場所及び構造等

河川名：石狩川

樋門 番号	樋門(管)名	樋門(管)所在地(地先名)								摘要
		KP	左右 岸	設定 年度	揚排	敷高	ポス ト高	計画高 水位	管理橋有無	
		構 造								
1 - 1	渡船場樋門	石狩市浜町東 7 番地								
		2.7	左	S57	排	-1.03	4.77	2.67	L=9.30 W=1.00	
		1.5×1.2×30.0					1 連手動鋼製ゲート			
1 - 2	来札樋門	石狩市八幡 3 丁目								
		1.0	右	S56	排	0.46	5.40	2.37	無	
		1.8×1.2×23.0					1 連手動鋼製ゲート			
1 - 3	北生振10号樋門	石狩市若生15番地 1								
		3.2	右	S51	排	0.36	6.27	2.70	L=6.00 W=1.00	
		2.0×2.0×27.0					1 連動力鋼製ゲート			
1 - 4	親船樋門	石狩市親船町27番地								
		4.3	左	S52	排	0.66	6.38	3.40	無	
		1.2×1.2×26.0					1 連手動鋼製ゲート			
1 - 5	赤井川樋門	石狩市親船町								
		4.8	左	S48	排	1.40	2.35	3.63	無	
		2.0×2.0×23.0					2 連動力鋼製ゲート			
1 - 6	北生振 9 号樋門	石狩市生振801番地								
		4.9	右	S50	排	0.34	6.37	3.32	L=6.40 W=1.00	
		2.0×2.0×31.0					2 連動力鋼製ゲート			
1 - 7	北生振 8 号樋門	石狩市生振								
		6.3	右	S48	排	1.62	7.72	4.31	有	
		2.0×2.0×28.50					2 連動力鋼製ゲート			
1 - 8	北生振 7 号樋門	石狩市生振 8 線北 7 号42								
		7.6	右	S47	排	-0.16	7.14	4.67	有	
		2.5×2.0×48.0					2 連動力鋼製ゲート			
1 - 9	板倉樋門	石狩市生振								
		8.9	右	S59	排	2.87	7.87	4.92	L=12.7 W=1.00	
		1.5×1.2×30.0					1 連動力鋼製ゲート			
	北生振用水樋門	石狩市生振北 6 号					石狩土地改良区			
		8.1	右	H5						
		2.3×2.0×60.0								

河川名：茨戸川

樋門 番号	樋門(管)名	樋門(管)所在地(地先名)							摘要	
		KP	左右 岸	設定 年度	揚排	敷高	ポス ト高	計画高 水位		管理橋有無
		構 造								
2 - 1	志美 1 号樋門	石狩市船場町11番地 1								
		0.7	左	S44	揚排	-0.73	4.57	1.72		L=8.50 W=1.00
		1.2×0.6×22.0				2 連手動鋼製ゲート				
2 - 3	志美 2 号樋門	石狩市船場町 2 番地 6								
		1.1	左	S44	揚排	-0.73	4.52	1.72		L=7.80 W=1.00
		1.5×2.0×21.0				1 連動力鋼製ゲート				
2 - 4	マクンベツ 2 号 樋門	石狩市船場町32番地 6								
		1.1	右	S44	揚排	-0.73	4.12	1.72		L=6.55 W=1.00
		1.2×1.2×18.0				1 連動力鋼製ゲート				

2 - 5	生振1号樋門	石狩市生振489番地 1						
		2.0	右	S43	排	-0.53	4.47	1.72 L=2.80 W=1.00
		1.5×1.5×13.0				1連動力鋼製ゲート		
2 - 6	志美 3 号樋門	石狩市花畔112番地						
		1.9	左	S45	揚排	-0.73	内 3.47 外 4.52	1.72 L=7.00 W=1.00
		1.2×1.2×21.0				1連動力鋼製ゲート		
2 - 7	花畔 3 線樋門	石狩花畔 3 線249番地11						
		2.5	左	S41	揚排	-0.39	4.37	1.72 L=5.50 W=1.00
		1.5×1.2×17.2				1連手動鋼製ゲート		
2 - 8	生振 2 号樋門	石狩市生振458番地						
		2.8	右	S43	揚排	-0.53	3.67	1.72 L=3.80 W=1.05
		1.2×1.2×15.0				1連動力鋼製ゲート		
2 - 9	生振 3 号樋門	石狩市生振597番地						
		3.1	右	S43	揚排	-0.73	3.67	1.72 L=3.80 W=1.00
		1.2×1.2×15.0				1連動力鋼製ゲート		
2 -10	生振 4 号樋門	石狩市生振597番地						
		4.4	右	S42	揚排	-0.73	3.67	1.72 L=3.80 W=1.00
		1.2×1.2×15.0				1連動力鋼製ゲート		
2 -12	生振 5 号樋門	石狩市生振797番地						
		5.3	右	S41	揚排	-0.82	4.37	1.72 L=4.50 W=1.00
		2.0×1.5×15.3				1連動力鋼製ゲート		
2 -13	生振 6 号樋門	石狩市生振438番地						
		5.7	右	S42	揚排	-0.88	4.52	1.72 L=5.60 W=1.00
		1.2×1.2×18.4				1連手動鋼製ゲート		
2 -15	生振 7 号樋門	石狩市生振257番地						
		6.5	右	S41	揚排	0.57	4.43	1.72 L=3.10 W=1.00
		1.5×1.2×13.0				1連動力鋼製ゲート		
2 -17	生振 9 号樋門	石狩市生振261番地						
		8.1	右	S40	排	-0.04	4.36	1.72 L=2.60 W=1.00
		1.2×1.2×12.0				1連動力鋼製ゲート		
2 -18	生振10号樋門	石狩市生振249番地 6						
		9.8	右	S40	揚排	-0.63	3.07	1.72 L=2.70 W=1.00
		1.2×1.2×14.5				1連手動鋼製ゲート		
2 -19	生振11号樋門	石狩市生振160番地						
		10.2	右	H1	揚排	-0.78	4.32	1.72 L=3.70 W=0.70
		1.2×1.2×12.0				1連手動鋼製ゲート		
2 -20	生振12号樋門	石狩市生振124番地						
		10.4	右	S40	揚排	-0.63	3.77	1.72 L=3.80 W=1.00
		1.2×1.2×15.0				1連動力鋼製ゲート		
2 -21	生振13号樋門	石狩市生振39番地						
		11.2	右	S61	排	0.17	4.67	1.72 L=3.90 W=1.00
		1.2×1.2×11.0				1連手動鋼製ゲート		
2 -22	吉田樋門	石狩市生振 3 線南 3 号367						
		11.9	右	S61	揚排	-0.33	4.87	1.72 L=3.90 W=1.00
		1.5×1.5×19.50				1連手動鋼製ゲート		
2 -23	木工団地 3 号 樋門	石狩市新港南 1 丁目						
		5.1	左	S61	排	0.17	4.67	1.72 L=2.90 W=1.00
		1.2×1.2×10.0				1連手動鋼製ゲート		
2 -26	茨戸上流 4 線 樋門	石狩市生振 4 線361-11						
		12.6	右	S62	排	-0.33	4.87	1.72 L=3.50 W=1.00
		1.5×2.0×14.0				1連手動鋼製ゲート		

2-27	茨戸上流 5 線樋門	石狩市生振 5 線南127							
		13.0	右	S63	揚排	-0.33	5.77	1.72	有
		2.0×1.2×10.0				2連手動鋼製ゲート			
2-28	茨戸上流 7 線樋門	石狩市生振 7 線南837							
		14.4	右	S63	揚排	-0.38	5.77	1.72	有
		2.0×2.5×10.0、2.0×1.2×10.0				2連手動鋼製ゲート			
2-29	茨戸上流 8 線樋門	石狩市生振 8 線南46- 1							
		15.14	右	S63	揚排	-0.33	6.17	1.72	有
		2.0×2.0×11.0				2連手動鋼製ゲート			
2-30	茨戸大橋下流樋門	石狩市生振128番地 2							
		10.55	左	H1	排	-0.23	4.27	1.72	有
		1.2×1.2×12.0				1連手動鋼製ゲート			
	菅原用水樋管	石狩市生振337番地							
		7.7	右	S40					
		0.6×18.75							
	後藤用水樋管	石狩市生振 1 線南209							
		8.7	右	S43					
		0.6×18.2							
	茨戸下水処理場放流樋門	石狩市花川東1000番地				札幌市長			
		9.68	左	S48					
		2.9×2.9×15.0				2連			
	運河水門	石狩市				札幌河川事務所			
				S56					
		18.50×6.52				2門			
	石狩放水路水門	石狩市				札幌河川事務所			
				S56	0.8				
		25.0×7.3				2門			

1 操作水位は0.65

2 操作水位は1.05

河川名：真勲別川

樋門 番号	樋門(管)名	樋門(管)所在地(地先名)								摘要
		KP	左右 岸	設定 年度	揚排	敷高	ポス ト高	計画高 水位	管理橋有無	
		構 造								
3 - 1	マクンベツ 3 号 樋門	石狩市生振488番地 1								
		1.0	右	S45	揚排	-0.73	4.52	1.72	L=6.7 W=1.05	
		1.2×1.2×21.0					1 連手動鋼製ゲート			

河川名：発寒川

樋門 番号	樋門(管)名	樋門(管)所在地(地先名)							摘要	
		KP	左右 岸	設定 年度	揚排	敷高	ポス ト高	計画高 水位		管理橋有無
		構 造								
	石狩花川 1 号 樋門	石狩市花川								
			左				2.36			
		1.8×1.5×5.5								
	発寒 4 号樋門	石狩市花川東								
			左				2.36			
		1.2×1.2×15.0								
	発寒 6 号樋門	石狩市緑苑台								
			左				2.36			
		1.2×1.2×22.75								

	西茨戸橋下流樋門	石狩市緑苑台							
			左				2.36		
		1.2×1.2×25.0							
	発寒2号樋門	石狩市緑苑台							
			左				2.36		
		1.2×1.2×32.97							
	発寒8号樋門	石狩市花川東							
			左				2.36		
		1.2×1.2×22.1							

河川名：知津狩川

樋門 番号	樋門(管)名	樋門(管)所在地(地先名)							摘要	
		KP	左右 岸	設定 年度	揚排	敷高	ポス ト高	計画高 水位		管理橋有無
		構 造								
	第 6 号排水樋門	石狩市厚田区聚富								
		1.32	左	H15	揚排					
		1.0×1.0×12.0								
4 - 7	第 9 号排水樋門	石狩市厚田区聚富								
		1.90	左	S46		5.087		有		
		2.5×2.2×10.0								
4 - 8	第10号排水樋管	石狩市厚田区聚富								
		1.70	右	S47		1.766		有		
		φ0.6×16.0								
4 - 9	第11号排水樋管	石狩市厚田区聚富								
		2.00	右	S47		2.310		有		
		φ0.6×16.0								
4 - 10	第12号排水樋門	石狩市厚田区聚富								
		2.37	右	S49		2.450		有		
		3.0×2.0×9.0								
4 - 11	第13号排水樋管	石狩市厚田区聚富								
		2.83	右	S48		4.732		有		
		φ0.6×9.0								
4 - 12	第14号排水樋管	石狩市厚田区聚富								
		2.86	左	S47		5.600		有		
		φ0.6×12.4								
	第15号排水樋管	石狩市高岡								
			左							
		φ0.6×12.0								
	第16号排水樋管	石狩市高岡								
			左							
		φ0.6×11.4								
	第17号排水樋門	石狩市高岡								
			左							
		1.0×1.0×17.0								
	第19号排水樋門	石狩市高岡								
			左							
		1.5×1.5×6.3								
4 - 13	第18号排水樋管	石狩市厚田区堀頭								
		4.82	右	S56				有		
		φ0.6×14.6								
4 - 14	第21号排水樋門	石狩市厚田区堀頭								
		6.65	左	H7		11.807		有		
		1.0×1.0×7.6								

4 - 15	第22号排水樋管	石狩市厚田区堀頭							
		6.50	右	H14		9.820			有
		φ1.0×8.7							
	転倒堰	石狩市厚田区聚富							
			両						

河川名：正利冠川

樋門 番号	樋門(管)名	樋門(管)所在地(地先名)								摘要
		KP	左右 岸	設定 年度	揚排	敷高	ポス ト高	計画高 水位	管理橋有無	
		構 造								
5 - 1	佐藤樋管	石狩市厚田区望来								
		0.50	右	S62	排	0.380			有	
		φ0.6×11.0								
5 - 2	秋村樋管	石狩市厚田区望来								
		0.60	左	S62	排	0.478			有	
		φ0.6×9.0								

河川名：厚田川

樋門 番号	樋門(管)名	樋門(管)所在地(地先名)							摘要	
		KP	左右 岸	設定 年度	揚排	敷高	ポス ト高	計画高 水位		管理橋有無
		構 造								
6 - 1	尾崎樋門	石狩市厚田区厚田								
		0.6	左	S56	排	2.250			有	
		φ 0.6 × 10.3								
6 - 2	土井樋門	石狩市厚田区厚田								
		11.87	右	S52	排	56.050			有	
		1.0 × 1.0 × 9.0								
6 - 3	No. 3 樋管	石狩市厚田区厚田								
		12.81	右	S52	排	59.350			有	
		φ 0.6 × 5.3								
6 - 4	No. 4 樋管	石狩市厚田区厚田								
		12.81	右	S52	排				有	
		φ 0.6 × 8.0								
6 - 5	鈴木排水樋管	石狩市厚田区厚田								
		0.01	右	S57	排	0.000			有	
		φ 0.9 × 10.3								
6 - 6	谷排水樋管	石狩市厚田区厚田								
		0.36	右	S57	排	0.990			有	
		φ 0.6 × 8.0								
6 - 7	笹川樋門	石狩市厚田区厚田								
		0.56	右	S60	排	1.980			有	
		φ 0.9 × 18.0								

河川名：浜益川

樋門 番号	樋門(管)名	樋門(管)所在地(地先名)								摘要
		KP	左右 岸	設定 年度	揚排	敷高	ポス ト高	計画高 水位	管理橋有無	
		構 造								
7 - 1	千両堀樋門	石狩市浜益区川下								有
		0.4	右	S60	排	-0.48				
		3.2×2.0×12.4								

7-2	浪江地先樋管	石狩市浜益区川下						
		0.3	左	S63	排	0.47		有
		$\phi 0.6 \times 10.9$						
7-3	野村地先樋管	石狩市浜益区川下						
		0.64	左	S63	排	0.26		有
		$\phi 0.6 \times 18.1$						
7-4	羽山地先樋管	石狩市浜益区川下						
		1.35	左	S63	排	0.89		有
		$\phi 0.6 \times 14.0$						
7-5	笹地先樋管	石狩市浜益区川下						
		1.78	左	S63	排	2		有
		$\phi 0.6 \times 12.0$						
7-6	岩崎地先樋管	石狩市浜益区川下						
		2.51	左	S63	排	1.66		有
		$\phi 0.9 \times 13.2$						
7-7	岩崎地先2号樋管	石狩市浜益区実田						
		2.85	右	H2	排	3.91		有
		$\phi 0.6 \times 12.8$						
7-8	浜中岩崎樋管	石狩市浜益区浜中						
		3.16	右	H9	排	4.45		有
		$\phi 0.6 \times 10.7$						
7-9	佐藤地先1号樋管	石狩市浜益区川下						
		0.92	右	H元	排	0		有
		$\phi 0.6 \times 14.0$						
7-10	佐藤地先2号樋管	石狩市浜益区川下						
		1.28	右	H元	排	0.32		有
		$\phi 0.9 \times 17.3$						
7-11	佐藤地先樋門	石狩市浜益区川下						
		1.6	右	H元	排	0.08		有
		$2.5 \times 2.5 \times 13.4$						
7-12	左1号排水樋管	石狩市浜益区実田						
		3.9	左	H8	排	8.45		有
		$1.4 \times 1.3 \times 8.8$						
7-13	左2号排水樋管	石狩市浜益区実田						
		4	左	H9	排	8.48		有
		$2.3 \times 1.6 \times 10.7$						
7-14	右1号排水樋管	石狩市浜益区実田						
		3.9	右	H10	排	8.37		有
		$\phi 0.6 \times 12.4$						
7-15	松田地先樋管 (左3号)	石狩市浜益区実田						
		4.52	左	H12	排	10.5		有
		$\phi 0.9 \times 13.5$						
7-16	右2号排水樋管	石狩市浜益区実田						
		4.48	右	H13	排	9.79		有
		$\phi 0.6 \times 13.6$						
7-17	右3号排水樋管	石狩市浜益区実田						
		4.78	右	13	排	12.02		有
		$\phi 0.8 \times 7.9$						
7-18	左4号排水樋管	石狩市浜益区実田						
		5.13	左	H14	排	14.91		有
		$\phi 0.6 \times 8.0$						

河川名：新田川

樋門 番号	樋門(管)名	樋門(管)所在地(地先名)								摘要
		KP	左右 岸	設定 年度	揚排	敷高	ポス ト高	計画高 水位	管理橋有無	
		構 造								
8 - 1	ハマナス排水樋門	石狩市浜益区柏木					φ0.6×8.0			
		0.26	左	H5	排				有	
		石狩市浜益区川下								
8 - 2	相澤地先樋管	石狩市浜益区柏木					φ0.6×9.4			
		0.41	右	H9	排	-0.96			有	
		石狩市浜益区川下								
8 - 3	大江地先排水樋管	石狩市浜益区柏木					φ0.6×7.3			
		0.92	右	H8	排	0.2			有	
		石狩市浜益区柏木								
8 - 4	秋田地先排水樋管	石狩市浜益区柏木					φ0.6×8.2			
		0.69	右	H9	排	-0.79			有	
		石狩市浜益区柏木								
8 - 5	熊谷地先樋管	石狩市浜益区柏木					φ0.6×8.5			
		0.84	左	H10	排	-0.49			無	
		石狩市浜益区柏木								
8 - 6	越智地先樋管	石狩市浜益区柏木					φ0.9×7.4			
		0.99	左	H10	排	-0.3			無	
		石狩市浜益区柏木								
8 - 7	大江地先第2樋管	石狩市浜益区柏木					φ0.6×8.2			
		1.11	右	H10	排	-0.52			無	
		石狩市浜益区柏木								
8 - 8	斉藤地先樋門	石狩市浜益区柏木					φ0.9×7.2			
		1.39	左	H11	排	-0.15			無	
		石狩市浜益区柏木								
8 - 9	渡辺地先樋管	石狩市浜益区柏木					φ0.9×8.5			
		1.3	左			1.3	左			
		石狩市浜益区柏木								
8 - 10	高橋樋門	石狩市浜益区柏木					1.1×1.1×7.2			
		1.58	右	H12	排	-0.14			無	
		石狩市浜益区柏木								
8 - 11	寺山地先樋管	石狩市浜益区柏木					φ0.6×8.5			
		1.72	左	H10	排	0.39			無	
		石狩市浜益区柏木								
8 - 12	土門地先樋管	石狩市浜益区柏木					φ0.6×7.6			
		1.81	右	H10	排	0.28			有	
		石狩市浜益区柏木								
8 - 13	右7号排水樋管 (越智樋管)	石狩市浜益区柏木					φ1.0×6.4			
		2	右	H15	排	0.6			有	
		石狩市浜益区柏木								
8 - 14	右8号排水樋管	石狩市浜益区柏木					φ1.0×6.0			
		2.12	右	H16	排	0.85			無	
		石狩市浜益区柏木								
8 - 15	左7号排水樋管	石狩市浜益区柏木					1.0×1.0×6.3			
		2.02	左	H15	排	0.65			無	
		石狩市浜益区柏木								
	後藤地先樋門	石狩市浜益区柏木					φ1.0×4.6			
		3.02	右	H23	排					
		石狩市浜益区柏木								

	本間地先樋門	石狩市浜益区柏木					1.0×1.0×6.3			
		2.76	左	H22	排					
		石狩市浜益区柏木								
	本間2号地先樋管	石狩市浜益区柏木					1.0×1.0×6.3			
		2.72	右	H23	排					
		石狩市浜益区柏木								

河川名：吉岡沢川

樋門 番号	樋門(管)名	樋門(管)所在地(地先名)							摘要	
		KP	左右 岸	設定 年度	揚排	敷高	ポス ト高	計画高 水位		管理橋有無
		構 造								
9 - 1	左 2 号排水樋管	石狩市浜益区川下					φ0.6×8.0			
		0.45	左	S59	排	1.17			有	
		石狩市浜益区柏木								

河川名：幌川

樋門 番号	樋門(管)名	樋門(管)所在地(地先名)								摘要
		KP	左右 岸	設定 年度	揚排	敷高	ポス ト高	計画高 水位	管理橋有無	
		構 造								
10- 1	鹿嶋樋門	石狩市浜益区幌					1.0×1.0×5.0			
		0.05	左	S60	排	2.26			有	
		石狩市浜益区幌								
10- 2	若狭樋管	石狩市浜益区幌					φ0.6×8.1			
		0.4	左	S61	排	—			有	
		石狩市浜益区幌								
10- 3	平等樋管	石狩市浜益区幌					φ0.6×6.8			
		0.18	左	S62	排	3.69			有	
		石狩市浜益区幌								

- 1 3 避難確保計画の作成が必要な要配慮者利用施設

No	施設名	住所	津波災害警戒区域	洪水浸水想定区域	(対象河川)	土砂災害警戒区域
1	花川南認定こども園	花川南9条4丁目83番地4	×	○	新川	×
2	認定こども園ミナクル幼稚園	花川南3条5丁目3番地	×	○	新川	×
3	えるむの森認定こども園	花川東93番地5	×	○	石狩川	×
4	認定こども園くるみ保育園	八幡1丁目433番地14	×	○	石狩川	×
5	友愛認定こども園	花川南8条3丁目153番地3	×	○	新川	×
6	まきば認定こども園	樽川6条2丁目600番地	×	○	新川	×
7	石狩八幡小学校	八幡4丁目167番地	×	○	石狩川	×
8	浜益小学校	浜益区柏木1番地17	○	○	浜益川	×
9	花川南中学校	花川南9条4丁目94番地	×	○	新川	×
10	樽川中学校	樽川6条3丁目600番地	×	○	新川	×
11	浜益中学校	浜益区浜益50番地22	×	×		○
12	いしかり福祉会ケアハウスりよくえん	花川東93番地10	×	○	石狩川	×
13	特別養護老人ホーム厚田みよし園	厚田区厚田189番地1	×	×		○
14	特別養護老人ホームはまますあいどまり	浜益区実田93番地17	×	○	浜益川	×
15	スマイルハウス花	花川南5条5丁目134番地	×	○	新川	×

No	施設名	住 所	土砂災害警戒区域			
			津波災害警戒区域	洪水浸水想定区域	(対象河川)	土砂災害警戒区域
16	在宅型有料老人ホームパートナーハイツたるかわ	樽川6条2丁目3番地2	×	○	新川	×
17	花ぴりか	花川南7条4丁目376番地1	×	○	新川	×
18	ぬくもり花川	花川南9条4丁目86番地	×	○	新川	×
19	リビングケア・シーズン花川	花川南9条1丁目4番地	×	○	新川	×
20	リフレッシュホーム和みの家 ぬくもり館ひだまり館	花川南10条1丁目1番12	×	○	新川	×
21	グループホームひなた	花川南2条6丁目118番地	×	○	新川	×
22	愛の家グループホーム石狩花川	花川404番地12	×	○	石狩川・新川	×
23	認知症高齢者グループホームはまますなごみ	浜益区実田93番地17	×	○	浜益川	×
24	医療法人喬成会ナースイン花ぴりか	花川南7条4丁目376番地1	×	○	新川	×
25	老人保健施設オアシス21	花川南7条5丁目3番地2	×	○	新川	×
26	医療法人社団恵愛会茨戸病院医療院	花川東128番地14	×	○	石狩川	×
27	小規模多機能型居宅介護コミュニティ青葉	樽川6条2丁目3番地2	×	○	新川	×
28	デイサービス歩風楽花川	花川南10条3丁目3番地	×	○	新川	×
29	リハビリ型デイサービス B a n b i	花川北1条4丁目150	×	○	新川	×
30	リフレッシュ・デイサロン温泉堂	花川南10条1丁目1番12	×	○	新川	×

No	施設名	住所				
			津波災害警戒区域	洪水浸水想定区域	(対象河川)	土砂災害警戒区域
31	ディスプレイサービス我が家樽川の家	樽川8条1丁目203番地グランパ81 1F	×	○	新川	×
32	リハビリ特化型ディスプレイサービスカラダラボ石狩花川	花川南9条3丁目2番地	×	○	新川	×
33	石狩ふれあい・ほっと館ディスプレイサービス	花川南7条4丁目376番地1	×	○	新川	×
34	ぼけっと	花川南8条3丁目71番地	×	○	新川	×
35	グループホームVi ta石狩	花川南7条5丁目51番地	×	○	新川	×
36	グループホームVi ta花川北	花川北1条5丁目238番地1	×	○	新川	×
37	カリブ	花川南8条3丁目71番地	×	○	新川	×
38	やすらぎ203	厚田区虹が原165番地67	×	○	石狩川	×
39	レラ・もうらい	厚田区望来96番地1	○	○	正利冠川	×
40	生振の里	生振167番地8	×	○	石狩川	×
41	イコロン村	花川南8条2丁目152番地グリム花川ビル	×	○	新川	×
42	のいける	花川南1条4丁目225番地カナオカビル3階	×	○	新川	×
43	厚田はまなす荘	厚田区虹が原165番地127	×	○	知津狩川	×
44	ひまわり	厚田区虹が原165番地87	×	○	石狩川・知津狩川	×
45	白樺202	厚田区聚富311番地240	×	○	石狩川	×

No	施設名	住 所	津波災害警戒区域				洪水浸水想定区域	(対象河川)	土砂災害警戒区域
			津波災害警戒区域	洪水浸水想定区域	津波災害警戒区域	洪水浸水想定区域			
46	やすらぎ205	厚田区虹が原165番地94	×	○	×	○	石狩川・知津狩川		×
47	やすらぎ207	緑ヶ原1丁目116番地	×	○	×	○	石狩川		×
48	やすらぎ208	緑ヶ原1丁目288番地	×	○	×	○	石狩川		×
49	来夢	厚田区望来96番地30	○	○	○	○	正利冠川		×
50	さくら	厚田区望来96番地30	○	○	○	○	正利冠川		×
51	つばき	厚田区望来96番地30	○	○	○	○	正利冠川		×
52	さらん	厚田区虹が原165番地64	×	○	×	○	石狩川・知津狩川		×
53	風夢	厚田区望来96番地13	○	○	○	○	正利冠川		×
54	とまと	花川南3条4丁目31番地	×	○	×	○	新川		×
55	あるば	花川南1条4丁目225番地カオカビル2階	×	○	×	○	新川		×
56	あすなる花川南	花川南5条5丁目10番地	×	○	×	○	新川		×
57	10カラース	花川南8条2丁目220番地	×	○	×	○	新川		×
58	あすなるリズム	花川南8条4丁目455番地	×	○	×	○	新川		×
59	きゃんぱす	花川南8条2丁目153番地1	×	○	×	○	新川		×

No	施設名	住所				
			津波災害警戒区域	洪水浸水想定区域	(対象河川)	土砂災害警戒区域
60	ショートステイサービスさば家	親船東1条2丁目38番地	×	○	石狩川	×
61	地域活動支援センターえみな	花川南8条3丁目71番地	×	○	新川	×
62	地域活動支援センター彩	厚田区虹が原165番地76	×	○	石狩川・知津狩川	×
63	石狩たんばば認定こども園	花川南7条3丁目1番地	×	○	新川	×
64	恵愛会茨戸病院院内保育室	花川東128番地14	×	○	石狩川	×
65	緑苑台認定こども園	花川東1番地2137	×	○	石狩川・新川	×
66	花川南児童館	花川南8条3丁目153番地5	×	○	新川	×
67	石狩八幡小学校ミニ児童館(石狩八幡子ども教室)	八幡4丁目167番地(八幡小学校内)	×	○	石狩川	×
68	放課後児童クラブなかよしクラブ1	花川南8条3丁目153番地5(花川南児童館内)	×	○	新川	×
69	放課後児童クラブなかよしクラブ2	花川南8条3丁目153番地5(花川南児童館内)	×	○	新川	×
70	放課後児童クラブ樽川スマイルクラブ1	樽川6条2丁目602番地	×	○	新川	×
71	放課後児童クラブ樽川スマイルクラブ2	樽川6条2丁目602番地	×	○	新川	×
72	放課後児童クラブはまなす子どもクラブ	花川南9条4丁目83番地9(花川南認定こども園内)	×	○	新川	×

No	施設名	住 所	津波災害警戒区域				土砂災害警戒区域
			津波災害警戒区域	洪水浸水想定区域	(対象河川)		
73	放課後児童クラブどんぐりクラブ	花川東671番地7（緑苑台認定子ども園内）	×	○	新川		×
74	茨戸病院	花川東128番地14	×	○	石狩川・新川		×
75	花川病院	花川南7条5丁目2番地	×	○	新川		×
76	石狩ファミリアホスピタル	花川南7条5丁目5番地	×	○	新川		×
77	佐々木整形外科医院	花川南8条3丁目82番地3	×	○	新川		×
78	エナレディースクリニック	花川南9条1丁目86番地2-3	×	○	新川		×
79	石狩市浜益国民健康保険診療所	浜益区浜益321番地	×	×			○
80	ふれあいの杜子ども館	樽川4条1丁目600番地1（ふれあいの杜子ども館内）	×	○	新川		×
81	放課後児童クラブエースクラブ	樽川4条1丁目600番地1（ふれあいの杜子ども館内）	×	○	新川		×
82	北海道こども発達研究センター樽川	樽川6条2丁目4番1	×	○	新川		×
83	放課後等デイサービスcoco・ほーむ	樽川8条2丁目101番地	×	○	新川		×
84	とるべ石狩	花川南8条3丁目5番地	×	○	新川		×
85	生活訓練事業所ノチウ	花川南8条2丁目152グリム花川ビル	×	○	新川		×
86	就労継続支援B型事業所メロディーハウス	花川北1条4丁目93番地一條ビル2F	×	○	新川		×

条例・要綱

・ 条例・要綱

- 1 石狩市防災会議条例

石狩市防災会議条例

昭和37年12月19日条例第23号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、石狩市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 石狩市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定により市長が定める水防計画を調査審議すること。
- （3） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （4） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- （2） 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- （3） 北海道警察の警官のうちから市長が任命する者
- （4） 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- （5） 教育長
- （6） 石狩北部地区消防事務組合石狩消防団長
- （7） 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署の職員のうちから市長が任命する者
- （8） 法第2条第5号に規定する指定公共機関又は同条第6号に規定する指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- （9） 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 委員の定数は、45人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、石狩市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事の公開)

第 5 条 防災会議の議事は、原則として、これを公開する。

(委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月25日から施行する。

附 則 (昭和40年 3 月16日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年10月16日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 8 月12日条例第13号抄)

1 この条例は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。(後略)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、別に市長が定めることができる。

附 則 (平成 8 年 8 月12日条例第16号)

この条例は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成10年 3 月30日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年 3 月24日条例第 1 号)

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成12年 3 月30日条例第 4 号)

1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

2 石狩市水防協議会条例 (平成元年条例第30号) は、廃止する。

附 則 (平成17年 6 月30日条例第59号)

この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年12月19日条例第130号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年 3 月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月 4 日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に第 1 条による改正前の石狩市防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号の規定により任命されている委員の任期は、平成24年10月31日までとし、第 1 条による改正後の石狩市防災会議条例第 3 条第 7 項の規定は、この条例の施行後同条第 5 項第 8 号及び第 9 号の規定により任命された委員について適用する。

附 則 (平成25年 9 月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

- 2 石狩市防災会議運営規定

石狩市防災会議運営規程

昭和51年9月17日 防災会議々決

（趣旨）

第1条 石狩市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）災害対策基本法施行令（昭和37年政令第286号）及び石狩市防災会議条例（昭和37年条例第23号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。

（防災会議の招集）

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は必要があると認めたときは、会長に対して、防災会議の招集を求めることができるものとする。

（議事）

第3条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

（委員の異動報告）

第4条 条例第3条第5項第1号の委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

（会長への委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

- 3 石狩市災害対策本部条例

石狩市災害対策本部条例

昭和37年12月9日条例第24号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条の2第8項の規定に基づき、石狩市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 法第23条の2第2項に規定する災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 法第23条の2第3項に規定する災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 法第23条の2第3項に規定する災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月25日から施行する。

附 則（平成8年8月12日条例第13号抄）

1 この条例は、平成8年9月1日から施行する。（後略）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、別に市長が定めることができる。

附 則（平成24年10月4日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 4 石狩市防災行政無線局運用管理規程

石狩市防災行政無線局運用管理規程

昭和57年3月15日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めるもののほか、石狩市の防災行政無線局(以下「無線局」という。)の適正かつ能率的な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 無線設備 無線電信、無線電話その他の電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (3) 基地局 他の基地局、固定系子局及び陸上移動局を通信の相手方とする移動しない無線局をいう。
- (4) 固定系子局 基地局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。
- (6) 多重系 基地局及び陸上移動局相互間で多重通信により情報伝達する通信系統をいう。
- (7) 同報系 基地局からの情報を、屋外に設置された固定系子局から一斉に伝達する通信系統をいう。
- (8) 遠隔制御器 基地局と接続し、遠隔から基地局を操作するものをいう。
- (9) 管理責任者 無線局の管理及び運用上の責任者をいう。
- (10) 管理運用責任者 管理責任者の命を受け、直接無線局の管理及び運用に当たる責任者をいう。
- (11) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。
- (12) 通信取扱者 無線局の通信を取り扱う者であって、無線従事者以外のものをいう。
- (13) 通信統制 災害その他非常の事態(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれのある場合その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を中止し、割込み通信順序の指定等を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(無線局の構成等)

第3条 無線局の構成及び配備にあつては、常時適切な運用が確保できるように考慮しなければならない。この場合において、関係機関の協力を必要とするときは、当該関係機関と協議の上で、無線局を構成し、及び配備するものとする。

2 無線局の構成は、別表のとおりとする。

(無線局の管理部署)

第4条 無線局の管理部署は、総務部とする。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、危機管理監とする。

2 管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について管理運用責任者、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

(管理運用責任者)

第6条 管理運用責任者は、石狩市役所本庁舎においては総務部危機管理課長とし、厚田支所においては厚田支所地域振興課長とし、及び浜益支所においては浜益支所地域振興課長とする。

2 管理運用責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について、無線従事者及び通信取扱者を直接指揮監督する。

(無線従事者)

第7条 無線従事者は、管理運用責任者を補佐するとともに、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに無線局の通信業務を行う。

(無線従事者の配置)

第9条 管理責任者は、無線局の運用形態に応じ、適正な資格、員数の無線従事者を配置するために必要な措置を講じなければならない。

(通信系統)

第10条 通信系統は、別図のとおりとする。

(通信の種類)

第11条 通信の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 緊急通信 災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は財産の保護及び国土の保全のために行う通信並びに平常時において早急に連絡しなければ時機を逸し、効果が消滅すると判断される通信をいう。
 - (2) 非常通信 災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信をいう。
 - (3) 平常通信 一般行政事務又は無線設備の保守点検等のために行う通信をいう。
 - (4) 訓練通信 緊急通信及び非常通信における通信の円滑な実施を確保するために必要な訓練のために行う通信をいう。
 - (5) 消防通信 消防業務のために行う通信をいう。
 - (6) その他の通信 前各号に定める通信以外で管理責任者が必要と認める通信をいう。
- 2 無線通信が互いに競合する場合における通信の順位は、前項第1号に規定する緊急通信を第1順位とし、前項第2号に規定する非常通信を第2順位とする。
- 3 無線局は、前項に規定する通信以外の通信に使用してはならない。

(通信統制)

第12条 通信統制は、次に定めるところにより実施する。

- (1) 実施責任者は、管理責任者とする。
- (2) 管理責任者が職務を行うことができないときは、管理運用責任者がこれを代行する。
- (3) 管理責任者は、通信統制を行う必要がなくなったときは、これを解除する。

(非常災害時等における通信体制)

第13条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに管理運用責任者に対し、通信の確保に必要な措置を執らせるものとする。

- (1) 災害等が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 管理責任者が特に必要と認めるとき。
- 2 管理運用責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、防災通信の円滑な疎通を図るものとする。
- 3 管理責任者は、第1項各号に掲げる場合には、防災通信の円滑な疎通を図るため、陸上移動局を必要と認める場所へ配備することができる。

(予備電源)

第14条 予備電源は、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 無線設備を連続して6時間以上安定に動作させることができるものであること。
- (2) 操作が簡単であること。

(通信訓練)

第15条 管理責任者は、少なくとも毎年1回以上定期的に通信訓練を行わなければならない。

2 訓練は、特に次の各号に重点を置くものとする。

- (1) 通信統制訓練
- (2) 陸上移動局による孤立地区からの情報伝達訓練
- (3) 同報系によるアンサーバック機能を用いた情報伝達訓練

(職員の研修)

第16条 管理責任者は、通信技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の

研修を行わなければならない。

（備付書類の管理）

第17条 管理運用責任者は、無線局の備付書類を適正に管理保管しなければならない。

（無線従事者選（解）任届の提出）

第18条 管理責任者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第51条の規定により、速やかに無線従事者選（解）任届を提出するための手続を執らなければならない。

（無線設備の点検及び整備）

第19条 管理責任者は、無線設備について、毎年2回以上定期的に点検を行い、その機能を確認しておかなければならない。

（その他）

第20条 市長は、この訓令に定めるもののほか、必要に応じて無線局の運用管理に関する事項を定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年8月30日訓令第17号）

1 この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

2 この訓令の施行に関し必要な経過措置については、市長が別に定める。

附 則（平成8年8月30日訓令第18号）

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成15年10月20日訓令第8号）

この訓令は、平成15年10月20日から施行する。

附 則（平成17年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日訓令第16号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日訓令第11号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日訓令第 号）

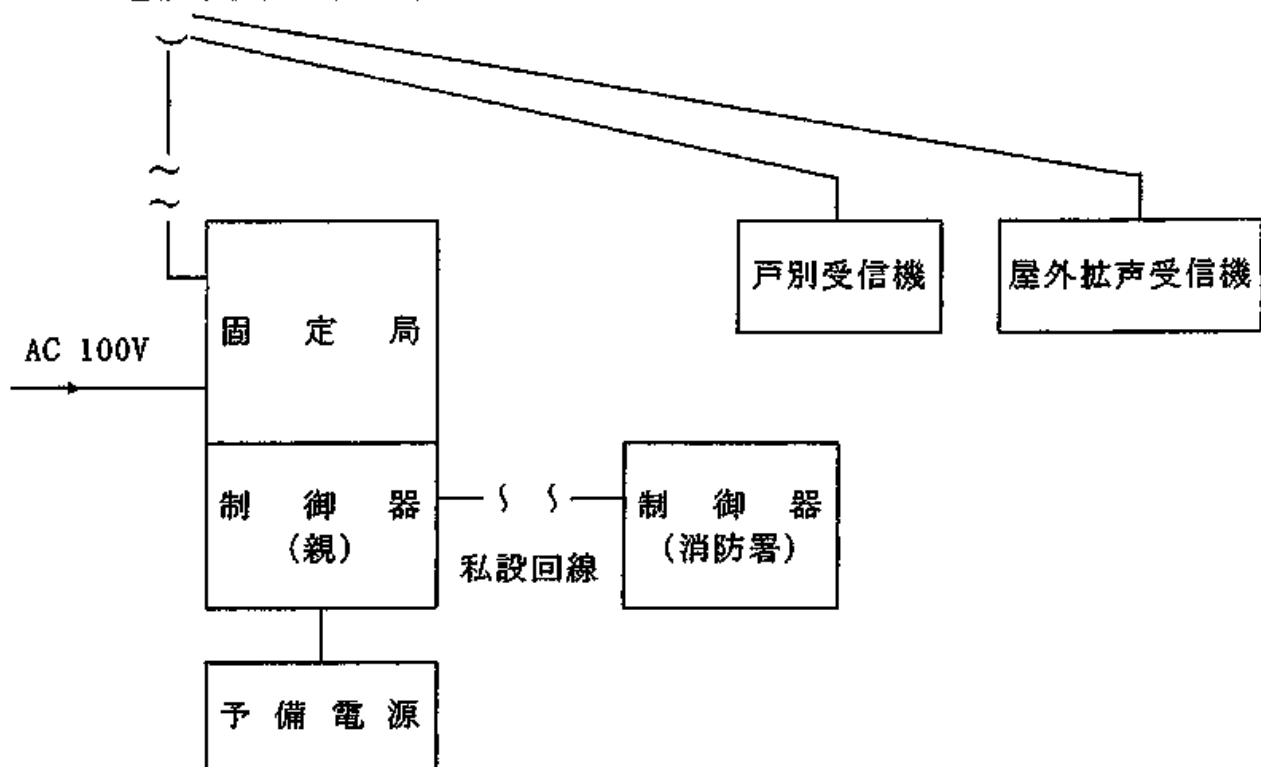
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

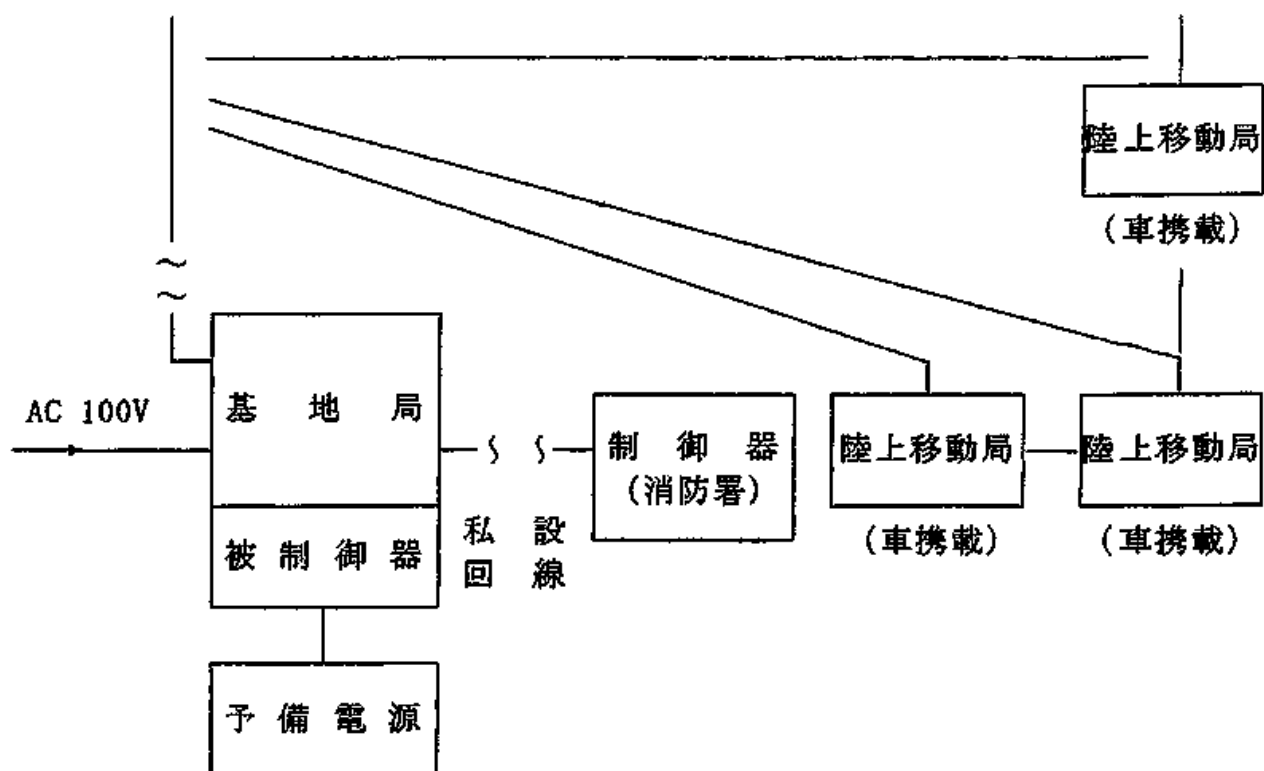
基地局等の区分	設置場所	使用する通信系統
基地局	石狩市役所本庁舎、石狩市役所厚田支所及び石狩市役所浜益支所	多重系及び同報系
固定系子局	旧石狩市及び浜益区の一部並びに厚田区全域	同報系
陸上移動局	建設水道部都市整備課	多重系
遠隔制御器	非常時等において基地局が機能不全に陥った場合等に、基地局に代わって無線局を運用するのに適した場所として管理責任者が指定する場所	多重系及び同報系

別図（第10条関係）

通信系統図（固定系）



通信系統図（移動系）



- 5 石狩市建設水道部上水道災害対策要綱

石狩市建設水道部上水道災害対策要綱

平成16年3月31日

石狩市企業要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、災害、事故等により不特定多数の市民の生命、身体または財産に重大な被害が生じ、又はそのおそれが生じた場合において、迅速かつ効果的に対処措置するため、石狩市水道部水道部長（以下「水道部長」という。）、水道営業課及び水道施設課の災害対策組織などの必要な事項を定め、被害の軽減や拡大防止を図り、市民への給水の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 災害により、不特定多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又はそのおそれがある場合をいう。
- (2) 災害 自然災害（異常渇水、豪雨、豪雪、洪水、暴風、地震、津波、高潮、地盤沈下、土砂崩れその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。）並びに原水及び水道水の汚染をいう。
- (3) 事故等 人為的な要因により、死傷者、施設損壊等の人的及び物的被害を及ぼし、かつ、市民への給水の確保に著しく影響を与えるものをいう。

(危機管理方針)

第3条 市長は、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、市民に安全で安定した水道水の確保を図るため、危機における予防対策及び応急対策についての基本方針を定めるものとする。

(配備体制)

第4条 平常時の危機管理は、別表第3の2に定める石狩市水道部上水道危機管理グループ（以下「危機管理グループ」という。）により、危機の予兆の把握に努める。ただし、石狩市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）が設置された場合の配備体制については、石狩市地域防災計画に基づくものとする。

2 災害、事故等により不特定多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又はそのおそれがある場合は、次の各号の定めるところにより配備体制を整えるものとする。

- (1) 市内で震度4の地震が発生したとき又は災害、事故等のおそれがあり水道施設に警戒の必要があるとき 別表第1に定める警戒配備体制
- (2) 災害、事故等による水道施設の被害が軽微のとき 別表第2に定める第1配備体制
- (3) 災害、事故等による水道施設の被害が中程度以上のとき 別表第3に定める第2配備体制

3 前項各号に定める配備体制は、災害、事故等の状況により、必要に応じその一部を変更し、又はこれをとらないことができる。

(水道部上水道災害対策本部及び組織)

第5条 市長は、水道施設に大きな被害が発生し、早急に対策を要するときは、水道部上水道災害対策本部（以下「部対策本部」という。）を設置し、また、市災対本部が設置された場合は、相互の情報等を共有し、連携するものとする。

2 部対策本部の組織及び事務分掌は、別表第4に定めるとおりとする。

3 部対策本部が設置されたときは、班長及び情報連絡員は、特に指示を受けた場合を除き、部対

策本部室（市役所２階）に参集するものとする。

４ 市長は、災害、事故等による被害が局地的な場合は、被害発生現地に部対策本部を置くことができるものとする。

５ 市長が事故等で不在のとき、第１項及び第４項の指示等は、副市長が職務を代理する。

（配備要領）

第６条 配備体制を整える要領は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１） 災害、事故等が発生した場合、又は発生するおそれが生じた場合、関係職員は必要な情報を収集し、総務班長に報告するものとする。

（２） 総務班長は、収集した情報を水道部長及び水道施設課長に報告するとともに、危機管理課危機管理担当に状況を通知するものとする。

（３） 水道部長は、必要に応じ水道施設課長と関係班長を招集し、情報に基づいて配備体制を検討するものとする。

（４） 水道部長は、検討の結果を市長及び副市長に報告するものとする。

（５） 市長は、前号の報告を受けた後、情報分析を行い配備体制を発令するものとする。

２ 関係職員は、市長から配備体制発令の連絡を受けたときは、あらかじめ定められている配備体制に就くものとする。

３ 緊急時防災対策連絡系統については、別表第５のとおりとする。

（班長の任務）

第７条 班長は、配備体制発令の連絡を受けたときは、情報連絡員を通じ、班員にその旨を連絡するものとする。

２ 班長は、班員に対し必要な指示を行うとともに班員の配備状況を必要に応じ、総務班長に報告するものとする。

３ 総務班長は、前項の報告を受けたときは、市長、副市長、水道部長及び水道施設課長に報告するものとする。

４ 班長は、被害状況及び災害対策活動状況を、災害事故報告書（別記第１号様式）に必要に応じ内訳様式（浄配水場被害状況報告書（別記第２号様式）、管種別被害状況報告書（別記第３号様式）及び給水装置被害状況報告書（別記第４号様式））を添付して、総務班長に報告するものとする。

５ 総務班長は、前項の報告をとりまとめて市長、副市長、水道部長及び水道施設課長に報告するとともに、必要に応じて関係機関に連絡するものとする。

（情報連絡員の任務）

第８条 情報連絡員は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

（１） 配備体制を班員に伝達すること。

（２） 班の情報及び災害対策活動状況（以下「情報等」という。）をとりまとめて班長に報告するとともに、班長からの連絡事項を班員に伝達すること。

（情報等の統一）

第９条 災害、事故等に関する情報等は、すべて総務班において管理し、総務班長が定期的に水道部長及び水道施設課長に報告するものとする。

（相互協力の義務及び応援要請）

第１０条 各班は、災害対策活動が円滑に遂行できるよう相互に協力するものとし、班長は、災害対策活動のために応援を求める必要があると判断したときは、速やかに必要とする人員を総務班長へ要請し、総務班長は市長の同意をもって要請するものとする。ただし、市長が事故等で不在の

ときは、副市長が職務を代理する。

（現地確認班の設置）

第11条 災害、事故等の規模や状況により、特に現地の状況を確認する必要がある場合は、現地確認班を置くことができるものとする。

2 現地確認班の編成は、市長が定めるものとし、工務班と連絡を密にしながら行動するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成19年9月28日企業要綱第2号）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日企業要綱第1号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月15日企業要綱第2号）

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

附 則（平成25年3月25日企業要綱第3号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日企業要綱第1号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日企業要綱第2号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日企業要綱第1号）

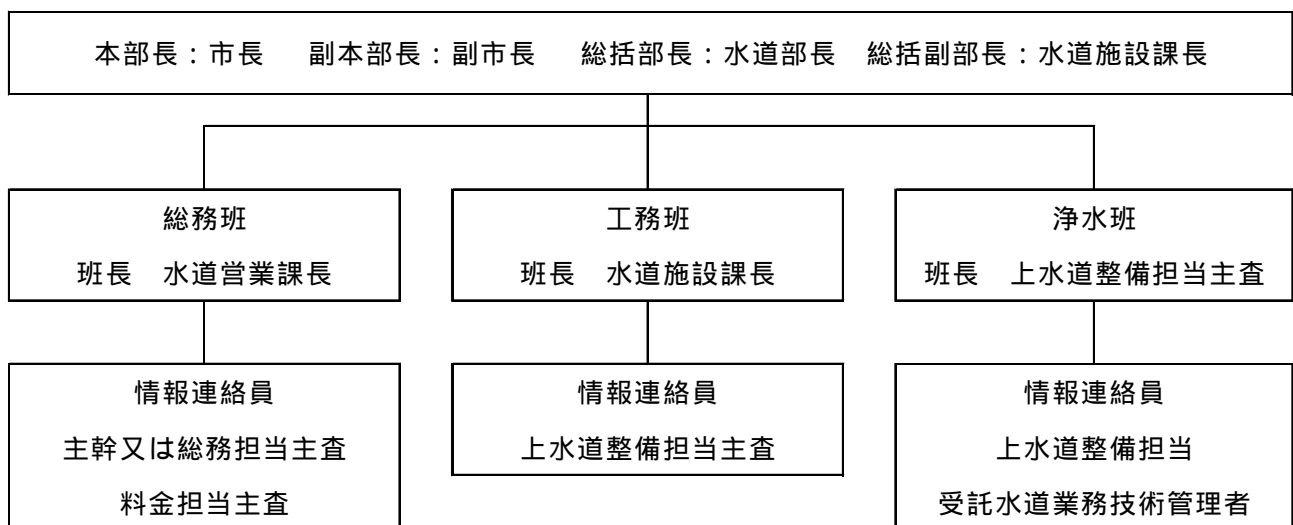
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日企業要綱第2号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

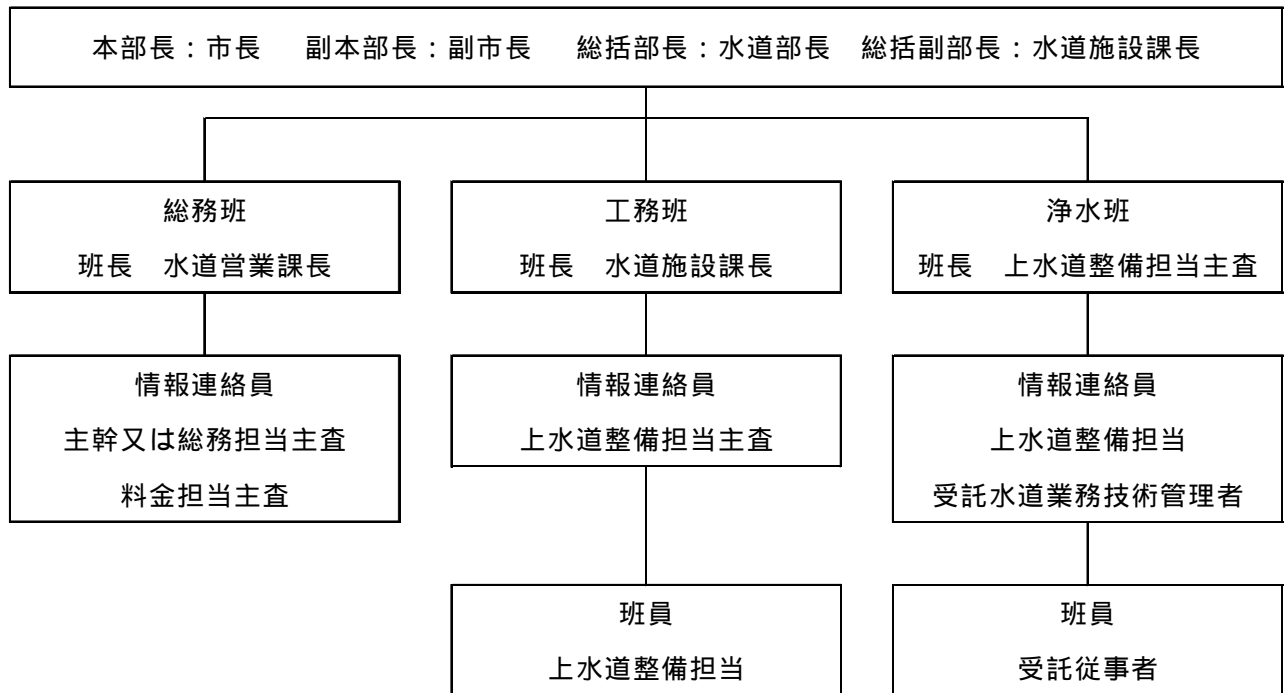
別表第1（第4条関係）

配備体制（警戒配備体制）



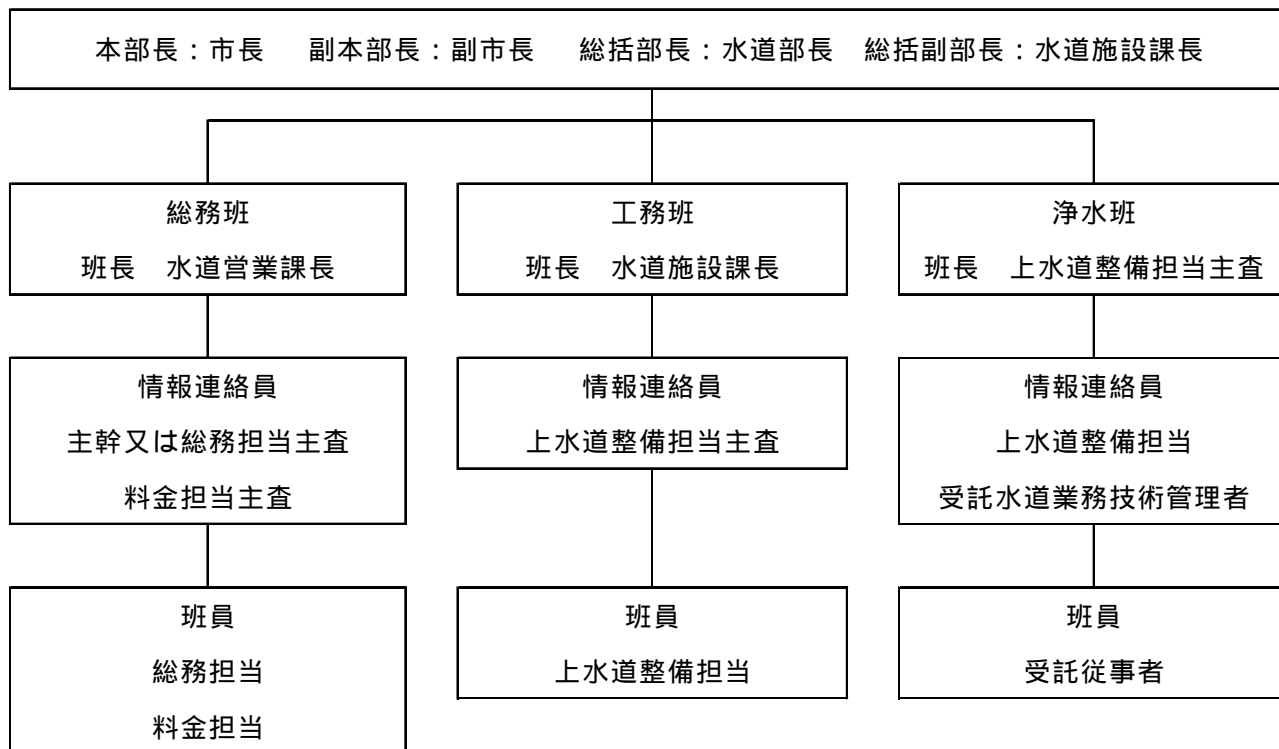
別表第2（第4条関係）

配備体制（第1配備体制）



別表第 3（第 4 条関係）

配備体制（第 2 配備体制）



別表第 3 の 2（第 4 条関係）

水道部長
水道営業課長
水道営業課主幹又は総務担当主査
水道営業課料金担当主査
水道施設課長
水道施設課上水道整備担当主査

別表第4（第5条関係）

部対策本部及び事務分掌

石狩市災害対策本部	
建設水道部上水道災害対策本部	
本部長	市長
副本部長	副市長
総括部長	水道部長
総括副部長	水道施設課長
本部員	総務班長
	工務班長
	浄水班長

総務班 ————— 総務担当、料金担当
班長（水道営業課長）

- 1 本部の庶務に関する事項
 - (1) 職員の被災状況を把握すること。
 - (2) 応援者に対する必要な金銭の支払いを行うこと。
 - (3) 災害対策要員の宿泊に必要な処置を行うこと。
 - (4) 災害対策要員の負傷及び疾病に対する医療、及び補償を行うこと。
 - (5) 災害対策要員の安全衛生に必要な処置を行うこと。
 - (6) 必要な食糧、物資を調達し災害対策要員へ配給すること。
 - (7) 他班の所管に属さないこと。
- 2 渉外に関する事項
 - (1) 北海道庁及び日本水道協会に対する協力依頼及び連絡調整を行うこと。
 - (2) 石狩管工事業協同組合及び関係業者に対する協力依頼及び連絡調整を行うこと。
 - (3) 他都市、民間等に対する協力依頼及び連絡調整を行うこと。
- 3 各班との連絡調整に関する事項
 - (1) 総務班の所掌事務に関する各班との連絡調整を行うこと。
 - (2) 各班の人員・情報を掌握し配置及び異動を行うこと。
 - (3) 市他部局及び各支所職員の協力要請を行うこと。
 - (4) 本部会議の際、各班に対し被害、応急給水及び復旧工事の状況並びに見通しについて、説明及び伝達を行うこと。
- 4 本部会議の招集に関する事項
 - (1) 本部及び各班の要請を受け本部会議の招集を行うこと。
 - (2) 本部長の命を受け各班への連絡を行うこと。
- 5 石狩市災害対策本部との連絡に関する事項
 - (1) 石狩市災害対策本部と連絡調整を行うこと。
- 6 水道施設の被害状況調査及び報告書の総括に関する事項
 - (1) 各施設の被害状況及び復旧状況について、地域別、施設別及び種類別に記録を作成すること。
 - (2) 応急給水状況について、記録を作成すること。

(3) 各班における毎日の活動状況の記録を作成すること。

7 情報の収集、報告及び広報の総括に関する事項

- (1) 道路、電力、気象等全般の情報収集を行うこと。
- (2) 報道機関への対応を行うこと。
- (3) 市民に対する広報及び来庁者への対応を行うこと。

8 応急資金の調達及び支払いに関する事項

- (1) 応急資金の調達及び支払いを行うこと。

工務班 ————— 上水道整備担当

班長（水道施設課長）

1 応急復旧工事の総括に関する事項

- (1) 被害状況の調査内容および浄水班の応急給水計画を勘案しつつ、応急復旧計画を立案すること。
- (2) 応急復旧工事の報告を集計すること。
- (3) 不足する資材を把握し、他都市、民間等に協力を求めること。

2 応急復旧工事の実施に関する事項

- (1) 応急復旧計画に基づき、送水管、導水管及び配水管の復旧工事を行うこと。
- (2) 復旧工事に際し、仕切弁の操作を行うこと。

3 災害応急機材及び用品調達の総括に関する事項

- (1) 応急給水、復旧工事等に必要な資材及び機械器具の調達を行うこと。
- (2) 応急資材及び物品の出納保管を行うこと。

4 応急給水計画に関する事項

- (1) 応急給水計画の策定に際し、避難所別住民数、断水区域住民数、高齢者及び障がい者のひとり暮らし世帯、医療及び福祉施設、使用可能な道路、並びに確保できる人員、資材、機械器具、車両等に関する情報を収集すること。
- (2) 応急給水計画を策定し、総務班及び浄水班との連絡調整を図るとともに、応急給水を行なうこと。

5 給水車両の確保及び搬送計画に関する事項

- (1) 収集した情報に基づき、搬送計画を立案し、給水車両の確保を実施すること。

6 車両配備の総括に関する事項

- (1) 給水タンク等を運搬する車両の借り上げを行うこと。
- (2) 各班が必要とする車両の調整を行うこと。

7 応急配水管及び応急給水装置設置の総括に関する事項

- (1) 応急給水計画に基づき、応急給水を円滑に行うため応急配水管及び応急給水装置（給水栓など）を総務班・浄水班と連絡調整し設置すること。

- 8 関係業者の招集及び総括に関する事項
 - (1) 復旧工事を行うため水道工事業者、土木業者等を招集し総括すること。
- 9 他都市、民間等の応援者の配置に関する事項

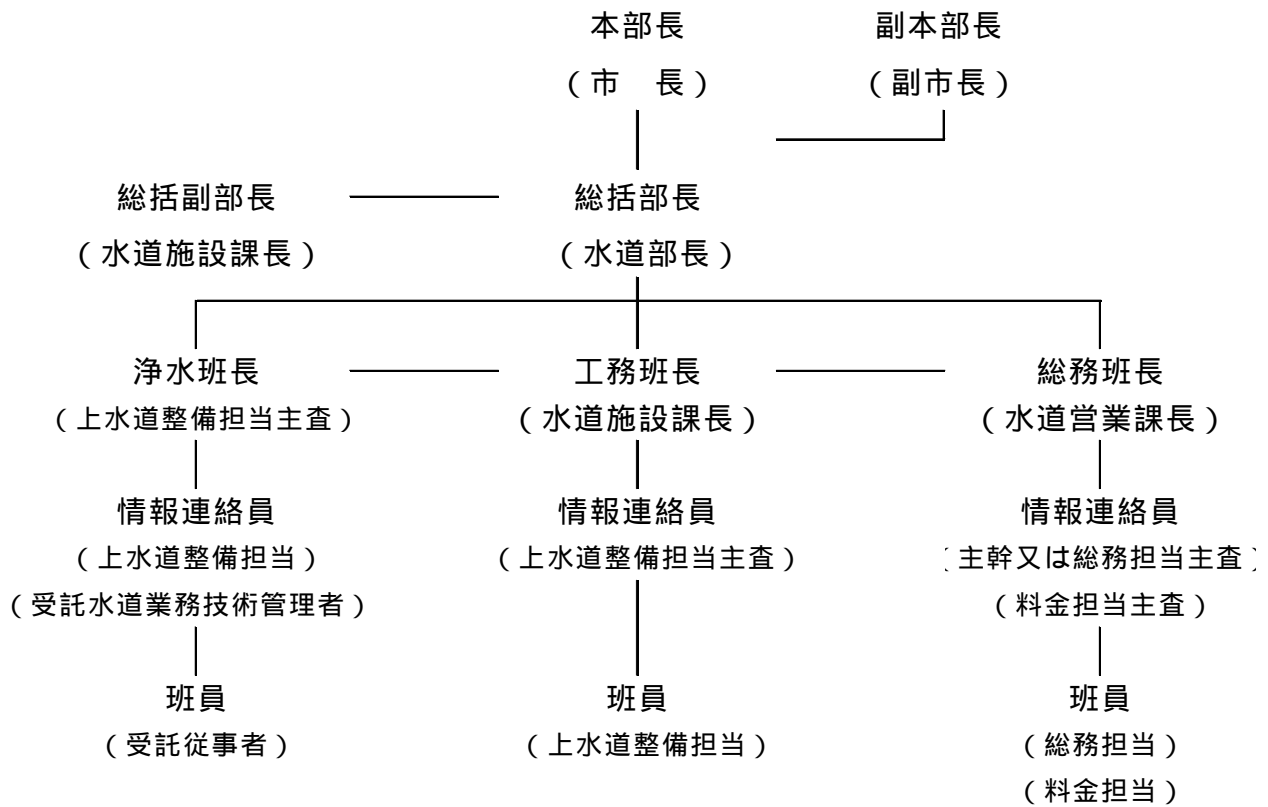
浄水班 _____ 上水道整備担当・受託従事者

班長（上水道整備担当主査）

- 1 浄水施設の被害状況調査の総括に関する事項
 - (1) 全浄配水施設の被害状況を確認し、総務班に報告すること。
- 2 浄水施設の応急復旧対策にかかる資料収集及び計画の立案に関する事項
 - (1) 復旧工事等の計画立案に際し、使用可能な道路及び確保できる人員、資材、機械器具、車両等に関する資料を収集すること。
 - (2) 収集した被害状況に基づき、復旧工事の計画を立案し、総務班及び工務班と連絡調整し実施すること。
- 3 対策進行状況の調査に関する事項
 - (1) 復旧工事の進行状況について情報収集を行い、復旧工事の計画に活用するとともに、工務班及び総務班に報告すること。
- 4 電機設備の応急復旧対策の総括に関する事項
 - (1) 電機設備の応急復旧の進行状況について情報収集し、復旧工事の計画に活用するとともに、工務班及び総務班に報告すること。
- 5 水源の調査に関する事項
 - (1) 水源取水状況及び水質について調査し、記録を作成するとともに、工務班及び総務班に報告すること。
- 6 応急給水車補給に関する事項
 - (1) 応急給水計画に基づき、応急給水を円滑に行うため浄配水場の運転に関する事項及び給水車などへの補給可能区域など、総務班や工務班と調整すること。
- 7 削除

別表第5（第6条関係）

緊急時防災対策連絡系統図



別記第1号様式（第6条関係）

受付番号	
------	--

災害事故報告書（中間確定）

報告者名	氏名		受付者名	
	連絡先			
報告日時	月 日 () 時 分頃			発見・発生・報告
発生場所	石狩市 地内			
	国道 道道 市道 宅地 その他 ()			
事故の状況				
施設	主な原因			被害状況
地区名	花川南・花川北・花畔・樽川・緑苑台・本町八幡 新港中央・新港南・緑ヶ原・生振・高岡・厚田・浜益			
復旧活動の状況			受付者名	
復旧の状況等				被害推定額
断水戸数	戸	断水時間	時 分 時 分	時間 分
広報車	台	給水車	台	
復旧日時	月 日 () 時 分			
担当者名				
復旧業者				

別記第2号様式（第6条関係）

浄配水場被害状況報告書

月 日 時 分現在

区 分 浄配水場名		井戸関係	電気関係	ポンプ・ 機械関係	導・送水管 等関係	構 造 物 係 関	そ の 他
	発件 生数	件	件	件	件	件	件
	概 況						
	発件 生数	件	件	件	件	件	件
	概 況						
	発件 生数	件	件	件	件	件	件
	概 況						
	発件 生数	件	件	件	件	件	件
	概 況						
	発件 生数	件	件	件	件	件	件
	概 況						
	発件 生数	件	件	件	件	件	件
	概 況						
	発件 生数	件	件	件	件	件	件
	概 況						
	発件 生数	件	件	件	件	件	件
	概 況						

別記第3号様式（第6条関係）

管 種 別 被 害 状 況 報 告 書

（ ） 班

月 日 時 分現在

管種 口径 (mm)	鑄 鉄 管 (DCIP)	ビニル管 (VP)	ポ リ 管 (PP)	鋼 管 (SP)	石 綿 管 (AP)	計
φ 40	件	件	件	件	件	
φ 50						
φ 75						
φ 100						
φ 150						
φ 200						
φ 250						
φ 300						
φ 350						
φ 400						
φ 450						
φ 500						
φ 550						
φ 600						
合 計						

別記第4号様式（第6条関係）

給水装置被害状況報告書

（ ）班

月 日 時 分現在

口径 地区	φ 13	φ 20	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100	φ 150	計
花川南	件	件	件	件	件	件	件	件	件
花川北									
花 畔									
樽 川									
緑苑台									
本町八幡									
新港中央									
新港南									
緑ヶ原									
生 振									
高 岡									
厚 田									
浜 益									
合 計									

- 6 石狩市農地等災害復旧事業補助金交付要綱

石狩市農地等災害復旧事業補助金交付要綱

平成22年10月27日要綱第83号

（趣旨）

第1条 市の交付する石狩市農地等災害復旧事業補助金（以下「補助金」という。）は、石狩市補助金等交付規則（昭和63年規則第3号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 土地改良区
- (3) その他市長が適当と認める団体

（補助金の対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業は、降雨又は洪水（農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱及びその解説（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号農林事務次官依命通知）及びこれに基づく基準を満たすものに限る。）により被災した市内の農地又は受益戸数2戸以上の農業用施設（以下「農地等」という。）を原形に復旧することを目的とする事業（以下「農地等災害復旧事業」という。）のうち、国及び道の補助金等の交付対象とされないものとする。

2 前項の規定にかかわらず次に掲げる農地等災害復旧事業については適用しない。

- (1) 維持工事とみるべきもの
- (2) 明らかに設計の不備又は工事の施工の粗漏が主因となって生じたものと認められる災害に係るもの
- (3) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことが主因となって生じたものと認められる災害に係るもの

（補助対象外経費）

第4条 規則第6条第1項第5号に規定するものは次のとおりとする。

- (1) 測量試験費
- (2) 実施設計費
- (3) 原形復旧の程度を超過して施工する場合における当該超過部分に相当する工事費

（補助金の額）

第5条 補助金の率は、農地等災害復旧事業費の100分の50以内とし、その額は1箇所の工事につき20万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年10月14日要綱第99号）

この要綱は、平成23年10月14日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

- 7 石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例

石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年10月16日条例第31号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）市民 災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡者の死亡当時において、主として死亡者により生計を維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

- （3）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって法第3条第2項に規定する兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実

父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- （1） 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- （2） 令第2条に規定する場合
- （3） 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則の定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について、法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合（二の場合を除く。） 250万円

ニ 住居の全体が滅失し又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率及び保証人）

第14条 災害援護資金は、無利子とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条第1項、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年10月15日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年7月7日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月4日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成8年3月28日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条、第10条及び第13条第1項の規定は、平成8年2月1日から適用する。

附 則（平成8年8月12日条例第13号抄）

1 この条例は、平成8年9月1日から施行する。（後略）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、別に市長が定めることができる。

附 則（平成8年8月12日条例第16号）

この条例は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 9 月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年 3 月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年 9 月26日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

- 8 石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和50年10月16日規則第24号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第17条）
- 第5章 雑則（第18条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1）死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- （2）死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3）死亡者の遺族に関する事項
- （4）支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1）障害者の氏名及び生年月日
- （2）障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3）障害の種類及び程度に関する事項
- （4）支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師が発行する診断書（別記第1号様式）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

（1）世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、療養見込期間及び療養概算額を記載した医師の診断書

（2）被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

（3）その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（別記第3号様式）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（別記第4号様式）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、災害援護資金借用書（別記第5号様式）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（資金の貸付け）

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに資金を貸し付けるものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が資金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書（別記第8号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記第9号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書（別記第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記第12号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（別記第13号様式）を市長に提出しなければな

らない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかに掲げる書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて資金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（別記第14号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（別記第15号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、納付期限経過後30日以内に督促状を発するものとする。

2 督促において指定する期限は、前項の督促状を発する日から10日以内の日とする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに市長に氏名等変更届（別記第16号様式）を提出しなければならない。

ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章 雑則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年1月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年8月28日規則第19号）

1 この規則は、平成8年9月1日から施行する。

2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

3 前項に定めるほか、この規則の施行に関し必要な経過措置については、市長が別に定めることができる。

附 則（平成8年8月28日規則第20号）

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第11号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月6日規則第62号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第18号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月23日規則第6号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第25号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第25号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月9日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施工する。

（経過措置）

- 2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則の施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

氏 名				生 年 月 日	年 月 日			
傷 病 名				負 傷 発 病 年 月 日	年 月 日			
障 害 の 部 位				初 診 年 月 日	年 月 日			
既 往 症		既 存 障 害		治 ゆ 年 月 日	年 月 日			
療養の内容及び経過								
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは、図解すること。)							
関節運動範囲	種類範囲							
	部位							
		右						
		左						
		右						
		左						
		右						
		左						
上記のとおり診断します。 郵便番号 _____ 電話番号 _____ 病院又は 所在地 _____ 診療所の 名 称 _____ _____ 年 月 日 診療担当者 氏 名 _____								

別記第2号様式（第6条関係）

災 害 援 護 資 金 借 入 申 込 書

※受 付 日		※受付番号		※受 付 者		※貸付番号		
被 災 日 時		年 月 日 時		災 害 名				
被 害 の 種 類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被 害 場 所				
返 す 方 法		1 年 賦 2 半 年 賦 3 月 賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)		
借 入 申 込 者 に つ い て	フリガナ				生 年 月 日		年 月 日 (歳)	
	氏 名							
	フリガナ				郵便番号		電話番号	
	現 住 所		(方)		〒			
	本 籍				勤務先の名称と所在地			
	職 業							
	世帯の状況と収入	氏 名	世帯主との続柄	年 齢	健 否	職 業	収入(月収)	勤務先・学校名
収入合計		円		支出合計		円		
資産の状況	土 地	(1)住宅	m ²	住居の状況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居			
		(2)田畑	m ²					
		(3)山林	m ²		年 月 日より受給 (生住教医)			
	建 物	(1)自宅	m ²	生活保護	年 月 日より受給 (生住医介配)			
	(2)その他	m ²						
負 債	(内容)		(金 額)		円			

連 帯 保 証 人 (保証人が書いて下さい)	氏 名				生 年 月 日		年 月 日 (歳)	
	現 住 所				本 籍 地			
	職 業		月収	円	申込者との関係		家族数	人
	資 産	土 地	(1)宅地 m ² (3)山林 m ²	(2)田畑 m ²	勤 務 先	名 称		
建 物		(1)自 宅 m ² (2)その他 m ²		所 在 地		電話		
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況							(状況) (有・無)	
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無							(有・無)	
資 金 の 使 途	資金の使い方 総額				資金の内訳 合 計			
	に 円				災害援護資金で 円			
	に 円				手持資金 で 円			
	に 円				その他 () で 円			
	に 円							
被 害 の 家 財	被災時の具体的状況						負傷	全治 か月
	住 居 の 被 害		(1) 全 壊		(2) 半 壊			
	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額		

状 況	被 害						
						合 計	

上記のとおり災害援護資金を借りたいと申し込みます。

年 月 日

借入申込者 印

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

石狩市長 様

連帯保証人 印

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日に申込みがありました災害援護資金について、下記のとおり貸付けを決定しましたのでお知らせします。

	記
受付番号	第 号
貸付金額	円
据置期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	〔 年 賦 ・ 半 年 賦 ・ 月 賦 〕

資金をお渡しする日と手続について

- 1 資金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日に申込みがありました災害援護資金について、次の理由で不承認としましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第5号様式（第9条関係）

貸付番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額 円

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 [年 賦 ・ 半 年 賦 ・ 月 賦]

上記のとおり借用します。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく政令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

年 月 日

住 所

借 受 人 氏 名

㊟

住 所

連帯保証人氏名

㊟

別記第6号様式（第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

石狩市長 様

借受人住所

氏 名

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

別記第7号様式（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請します。

年 月 日

石狩市長 様

借受人 住所
氏名 ㊟
連帯保証人 住所
氏名 ㊟
記

申請の理由 (具体的に)				
貸付けの条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期 間 等	ただし、 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	年 賦 半 年 賦 月 賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間 の 根 拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日に申出がありました償還金の支払猶予について、次のとおり承認しましたのでお知らせします。

支払猶予承認期間 年 月 日から か月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日に申出がありました償還金の支払猶予について、次の理由で不承認としましたので、当初の計画により償還してください。

（不承認の理由）

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第10号様式（第14条関係）

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

石狩市長 様

借 受 人 住 所
氏 名 ⑩
連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

記

貸 付 番 号				
支払免除を申請する違約金の金額				円
内 容	回	数	期 別	元 金
			年 月 期	
申請日までの違約金				
違約金の支払免除を要する具体的な理由				

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出がありました違約金の支払免除について、下記のとおり承認しましたのでお知らせします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除します。

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出がありました違約金の支払免除について、次の理由で
不承認としましたのでお知らせします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金に係る違約金は、
年 月 日現在 円です。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第13号様式（第15条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円〔 償還未済額の 全 部 一部で 円 〕				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名				
	現 住 所				
	本 籍				
	借受人との関係		職 業		
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名				
	現 住 所			借受人との続柄	
	職 業			勤務先及び所在地	
連帯保証人	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名				
	現 住 所			借受人との関係	
	職 業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 免除申請者 石狩市長 様					

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日に申出がありました災害援護資金の償還免除について、次のとおり承認しましたのでお知らせします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

円

違約金

円

合 計

円

償還を免除した額

円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

違約金

合 計

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第9条の規定により定められた率で違約金が更に加算されます。

第 号
年 月 日

様

石狩市長

印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日に申出がありました災害援護資金の償還免除について、次の理由で不承認としましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第9条の規定による違約金の額は、次のとおりです。

償還未済額	円
違 約 金	円
合 計	円

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第16号様式（第17条関係）

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連帯保証人	氏 名		住 所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
上記のとおり異動しましたので届け出ます。 年 月 日 石狩市長 様 借受人（又は同居の親族） 住 所 氏 名 ㊞ 連帯保証人 住 所 氏 名 ㊞				

- 9 災害情報等報告取扱要領

災害情報等報告取扱要領

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を石狩振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害又は住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本市の被害が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式1により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに様式2により報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、様式2により報告すること。なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報・中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により速やかに報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表のとおりとする。

様式1

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 時 間		月 日 時 分現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関		受信機関		
発 信 者		受信担当者		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他			
(1)災害対策本部等の設置状況		(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2)災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	罹災世帯
		(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地 区 名	避難場所		人 数	日 時
		自主避難					
		避難勧告					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況						
	(6) 応急対策 出動人員	(ア)出動人員			(イ)主な活動状況		
		市職員	名				
		消防職員	名				
		消防団員	名				
		その他(住民等)	名				
		計	名				
そ の 他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

様式2

被害状況報告（速報・中間・最終）

										月 日 時現在					
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因								
災害発生場所															
発信	機関(市町村)名						受信	機関(市町村)名							
	職・氏名							職・氏名							
	発信日時			月 日 時 分				受信日時			月 日 時 分				
項 目				件数等		被害金額(千円)		項 目				件数等		被害金額(千円)	
人的被害	死 者		人			個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告		道工事	河 川		箇所				
	行方不明		人						海 岸		箇所				
	重 傷		人						砂防設備		箇所				
	軽 傷		人						地すべり		箇所				
	計		人						急傾斜地		箇所				
住家被害	全 壊		棟			土木被害	市町村工事		道 路		箇所				
			世帯						橋 梁		箇所				
			人						小計		箇所				
	半 壊		棟						河 川		箇所				
			世帯						道 路		箇所				
			人					橋 梁		箇所					
	一部破損		棟					小計		箇所					
			世帯				港 湾		箇所						
			人				漁 港		箇所						
	床上浸水		棟				下 水 道		箇所						
			世帯				公 園		箇所						
			人				崖くずれ		箇所						
	床下浸水		棟				倒 木		本						
			世帯				計		箇所						
			人				漁 船		隻						
計		棟			沈没流出		隻								
		世帯			破 損		隻								
		人			計		隻								
非住家被害	全壊	公共建物	棟			水産被害	漁港施設		箇所						
		そ の 他	棟				共同利用施設		箇所						
	半壊	公共建物	棟				その他施設		箇所						
		そ の 他	棟				漁具（網）		件						
	計	公共建物	棟				水産製品		件						
		そ の 他	棟				そ の 他		件						
農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha			道有林	林 地		箇所					
			浸冠水	ha				治山施設		箇所					
		畑	流失・埋没等	ha				林 道		箇所					
			浸冠水	ha				林 産 物		箇所					
	農作物	田	ha			そ の 他		箇所							
		畑	ha			小計		箇所							
	農業用施設		箇所			一般民有林		林 地		箇所					
	共同利用施設		箇所					治山施設		箇所					
	営農施設		箇所					林 道		箇所					
	畜産被害		箇所					林 産 物		箇所					
	そ の 他		箇所				そ の 他		箇所						
							小計		箇所						
	計					計		箇所							

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)	
衛生被害	水 道		箇所		社会教育施設被害		箇所			
	病院	公 立	箇所		社会福祉施設等被害	公 立	箇所			
		個 人	箇所			法 人	箇所			
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計		箇所		
		し尿処理	箇所			その他の	鉄道不通	箇所		-
	火 葬 場		箇所		鉄道施設		箇所			
計		箇所		被害船舶(漁船除く)	隻					
商工被害	商 業	件		空 港	箇所					
	工 業	件		水 道	戸			-		
	そ の 他	件		電 話	回線			-		
	計	件		電 気	戸			-		
公文教施設被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸			-		
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所		-			
	高 校	箇所		都市施設(防犯灯)	箇所					
	その他文教施設	箇所		計		-				
	計	箇所		被 害 総 額						
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件			
罹災世帯数			世帯			危 険 物	件			
罹災災者数			人			そ の 他	件			
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人		
災害対策本部の設置状況	道（振興局）									
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時			
災害救助法適用市町村名										
補足資料（ 別葉で報告 ） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか										

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。または死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) 住民が隣接のA町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、A町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照
	重 傷 者	災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合は、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判 断 基 準
住 家 被 害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
非 住 家 被 害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、市庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
農 業 被 害	農 地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流出とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、推肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	蓄農被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被 害 区 分		判 断 基 準
土 木 被 害	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地の設けられたもの。
水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。
衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し環処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。

被害区分		判 断 基 準
商工被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。)
社会教育施設		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
社会福祉施設等		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者(児)福祉施設等をいう。
その他	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

- 10 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の安全かつ効果的な運用を図るため、防災ヘリの運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)その他関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、消防活動用装備品、防災ヘリに係る附属品及び部品並びに整備工具その他の防災ヘリの整備に必要な物品をいう。

(2) 航空消防活動

防災ヘリを用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防の活動(これらの活動に係る訓練を含む。)をいう。

(3) 航空消防活動従事者

防災ヘリに乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。

(4) 航空従事者

法第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

(5) 救急救助員

航空消防活動従事者のうち、消防吏員の身分を有する者をいう。

(6) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「防災航空室」という。)が航空消防活動従事者の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(7) 共同運航機関

「北海道消防防災ヘリコプターの共同運航に関する協定」(平成30年1月9日危対第2413号及び道本地(企)第152号)に基づき防災ヘリを共同で運航する北海道警察本部警備部航空隊をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 防災航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空消防活動従事者たる操縦士、整備士及び救急救助員で構成する。

3 防災航空隊に、隊長及び副隊長を置く。

4 隊長及び副隊長は、防災航空隊の構成員(以下「隊員」という。)のうち救急救助員の中から総務部危機対策局危機対策課防災航空室長(以下「防災航空室長」という。)が指定する。

(隊長及び副隊長の任務)

第5条 隊長は、防災航空隊の活動を総括するものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐するものとする。

- 3 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代理するものとする。

第3章 運航管理体制

(総括管理者)

第6条 防災ヘリの運航管理の総括は、危機管理監(以下「総括管理者」という。)が行う。

(運航責任者)

第7条 防災航空室に運航責任者を置く。

- 2 運航責任者は防災航空室長をもって充てる。
- 3 運航責任者は、防災航空隊の指揮監督、防災ヘリの出発の承認、航空消防活動の中止の指示、航空機等の維持管理など、防災ヘリの運航及びその安全に関する事務を統括するものとする。
- 4 運航責任者に事故あるときは、防災航空室長が予め指定する者がその職務を代理するものとする。

(運航安全管理者)

第8条 防災航空室に運航安全管理者を置く。

- 2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、運航安全管理者に指定するものとする。
- 3 運航安全管理者は、防災ヘリの運航の安全を確保する観点から、運航責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 運航責任者、機長その他の航空従事者に対する防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理、各種計画の立案、その他必要と認める事項に関する助言を行うこと。
 - (2) 飛行計画を承認すること。
 - (3) 防災ヘリの運航に必要な関係機関への連絡及び申請等の手続きを行うこと(北海道が要請した他機関の航空機の運航に係るものを含む。)
 - (4) 上記の業務に必要な調査研究等を行うこと。
 - (5) その他防災ヘリの運航の安全に関すること。
- 4 運航安全管理者に事故あるとき、又は運航安全管理者が操縦士として防災ヘリに乗り組む場合は、防災航空室長が予め指定する航空従事者がその職務を代理するものとする。

(安全担当者)

第9条 防災航空室に安全担当者を置く。

- 2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、安全担当者に指定するものとする。
- 3 安全担当者は、運航安全管理者を補佐し、防災ヘリを安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する当該情報の提供に関する業務を行う。

第4章 防災ヘリの運航

(乗務体制) **第10条** 運航責任者は、防災ヘリを運航させるときは、その都度、防災ヘリに乗り組む隊員を指定するものとする。

- 2 運航責任者は、別に定める要件を満たす操縦士2名及び整備士1名を必ず防災ヘリに乗り組ませなければならない。
- 3 運航責任者は、前項の操縦士のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に、それぞれ指定するものとする。

(機長の責任と権限)

第11条 機長(機長に事故等があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下本要綱において同じ。)は、防災ヘリの飛行につき、すべての責めに任ずる。

- 2 機長は、防災ヘリに乗り組む隊員及び隊員以外の者(以下「搭乗者」という。)に対し、飛行の安全に必要な指示を行うことができる。
- 3 搭乗者は、防災ヘリの飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(航空消防活動指揮者)

第12条 運航責任者は、防災ヘリに乗り組む隊長又は副隊長のうち1名を、航空消防活動指揮者に指定する。ただし、隊長又は副隊長を防災ヘリに乗り組ませることができないときは、防災ヘリに乗り組む救急救助員の中から指定するものとする。

- 2 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに乗り組んで、法その他の関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、航空消防活動の実施に関し航空消防活動従事者を指揮監督する。
- 3 航空消防活動指揮者は、前項の指揮監督に当たっては、隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(出発の承認等)

第13条 機長は、飛行計画を作成したときは、運航安全管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

- 2 機長は、航空消防活動を伴う飛行計画の作成に当たっては、当該航空消防活動の内容等について航空消防活動指揮者と調整を図るものとする。
- 3 機長は、防災ヘリを出発させるに当たっては、運航責任者の承認を受けなければならない。
- 4 運航責任者は、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握し、防災ヘリの出発の可否を判断するものとする。
- 5 航空消防活動指揮者は、防災ヘリの出発前に、他の航空消防活動従事者に対して当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等について説明するものとする。ただし、出発前に説明の暇が無い場合においては、出発後速やかに説明を行うものとする。
- 6 航空消防活動を行うために防災ヘリを運航しようとするときは、運航責任者、機長及び航空消防活動指揮者は、他の消防隊又は救急隊及び関係機関との連携に十分配慮するものとする。

(機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策)

第14条 機長及び航空消防活動指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、防災ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。

- 2 機長又は航空消防活動指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。(運航責任者の運航中の安全対策)

第15条 運航責任者は、防災ヘリの運航中は、衛星通信を活用した防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び航空消防活動指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

(運航計画)

第16条 運航責任者は、航空消防活動及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、防災ヘリの運航計画を定めなければならない。

- 2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画(様式第1号)及び北海道消防防災ヘリ

コプター月間運航計画（様式第2号）により定めるものとする。

（運航範囲）

第17条 防災ヘリは、次に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 防災ヘリの運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

（緊急運航）

第18条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、緊急運航以外の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに機長及び航空消防活動指揮者に連絡し、緊急運航への対応を指示するものとする。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

（運航に伴う報告）

第19条 航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第3号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第20条 運航責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努めるものとする。

第5章 防災ヘリの整備

（整備点検等）

第21条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する整備士による整備点検を受けなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

- 2 運航責任者は、航空機等を適切に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。
- 3 運航責任者は、四半期毎の整備計画を作成しなければならない。
- 4 防災ヘリの整備点検は、航空関係法令によるほか、共同運航機関が定める規程等を準用し、適切に行われなければならない。

（整備責任者）

第22条 防災航空室に整備責任者を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、整備責任者に指定するものとする。
- 3 整備責任者は、運航安全管理者と連携して運航責任者を補佐し、航空機等の整備並びに格納庫、

駐機場等の施設及び物資の保守管理を行うものとする。

（検査員）

第23条 防災航空室に検査員を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、検査員に指定するものとする。
- 3 前項の指定に当たっては、整備責任者に検査員を兼ねさせることができるものとする。
- 4 検査員は、航空機等の整備作業について最終確認するものとする。

（機付長）

第24条 防災航空室に機付長を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、防災ヘリの機体ごとに機付長に指定するものとする。
- 3 前項の指定に当たっては、整備責任者又は検査員に機付長を兼ねさせることができるものとする。
- 4 機付長は、担当する防災ヘリの整備及び管理を行うものとする。

第6章 使用手続

（使用予定表）

第25条 防災ヘリの使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末日までに翌年度の防災ヘリの使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。

（防災ヘリの使用申請）

第26条 防災ヘリを使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

（防災ヘリの使用承認）

第27条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

- 2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第7章 安全管理等

（安全管理）

第28条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、航空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航責任者は、隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。
- 3 運航責任者は、毎年の航空機事故の防止に関する計画を策定しなければならない。

（隊員の心構え）

第29条 隊員は、業務に関する知識及び技量の維持向上に努めるとともに、相互に連携し、航空安全の確保を最優先にして任務を遂行するものとする。

(搭乗者の遵守事項)

第30条 搭乗者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 機体周辺及び機内では、機長等の指示に従うこと。
- (2) 承認された飛行以外の飛行を機長に要求しないこと。
- (3) 飛行中は、機内の機器、ドア又は窓にみだりに触れないこと。
- (4) 機内から書類その他の物件を投棄しないこと。
- (5) 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。

第 8 章 教育訓練等

(教育訓練等の実施)

第31条 総括管理者は、隊員の教育訓練等を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(教育訓練)

第32条 運航責任者は、自隊訓練として次に掲げる教育訓練を行うものとする。

- (1) 航空消防活動従事者の技能の習得維持に必要な訓練
- (2) 航空機の安全且つ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置 (C R M) を円滑に実施するための訓練
- (3) その他、航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練

(操縦士等の養成訓練)

第33条 運航責任者は、共同運航機関と協力し、操縦士及び整備士に必要な技能を習得させるため、養成訓練を行うものとする。

(操縦士の操縦技能の確認)

第34条 運航責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、防災航空隊の操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

(教育訓練等基本計画及び実施計画)

第35条 運航責任者は、第32条に規定する教育訓練、第33条に規定する操縦士等の養成訓練及び前条に規定する操縦士の操縦技能の確認を行うため、次に掲げる事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。

- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
 - (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
 - (3) 前各号に定めるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項
- 2 運航責任者は、前項の教育訓練等基本計画に基づき、毎年度、次に掲げる事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。
- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
 - (2) 年間の教育訓練等の対象者
 - (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
 - (4) 前各号に定めるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

第9章 事故対策等

（捜索及び救護体制の確立）

第36条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

（航空事故発生時の措置）

第37条 機長は、防災ヘリの運航中に、機体の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する防災ヘリの故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

（事故報告）

第38条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣及び消防庁長官にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第10章 雑 則

（記録及び保存）

第39条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、航空消防活動に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

（その他）

第40条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（ 年度）

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

月	項目	回数	時間	機体	訓練場所	細 目
4月						
	小計		0:00			
5月						
	小計		0:00			
6月						
	小計		0:00			
7月						
	小計		0:00			
8月						
	小計		0:00			
9月						
	小計		0:00			

10月						
	小計		0:00			
11月						
	小計		0:00			
12月						
	小計		0:00			
1月						
	小計		0:00			
2月						
	小計		0:00			
3月						
	小計		0:00			

年 月 日

運航責任者（防災航空室長） 様

報告者（航空消防活動指揮者） 印

飛 行 報 告 書

飛行年月日							
業務内容							
飛行経路							
乗組員氏名	操縦士						
	整備士						
	救急救助員 (航空消防活動 指揮者に○ 印)						
飛行時間		出発時間	時	分	実飛行時間	時間	分
		到着時間	時	分	使用燃料	リットル	
搭乗者及び 搭載物資		搭 乗 者		搭 載 物 資			
		氏 名	飛 行 時 間	品 名	個数	重 量	
参考事項							

運航責任者（防災航空室長） 様

運航責任者（防災航空室長） 様

緊急運航業務報告書

[illegible]

消 火	回	資 機 材 搬 送	回	Kg
救 助	回	情 報 収 取	回	
救 急	回	人 員 調 査	回	
人 員 輸 送	回	そ の 他	回	

災 害 概 況																																																																							
	【要救助者情報】 氏名等 : 歳 生年月日 性 住 所 :																																																																						
傷 病 者 状 況																																																																							
活 動 内 容	時 分 飛行決心																																																																						
	【観察結果（バイタル等）】 意識レベル【JCS 】GCS【E: : M: 】呼吸回数【 回/分】脈拍【 回/分】 血圧【 / 】体温【 】瞳孔【右 mm(対光)左: mm(対光)】SP02【 %】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>救急救命（応急）処置</th> <th>実施者</th> <th>救急救命（応急）処置</th> <th>実施者</th> <th>救急救命（応急）処置</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体温・脈拍・呼吸・意識・顔色の観察</td> <td></td> <td>酸素投与</td> <td></td> <td>気管挿管チューブ内吸引</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>口腔内吸引</td> <td></td> <td>異物除去（鉗子・吸引器）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>血中酸素飽和度測定</td> <td></td> <td>気道確保（用手）</td> <td></td> <td>異物除去（吸引・背部叩打）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>血圧測定</td> <td></td> <td>気道確保（経口）</td> <td></td> <td>在宅療法継続</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体位・安静の維持、保温</td> <td></td> <td>気道確保（経鼻）</td> <td></td> <td>小児科領域の処置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心電図</td> <td></td> <td>人工呼吸（呼吸吹込み）</td> <td></td> <td>精神科領域の処置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心音・呼吸音の聴診</td> <td></td> <td>人工呼吸（バグマスク）</td> <td></td> <td>産婦人科領域の処置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>骨折の固定</td> <td></td> <td>胸骨圧迫</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧迫止血</td> <td></td> <td>自動心マッサージ器使用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>血圧保持（ショック等）</td> <td></td> <td>自己注射可能エピネフリン</td> <td></td> <td>血糖測定、特定行為の実施の有無</td> <td>☐ 別紙 1</td> </tr> </tbody> </table>						救急救命（応急）処置	実施者	救急救命（応急）処置	実施者	救急救命（応急）処置	実施者	体温・脈拍・呼吸・意識・顔色の観察		酸素投与		気管挿管チューブ内吸引				口腔内吸引		異物除去（鉗子・吸引器）		血中酸素飽和度測定		気道確保（用手）		異物除去（吸引・背部叩打）		血圧測定		気道確保（経口）		在宅療法継続		体位・安静の維持、保温		気道確保（経鼻）		小児科領域の処置		心電図		人工呼吸（呼吸吹込み）		精神科領域の処置		心音・呼吸音の聴診		人工呼吸（バグマスク）		産婦人科領域の処置		骨折の固定		胸骨圧迫				圧迫止血		自動心マッサージ器使用				血圧保持（ショック等）		自己注射可能エピネフリン		血糖測定、特定行為の実施の有無
救急救命（応急）処置	実施者	救急救命（応急）処置	実施者	救急救命（応急）処置	実施者																																																																		
体温・脈拍・呼吸・意識・顔色の観察		酸素投与		気管挿管チューブ内吸引																																																																			
		口腔内吸引		異物除去（鉗子・吸引器）																																																																			
血中酸素飽和度測定		気道確保（用手）		異物除去（吸引・背部叩打）																																																																			
血圧測定		気道確保（経口）		在宅療法継続																																																																			
体位・安静の維持、保温		気道確保（経鼻）		小児科領域の処置																																																																			
心電図		人工呼吸（呼吸吹込み）		精神科領域の処置																																																																			
心音・呼吸音の聴診		人工呼吸（バグマスク）		産婦人科領域の処置																																																																			
骨折の固定		胸骨圧迫																																																																					
圧迫止血		自動心マッサージ器使用																																																																					
血圧保持（ショック等）		自己注射可能エピネフリン		血糖測定、特定行為の実施の有無	☐ 別紙 1																																																																		
特 記 事 項																																																																							

別紙 1

除細動	実施		指示医師					所属医療機関		
	実施回数	確認波形	確認時間	指示時間	放電時間	実施場所	実施者	備考		
	1回目									
	2回目									
	3回目									
	4回目									
	5回目									
	6回目									
	指示内容								合計放電数	0

気道確保	初回	実施		指示		指示医師		所属医療機関	
		使用器具	指示内容						
		気管挿管	Cormack'レ-ト'		適応番号		喉頭鏡		固定位置
		適応判断理由							
		指示時間		実施時間		実施結果		実施者	
		除去時間		理由					
	2 回目	実施		指示		指示医師		所属医療機関	
		使用器具	指示内容						
		気管挿管	Cormack'レ-ト'		適応番号		喉頭鏡		固定位置
		適応判断理由							
		指示時間		実施時間		実施結果		実施者	
		除去時間		理由					

血糖値測定	初回	実施		実施時間		実施者		穿刺部位	
		実施結果	mg/dℓ	中止時間		理由			
	2 回目	実施		実施時間		実施者		穿刺部位	
		実施結果	mg/dℓ	中止時間		理由			

静脈路確保	初回	実施		指示		指示医師		所属医療機関	
		適応	指示時間			指示内容			
		確保血管		穿刺針	G	輸液速度		中止時間	
		実施時間		実施者		輸液量		実施結果	
		実施時間		実施者		輸液量		実施結果	
	2 回目	実施		指示		指示医師		所属医療機関	
		適応	指示時間			指示内容			
		確保血管		穿刺針	G	輸液速度		中止時間	
		実施時間		実施者		輸液量		実施結果	
		実施時間		実施者		輸液量		実施結果	

薬 剤 投 与	実施		理由		指示医師		所属医療機関	
	指示内容							
	実施回数	投与前波形	指示時間	実施者	実施時間	薬剤名		使用量
	1回目							ml
	2回目							ml
	3回目							ml
	4回目							ml
	5回目							ml
	6回目							ml
	7回目							ml
	8回目							ml
	以降							ml
	実施結果					ブドウ糖投与数	0 ml	ブドウ糖投与数

様式第 5 号（第25条関係）

消防防災ヘリコプター使用年間予定表（ 年度）

第 号

年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

機関の長

連 絡 先

申請者

電 話

担 当 者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使 用 日	使 用 目 的	飛 行 区 域	摘 要

様式第 6 号（第25条関係）

消防防災ヘリコプター使用月間予定表（ 月 ）

第 号

年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

機関の長

連 絡 先

申請者

電 話

担 当 者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使 用 日	使 用 目 的	飛 行 区 域	摘 要

消防防災ヘリコプター使用申請書

第 号

年 月 日

総 括 管 理 者

北海道総務部危機管理監 様

申請者

（担当者 ）」

北海道消防防災ヘリコプターを次により使用したいので申請します。

1 使用日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分				
2 使用目的					
3 飛行経路					
4 使用内容					
5 搭乗者所属	職	氏 名	男・女	年 齢	備 考

（注）使用に係る事業計画等を添付すること。

消防防災ヘリコプター使用承認書

第 号

年 月 日

（申請者） 様

北海道総務部危機管理監

年 月 日付け 第 号で申請のありました消防防災ヘリコプターの使用については、次のとおり承認します。

1 使用条件

（１）目的

（２）飛行経路

（３）搭乗者

2 出発日時

3 出発場所

4 飛行可否の連絡

（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）

- 1 1 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第18条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大または影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする

- (1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

- (2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合

c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できるものとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。

(ウ) 感染症患者等の搬送

a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（疑似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

(エ) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合 イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合 ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合 エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

（緊急運航を行う時間帯）

第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没まで）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式第1号）をファクシミリまたは電子メールにより提出するものとする。ただし、転院搬送及び医師等の搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出勤の決定等)

第6条 運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出勤の可否を判断するものとする。

2 運航責任者は、出勤の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(

受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航（転院搬送及び医師等の搬送を除く。）を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名								
		担当者職氏名								
		連絡先		TEL		FAX				
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分								
	災害発生日時	年 月 日 時 分								
	災害発生場所	(住所) (座標)								
	災害発生状況・措置状況									
希望する活動内容		報収集 ・ 救助 ・ 消火 ・ 救急 ・ 資機材搬送 ・ その他 (								
離着陸場の状況	離着陸場名									
	警戒隊呼出名称									
	特 記 事 項		(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況 (障害物、積雪等							
傷病者搬送先病院						救急自動車呼出名称				
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名		海道警察 ・ 海上保安庁 ・ 自衛隊 ・ その他 (							
	航空機活動		有 ・ 無							
指揮本部連絡方法		(無線呼出名称)				(電話番号)				
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様
要請機関の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 時 分								
災害発生場所									
離 着 陸 場									
傷病者の搬送先									
災害発生状況 ・措置状況 (地元の活動状況)									
消防防災ヘリコプ ターに係る活動内容 等 (地元の活動状況)									
その他参考 となる事項									
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

- 1 2 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第18条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第5条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送及び医師搬送等(以下「救急患者の緊急輸送等」という。)についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送等に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送等が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送等を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二

航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

要請日時	令和	年	月	日	時	分
1 要請市町村名		電話		FAX		
担当課・職・氏名		職名		氏名		
2 依頼病院名		電話				
所在地		FAX				
担当医師名・科名		科		担当課氏名		
3 受入病院名		電話				
所在地		FAX				
担当医師名・科名		科		直通内線番号		
受入病院の了承: ☐ 有 ☐ 無						
4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳	
	体 重	kg	☐ 男 ☐ 女	職業		
住 所					感染症: ☐ 無 ☐ 有	
病 名					☐ 入院中 ☐ 外来: 月 日	
経 過					血圧: mmHg	脈拍: 回/分
					呼吸: 回/分	体温: ℃
					意識レベル(JCS):	
航空機による搬送が必要な理由	☐ 緊急性 ☐ 搬送時間短縮 ☐ 搬送安定性 ☐ その他 (主な理由:)					
気圧変化 ☐ 影響無し ☐ 影響有り ()						
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)						
☐ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容:)						
☐ ②その他 (具体的な理由:)						
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他	
医 師			歳	kg	☐ 研修医(理由:)	
看護師			歳	kg		
付添人			歳	kg	続柄:	
医師・看護師の所属病院: ☐ 依頼病院 ☐ 受入病院 ☐ その他病院名						
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等						
資 機 材 名	有	数 量	総重量	要電源	特 記 事 項	
①点滴	☐		kg	☐	☐ 輸液ポンプあり 80以上サイズ × (cm)	
②シリンジポンプ	☐		kg	☐		
③酸素ボンベ	☐		kg	☐		
④モニター類	☐		kg	☐	☐ 心電図 ☐ その他	
⑤保育器	☐		kg	☐	サイズ W × L × H (cm)	
⑥人工呼吸器	☐		kg	☐	サイズ W × L × H (cm)	
⑦救急バック	☐		kg	☐		
⑧その他	☐		kg	☐		
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院:			メモ		
	受入病院:					

※市町村は№1～№7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※№4「経過」№5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

令和 年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住所

氏名

誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際しては、すべてあなたの指示に従います。

- 13 新型インフルエンザ等対策本部条例

石狩市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)

第37条において準用する法第26条の規定に基づき、石狩市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

- 1 4 林野火災予消防対策実施要領

石狩市林野火災予消防対策実施要領

（目的）

第1条 本要領は、「石狩市地域防災計画」、北海道が定める「林野火災予消防対策実施方針」に基づき、関係機関が一体となって予消防活動に努め、林野火災の絶滅を期することを目的とする。

（実施機関）

第2条 実施機関は次のとおりとし、協力機関の援助のもとに本要領により林野火災予消防の推進を図る。

石狩市、北海道石狩振興局産業振興部林務課、北海道石狩振興局森林室、石狩北部地区消防事務組合石狩消防署、林野庁北海道森林管理局石狩森林管理署、北海道警察札幌方面北警察署、石狩市森林組合

（協力機関等）

第3条 協力機関等は、次のとおりとし、実施機関に協力し予防の万全を図る。

森林保全推進員、自然保護監視員、森林施業事業者、その他関係機関

（林野火災予防対策）

第4条 林野火災の発生原因は、タバコ、マッチ及びごみ焼きの不始末によるものが多く、特に山菜採り、ハイキング、釣り等、レジャー人口の増加等に伴う林野火災が多発傾向にある。

このため、入林者に対する指導啓発ばかりでなく、林内事業者、森林所有者、市街部を含めた一般市民、あるいは札幌市を中心とした近隣市町村を対象にする必要があり、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関等を利用し、全道的な啓発活動が行われるが、市では警防重点事項として、入林者に対しては、森林保有者又は管理者の了解なしに入林できないことを明示し、森林の公益性について理解を求め予防の啓発に努める。

造林並びに開墾火入れ、タバコの吸殻、ごみ焼、焚き火等の火の取扱には特に注意を促す。

（林野火災危険期間の設定）

第5条

ア 4月1日～6月30日までを「危険期間」とする。

イ 「危険期間」のうち4月21日～5月31日までを「林野火災予防強調期間」とする。

（林野火災予防思想の普及・啓発）

第6条

ア 市広報等による思想普及

イ 協力機関等の口頭による宣伝

ウ ポスター・旗類による啓発

エ 道を主体とする新聞・ラジオによる宣伝

オ レジャー客等に対する林野火災予防思想の普及

カ 入林者に対する喫煙マナー等の指導強化

（気象情報対策）

第7条 林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので気象情報を迅速かつ的確に把握し、林野火災の予防に万全を期するものとする。

また、テレビ、ラジオにより傍受した場合でも各担当者は適切な措置を講ずることとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報とは、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が発 表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は石狩市地域防災計画に定める、 共通編 第 5 章第 2 節 「警報、注意報等の種類及び発表基準」に示すとおりとする。

(2) 伝達方法

別表 1 のとおり

(3) 市の措置

通報を受けた市は、通報内容、とるべき措置等を警察、消防機関等の関係機関へ通報するとともに、一般市民に周知徹底を図る。

なお、市長は、林野火災情報又は注意報の通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災発生の危険があると認めたときは、火災警報を発令することができる。

(火入れ対策)

第 8 条 火入れには必ず許可をとるように指導するとともに、春の火入れをできるだけさけるように指導し、次の事項の徹底を図る。

ア 火入れをする場合、必ず許可を受けるよう指導し、許可付帯条件については必ず実行させる。

イ 警報発令中、乾燥期及び気象状況の急変の際は一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせるとともに、跡地は気象状況に応じ、1 日～ 3 日位の巡視を励行させる。

エ 共同火入れをさせる。

オ 造林火入れの場合は防火線を設置させる。

カ 火入れ延期は、許可書の再交付を受させる。

キ 火入れをする場合は、石狩消防署長に連絡させる。

(応急・消防対策)

第 9 条

(1) 情報通信

林野火災発生時における情報通信は、以下により実施する。

ア 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の認識、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 市及び石狩振興局において、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

オ 広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は「別表 2 」のとおりとする

(2) 災害広報

森林災害時の広報は、「石狩市地域防災計画」に定める、 共通編 第 5 章 第 6 節 「災害情報の収集と災害広報」に示すとおり北海道のほか、次の事項について広報を実施する。

ア 被災の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ 避難の必要性、地域に与える影響

カ その他必要な事項

(3) 消防活動

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、林野火災消火資機材等が常に緊急時に対処出来るよう整備点検をするとともに、市及び関係機関は次の事項に留意し、林野火災の際は、関係機関の積極的な協力を求め、早期消火を図るものとする。

また、大規模な火災となった場合、消防機関での相互応援や、 共通編 第4章 第3節 「自衛隊に対する災害派遣要請」に基づく応援を要請し消火の万全を期するものとする。

ア 山火事の発見者は、最も速やかな方法で消防機関に通報する。

イ 通報を受けた機関は、直ちに他の機関との連絡を取り、速やかに消火体制をとる。

ウ 市は、延焼拡大の危険性があり消火困難となったときは石狩振興局に自衛隊の派遣要請を依頼する。

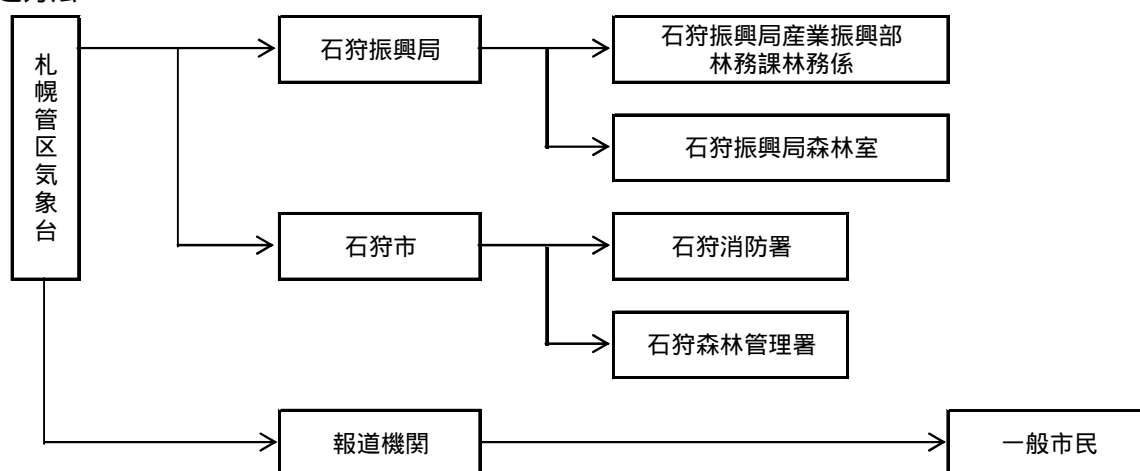
附 則

この実施要領は平成25年2月20日から施行する。

この実施要領は平成25年5月1日から施行する。

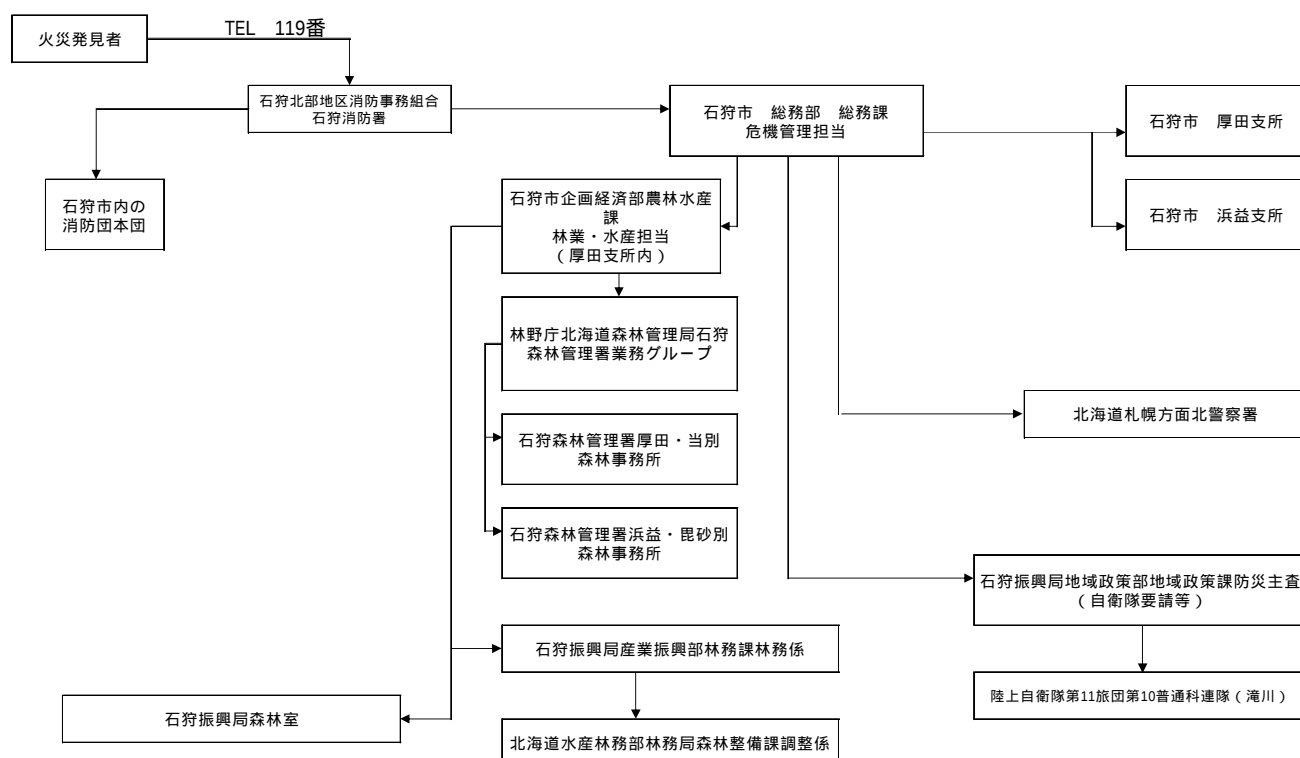
別表1（第7条関係）

伝達方法



別表2（第9条関係）

連絡系統



- 15 石狩市防災マスター認定等要綱

石狩市防災マスター認定等要綱

平成26年 5月14日要綱第80号

改正

平成30年 3月27日要綱第30号

(目的)

第1条 この要綱は、「石狩市防災マスター(以下「マスター」という。)」を認定し、もって地域の防災力の強化を図ることを目的とする。

(マスターの活動)

第2条 マスターは、ボランティアによる地域防災活動を推進するリーダーであり、主な活動は次のとおりである。

- (1) 市と連携して地域、町内会、自治会及び自主防災組織(以下「町内会等」という。)への防災情報等の提供、防災訓練等の運営補助を行うこと。
- (2) 平時については、自ら町内会等の防災活動へ積極的に参加し、地域住民の防災意識の向上に努めること。
- (3) 災害時については、自ら町内会等及び近隣住民と連携した指定避難所の運営、初期消火、負傷者等の救出及び救助など防災経験や知識を活かした活動を行うこと。

(マスターの認定及び登録)

第3条 市長は、市内に在住又は就労し、かつ、次のいずれかに該当する者に対し、マスターへの登録を依頼するものとする。

- (1) 日本防災士機構が認定した防災士であること。
- (2) 北海道が認定した北海道地域防災マスターであること。
- (3) 前2号と同等と認められる資格を有すること。

2 前項の依頼をした者から別記第1号様式により同意を得た場合には、市長は、その者をマスターとして認定し、認定証及び認定証明書を交付するとともに、台帳に登録する。

(マスター活動の公表)

第4条 市長は、マスターの活動内容について、防災活動を行う町内会等に対し積極的にPRするとともに市ホームページなどで公表し、その役割と活動の重要性を周知する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 5月14日から施行する。

附 則(平成30年 3月27日要綱第30号)

この要綱は、平成30年 4月 2日から施行する。

附 則(平成31年 3月25日要綱第58号)

この要綱は、平成31年 3月25日から施行する。

附 則(令和元年12月27日要綱第36号)

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

同意書

年 月 日

石狩市長 様

私こと、_____は、石狩市防災マスターの認定を受けるにあたり、下記の事項について同意します。

記

- 1 石狩市防災マスターの活動が、ボランティアであること。
- 2 石狩市防災マスターに登録すること。
- 3 石狩市防災マスターの活動内容を公表すること。
- 4 石狩市防災マスター連絡会に入会すること。
- 5 石狩市と一般財団法人石狩市防災まちづくり協会が個人情報等を共有すること。

以 上

住 所

氏 名

印

連 絡 先

勤 務 先 の 名 称

勤 務 先 の 所 在 地

- 16 石狩市防災ひろば条例

石狩市防災ひろば条例

平成26年12月17日条例第32号

(設置)

第1条 平常時には地域住民の防災訓練、レクリエーション等の場として広く開放し、非常時には避難場所等として活用するため、石狩市防災ひろば(以下「防災ひろば」という。)を石狩市志美65番地48に設置する。

(構成)

第2条 防災ひろばは、築山、ベースキャンプ用地、炊事場、公衆便所その他防災及び減災の目的に資する施設で構成する。

(管理)

第3条 防災ひろばの管理については、石狩市公園条例(昭和52年条例第11号)の例による。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

- 17 石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例

石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例

平成27年12月17日条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時等の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 避難行動要支援者 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者であって、生活の基盤が市の区域内に存する自宅にあるもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者のうち、その要介護状態区分(同法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。)が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項に規定する要介護2、要介護3、要介護4又は要介護5のもの

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身体障害者」という。)のうち、その障害の程度が別表左欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表(以下「等級表」という。)に定める障害の種別に応じ、別表右欄に掲げる等級表に定める障害の級別にあるもの

ウ 北海道知事から療育手帳(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者のうちその障害の程度がAであるもの又はこれに準ずる者

エ 単身の世帯に属する者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級であるもの

オ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者であって、身体障害者のうち、その障害の程度が等級表に定める1級又は2級であるもの

カ アからオまでに掲げる者のほか、規則で定める者

(2) 避難支援等 法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。

(3) 避難支援等関係者 法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者であって、次に掲げるものをいう。

ア 石狩北部地区消防事務組合

イ 札幌方面北警察署

ウ 市の区域に置かれた民生委員

エ 社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

オ 市内の町内会及び自治会

カ その他規則で定める者

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 市長は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他規則で定める事項

3 市長は、避難行動要支援者名簿について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供)

第4条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、避難支援等(石狩北部地区消防事務組合にあっては、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する任務を含む。第6条及び第7条において同じ。)の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により名簿情報の提供について同意しない旨を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(名簿情報の取扱い)

第5条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による名簿情報の提供に際しては、規則で定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。この場合において、当該名簿情報の提供を受けた者は、当該措置を適切かつ確実に講じなければならない。

2 市長は、前項の措置が適切かつ確実に講じられているかどうかを確認するために必要があると認めるときは、名簿情報の提供を受けた者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(利用及び提供の制限)

第6条 第4条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。

(守秘義務)

第7条 第4条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表（第 2 条関係）

障害の種別				障害の級別	
視覚障害				1 級又は 2 級	
聴覚障害				2 級	
肢体不自由	上肢			1 級、 2 級の 1 又は 2 級の 2	
	下肢			1 級又は 2 級	
	体幹			1 級又は 2 級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		上肢機能	1 級又は 2 級	
			移動機能	1 級又は 2 級	
呼吸器機能障害				1 級	
ぼうこう又は直腸の機能障害				1 級	
小腸機能障害				1 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				1 級又は 2 級	
肝臓機能障害				1 級又は 2 級	

- 18 石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則

石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則

平成27年12月28日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例(平成27年条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める避難行動要支援者)

第2条 条例第2条第1号力の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成28年4月1日前において既に作成された災害時要援護者名簿に記載され、又は記録された者(条例第2条第1号アからオまでに掲げる者を除く。)

(2) 条例第2条第1号アからオまでに掲げる者に準ずる者として市長が認める者(避難行動要支援者名簿(条例第3条第1項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。以下同じ。)に記載し、又は記録することについて同意した者に限る。)

(名簿情報の提供に係る不同意の方法)

第3条 条例第4条第2項の規則で定める方法は、本人又はその代理人が、市長に対し、避難行動要支援者名簿情報提供不同意申出書(別記第1号様式)により申し出る方法とする。

2 条例第4条第2項の規定により、避難支援等関係者(条例第2条第3号に規定する避難支援等関係者をいう。)への名簿情報(条例第4条第1項に規定する名簿情報をいう。以下同じ。)の提供について同意しない旨を申し出た者が、当該申出を撤回しようとするときは、本人又はその代理人が、市長に対し、避難行動要支援者名簿情報提供不同意撤回申出書(別記第2号様式)により申し出なければならない。

(名簿情報の変更又は修正の届出)

第4条 名簿情報に変更が生じたとき又は修正の必要があるときは、市長に対し、名簿情報変更修正届出書(別記第3号様式)により届け出るものとする。

(名簿情報の提供に際して求める措置)

第5条 市長は、条例第5条第1項の規定により、名簿情報の提供を受ける者に対して、次に掲げる措置を講ずるよう求めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿を取り扱う者を必要かつ最小限に限定すること(名簿情報の提供先が個人以外の場合に限る。)

(2) 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ保管する等により、厳重に保管すること。

(3) 避難行動要支援者名簿は、必要以上に複製しないこと。

(4) 条例第3条第3項の規定によりその内容が最新となった避難行動要支援者名簿に係る名簿情報の提供を受けた場合は、既に提供を受けた名簿情報に係る避難行動要支援者名簿を直ちに市長に返却すること。

(5) 避難行動要支援者名簿を紛失し、及び避難行動要支援者名簿について異常があった場合は、直ちに市長に報告すること。

(6) 前各号に掲げる措置のほか、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の13の規定により名簿情報の提供を受ける者に守秘義務が課せられていることの趣旨に鑑み、個人情報の保護のために市長が必要と認める措置

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 条例附則第2項の規定により、第3条に規定する名簿情報の提供に係る不同意の申出及び不同意の撤回の申出並びに第4条に規定する名簿情報の変更又は修正の届出をしようとする者は、この規則の施行の日前においても、第3条及び第4条の規定の例により、その申出及び届出をすることができる。

避難行動要支援者名簿情報提供不同意申出書

年 月 日

石狩市長 様

私は、石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例第4条第2項の規定に基づき、災害の発生に備えるため、平常時の名簿情報の提供に同意しない旨を申し出ます。

1 申出者（本人）

ふりがな			性別	男・女
氏 名				
生年月日				
住 所	石狩市			
連 絡 先	電 話 番 号			
	F A X 番 号			

2 代理人（代理人が申し出る場合のみ記載願います。）

ふりがな			本人との 関 係	本人からみて
氏 名				
住 所	☐ 申出者（本人）と同居 ☐ 申出者（本人）と別居（下欄に記入願います。）			
連 絡 先	電 話 番 号			
	F A X 番 号			

備考

- 1 住所の欄は、建物名、部屋番号等まで記入願います。
- 2 代理人が申し出る場合は、代理人であることを証する書類の写しの添付を求める場合があります。

避難行動要支援者名簿情報提供不同意撤回申出書

年 月 日

石狩市長 様

私は、石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例第4条第2項の規定に基づき、災害の発生に備えるため、平常時の名簿情報の提供に同意しない旨を申し出ておりましたがこれを撤回する旨を申し出ます。

1 申出者（本人）

ふりがな			性別	男・女
氏 名				
生年月日				
住 所	石狩市			
連 絡 先	電 話 番 号			
	F A X 番 号			

2 代理人（代理人が申し出る場合のみ記載願います。）

ふりがな			本人との 関 係	本人からみて
氏 名				
住 所	☐ 申出者（本人）と同居 ☐ 申出者（本人）と別居（下欄に記入願います。）			
連 絡 先	電 話 番 号			
	F A X 番 号			

備考

- 1 住所の欄は、建物名、部屋番号等まで記入願います。
- 2 代理人が申し出る場合は、代理人であることを証する書類の写しの添付を求める場合があります。

別記第3号様式（第4条関係）（表面）

変更
名簿情報 届出書
修正

年 月 日

石狩市長 様

石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、名簿情報について以下のとおり（変更がありました・修正の必要があります）ので、届け出ます。

1 届出者（本人）

ふりがな			性別	男・女
氏 名				
生年月日				
住 所	石狩市			
連 絡 先	電 話 番 号			
	F A X 番 号			

2 変更・修正内容

（変更・修正）事項	（変更・修正）前	（変更・修正）後
☐ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☐ 住所又は居所 ☐ 電話番号その他の連絡先 ☐ 避難支援等を必要とする事由 ☐ その他		